

第百六十三回
国会

参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第三号

平成十七年十月十三日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

十月十二日

辞任

櫻井 充君

若林 秀樹君

近藤 正道君

十月十三日

辞任

柳澤 光美君

柳澤 光美君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

柳澤 光美君

藤末 健三君

又市 征治君

補欠選任

松下 新平君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

柳澤 光美君

国務大臣

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(金融)

国務大臣

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房郵政民

営化準備室長

内閣官房郵政民

営化準備室長

内閣官房郵政民

大塚 耕平君

岡崎トミ子君

小林 正夫君

高橋 千秋君

藤末 健三君

松下 新平君

峰崎 直樹君

柳澤 光美君

山根 隆治君

渡辺 秀央君

西田 実仁君

山口那津男君

山本 香苗君

大門実紀史君

又市 征治君

小泉純一郎君

麻生 太郎君

谷垣 禎一君

北側 一雄君

細田 博之君

伊藤 達也君

竹中 平蔵君

阪田 雅裕君

鳴谷 潤君

高山 達郎君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

渡辺 好明君

参考人

日本郵政公社総

裁

生田 正治君

杉山 篤史君

山本繁太郎君

渡辺 芳樹君

牧野 治郎君

篠田 政利君

細見 真君

楠 壽晴君

中城 吉郎君

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

六案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○世耕弘成君 おはようございます。自由民主党の世耕弘成でございます。

本日は、再びこの郵政特別委員会で、郵政民営化に関する特別委員会で郵政民営化関連六法案の審議が行われることになったわけでございます。

私も、ちょうど今を去る三か月前、七月十五日の日に同じこの場で総括質疑に立たしていただき

ました。その後、約八十時間にわたる審議をこの委員会で行いまして、さらに、八月の八日の日に

最後本会議でこの法案が否決をされました。その

後、総理の大変国民的な感動を呼んだ記者会見が

あり、そして総選挙へと突入をしていって、九月

十一日、投票が行われ、二百九十六議席、自由民

主党、そして公明党と合わせて三分の二以上とい

う形になったわけでございます。

この三か月、わずか三か月の間にいろんな出来

事があった、また回り回ってここへこの法案が

戻ってきたという感覚でございますけれども、

まず冒頭、小泉総理に、今回のこの一連の三か

月の動き、そして選挙結果の総括についてどう考

えをお伺いをいたしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 郵政民営化、賛

成か反対かというのが今回の選挙の最大の争点に

なりましたけれども、国民は賢明な判断を下して

くれたなと感謝しております。やはり郵政民営化

は必要だと、この郵政民営化を進めよという意思

を実際の議席で示してくれたわけでありまして、

この経緯までには、多くの反対した方々が陳情

に見えておりました。しかし、国民全体を考えれば、この議席は、自由民主党、公明党の候補者は

すべて賛成の方ばかり公認しているわけで、それ

に対して国民が強い支持を与えてくれたわけであ

ります。

○委員(陣内孝雄君) ただいまから郵政民営化

に関する特別委員会を開会いたします。

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便

事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行

政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律案、以上六案を一括して議題といたし

ます。

ので、できるだけ早くこの郵政民営化法案を成立させて、早く民営化の準備に入って経済活性化に資するような立派な民営化会社にしていくのが我々の責任だと思っております。

○世耕弘成君 今回の選挙を通して、やはり国民には特に我が自由民主党が大きく変化したということが印象付けられたんじゃないかなというふうに思っています。

私自身、いろんな組織の変革というのを見てくる中で、外部の圧力で組織が変わるということとはよくあるんですけども、組織自身がこの内部のエネルギーで変わっていくというのは非常にまれなケースではないかなというふうに思っています。

今回、自民党は、正に外圧ではなくて内部のエネルギーで変化をしていった。すべての選挙区にきっちり賛成派を立てていった。もう義理人情の世界ではなくて、きっちり国民に選択肢を示しているんじゃないかということで、しっかりとすべての選挙区に郵政民営化賛成の候補者を立てていった。そして、選挙自体、賛成か反対かということをも国民に問う選挙を設定していった。そして、候補者自体も公募という形で選んでいった。そしてまた今まで自民党では考えられなかったようなタイプの新しい候補者というのが続々と立候補をしていった。そういう意味では、内部のエネルギーで自民党が変わっていったんだというふうに思っております。

総理も、私、会議の席でおっしゃったことで非常に印象に残っているのは、自民党を自分ばつ壊すと言ってきたけれども、ぶつ壊しただけじゃなくてやっぱり新しい自民党に変えたんだということをおっしゃっていたことが、私、大変印象に残っているんですが、その辺のこの自民党の変化とか改革について、総理はどういうふうにお考えでございましょうか。

○内閣総理大臣 小泉純一郎君 私、この総裁選挙に立候補する前から、この小選挙区の制度においては有権者の過半数の支持を得る努力をしな

いと当選できない制度なんだと、既存のいわゆる特定の支持団体の支持も大事だけれども、それだけでは当選できない、圧倒的多数の有権者はどの政党の党員にもなっていないし、どの特定団体の組織にも加わっていないのが有権者で一番多いんだと、だから無党派と言われるこの政党にも属していない、その都度候補者を見て政党を見て投票するいわゆる無党派と言われる層は宝の山であるということを言ったわけです。

この方たちの支持を得ない限り、この小選挙区制である限りは当選できない、そこをよく考えて行動しなきゃならないということを言っていたわけであって、今回、正に一部特定の支持団体に縛られているような国会議員よりも、やはり国民全体の利益、今、総論賛成各論反対の典型がこの郵政民営化だろう、いわゆる行財政改革を断行しなさい、民間にできることは民間に任せなさい、公務員を減らしなさい、これにかなった今郵政民営化法案を出しているんだと。どうしてこれだけ公務員じゃなければできないんだと言っているのかについて多くの国民は疑問を感じて、自由民主党はそうじゃないと、特定の団体のための法案ではないんだと、国民全体の利益を考えている法案だということに対して耳を傾け、そうだなと思つて自民党候補者、公明党候補者に支援を寄せてくれたんだと思っております。

また、この解散の経緯から考えますと、予想以上の自民党から出たという新しいタイプの方々が公募で応じて来てくれた。いわゆる地盤、看板、かばんという旧来のそのようなものを持たない当選できないという、いわゆる慣例というんですかね、慣習というんですか、考え方に對して、自分はその選挙区に住んでいないと、名前も知られていないと、もちろんお金もないと、そういう方が、自分たちの志といいますか、今まで、経験なり見識というものを生かせる場を自民党に求めて自民党公認候補で出たいと千名以上の方々が応募してきたということは、これまでまでの自民党の公認候補を決定する際になかったことで

あります。

一方、そういう方に反発して、地元の自民党組織と党本部の組織の間で意見の違いもありましたけれども、それを乗り越えて自民党を変えていこうということについても、自民党に対して新しさ、新味を感じたのではないかなと思っております。

○世耕弘成君 この変わっていく自民党あるいは政治、そしてこれで、今回の自民党の大勝でもその改革が進んでいくらしいということ、これに対して非常にマーケットが敏感に反応していきます。やっぱり、株価の動きとこの敏感な反応が表面で見えないようなところできちつとやっぱり微妙な世の中の変化というのをとらえているんだなというふうにも思います。が、ずっとこのところ株価の動きを見ていると、ちょうどあの解散の少し前からいまではどうも政局不安定になるんじゃないかということではと下がり出していたんですが、これ、総理が解散される少し前、もう八月八日の正に参議院の採決の、多分私が賛成討論をやっている最中の時間辺りから株がびゅうっと実は、いや、本当なんです、これは上がり出してきた、その後どんどんどんどん勢いは止まってきた、今も非常にいい調子になっているんですが、やはりこういう改革への期待というのが株価にはつきり表れているんじゃないか。

も五億株を超えないと心配だなど、毎日五億株は超えているかどうか、一つの指標でした。それが今、十億株を超える、二十億株を超える、最近三十億株を超えるといういまだかつてない、出来高も大きいと。なおかつ、外国資本のみならず、日本の皆さんも投資をし出したという動きであります。もともと、外資警戒論もありましたけれども、私は外資歓迎論を取っているんです。外国企業から、外国資本から魅力のないような日本企業じゃしやうがないと。どんどん外国資本にも買ってもらうような魅力ある企業に育つてこそ、日本の経済に刺激を与え、活性化をもたらすんだというところから、この外国資本も日本の株に目を付け出したと。日本は投資に対して十分な成果を生み出してくる魅力ある市場だという気持ちがあるからこそ、日本に対して投資をしってくれるんだと思います。日本も、企業もばらつきありますけれども、非常に好調の動きにあるようでありま

ある人によると、非常に昭和六十年からのバブル期に似てきたんじゃないかと。選挙で自民党が大勝して政局が安定すると。そしてまた、当時は電電、国鉄という民営化だったわけですが、民営化という形で改革が進んでいくと。その中で株価が上がりついでに言う、阪神タイガースも優勝したというような状況で、非常に昭和六十年のバブル前後と今似てきているんじゃないかと思いますが、この辺の株価や経済の動きについて総理はどのようにお考えになつていらっしゃるのか。

このように、経済の面においてもこの四年間で失業率も減ってきた、そして国民にもかなりの自信が出てきたと、設備投資も増えてきたということから、これは日本経済は買いたんという印象を持っているからこそ最近の好調な動きにつながっているのではないかなと思います。

ということは、改革が進むと、止めてはいけないと、このまま改革を進めていくという前提だと思ひますので、この選挙の結果をきちんと受け止めて、今まで進めてきた改革路線を更に本格的なものにしていかなきゃならないと思っております。

○世耕弘成君 さて、前の国会で、この参議院の郵政民営化特別委員会で約八十時間の議論を行いました。これは私、本会議の賛成討論でも申し上げましたけれども、与野党の立場を超えて非常にいい内容の審議をさせてもらったんじゃないかというふうにも思っております。残念ながら、我々からすれば残念ながら、前国会では参議院では否決されることになったわけですが、この委員会での

○内閣総理大臣 小泉純一郎君 私が四年前に総理大臣に就任したときには、株の出来高、取引高

さるることになったわけですが、この委員会での

審議を中心として、前国会での参議院の審議の評価を小泉総理はどういうふうに行われているかということをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 参議院では実に丁寧な審議が行われたと思うのであります。衆議院が百時間に比べますと、議員の数から比べれば五十時間ぐらいでいいんじゃないかと言われたところが、八十時間ですか、非常に丁寧な慎重な円滑な審議が行われたと思います。それぞれ委員長の采配の下に、理事の協力で大きな混乱もなく審議も順調に進んで、それで円満に採決も行われて本会議に上程されたわけでありまして、私はかなり濃密な丁寧な審議が行われたと思っております。

○世耕弘成君 そういう中で、結果、残念ながら参議院では否決されたわけですが、その後、総理は参議院での否決を一つの原因として衆議院解散に踏み切られたわけですが、この辺、私は、憲法上やれるようになっていくわけですからそういう選択肢もあったかと思っておりますが、どういう経緯で参議院の否決から衆議院の解散までを決断されたのかという、その辺の心境とか判断についてお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、この郵政関連法案が否決されたら解散せざるを得ないという決意は、早い段階から固めておりました。

ただし、解散までは公の場で私の口からは言わないように注意して発言しておりました。私の真意を確かめてくる議員に対しては、それとなく、これは否決されたら解散する腹だという話はいましたけれども、口に出して解散するということとは言わないように心掛けておりました。

そういう中で、なぜ参議院で否決されたのに衆議院を解散するのかという疑問があるの分かっておりましたし、元々、就任以来、私は、郵政民営化、これは改革の本丸なんだと、小泉内閣の最重要課題であると、これを否決するということが、これは小泉内閣不信任と同じだと、これで勘のいい人は分かるはずなんです。多くは、参議院で

否決されたら総辞職だと思っていた人が多かったわけですね。それは、解散権というものは総理に与えられた専権事項であり、そのときの政治的判断によってなされるもので、内閣が決めればこれは法律的には可能なわけでありまして。しかし、政治的に無理だろうと見ている方が多かったようでありました。

私は、衆議院で否決された場合も解散する腹を固めておりました。しかし、五票差で通過しましたので、あとは参議院。それは、参議院で成立しないということは、自民党議員が造反しない限り、ならないことであります。

私が総裁選に立候補して当選したときも郵政民営化を掲げました。そのときも反対論者が多かったんです。しかし、総裁再選するときも初めてのと看して総裁選挙に臨みました。それにもかかわらず私を選んで、いまだにこの民営化反対で、小泉内閣の最大の課題でありこの否決は不信任だと言っているにもかかわらず、分かっているのか分からないのか反対にしました。

自民党の足を引っ張る勢力によって、私は総辞職しないということは早くから決めておりました。もしそんな自民党だったら自民党ぶっ壊していいと思う、そんな自民党は要らないと思っております。だからこそ自民党を変えろ。変えるというの、この郵政民営化、一特定団体に振り回されてつちもさつちも動けないような政界を変えたかったんです。政権政党自民党を変えたかったんです。だから、これに賛成できないような政党だったらぶっ壊れて当然だと私は思っております。そういう気持ちで解散しました。変えることに成功したんです。

○世耕弘成君 正におっしゃるとおり、その結果、大きく日本の政治、自民党は変わってきたんだらうと思っております。

さて、この参議院では、審議の一つの特徴で、採決の前にこの委員会十五項目にわたる附帯決議というのを決議をさせていただきまして、私自

身提案をさせていただいて、内容を読むだけで大変なぐらい非常に長文にわたる附帯決議だったわけですね。しかも、与党から提案という、まあ国会の常識からいけば非常に異例な形で提案をさせていただきまして。

提案した我々自民党、与党の気持ちとしては、国民がいろいろ不安を持っている、この法律の進むことによっていろんな不安を持っている。地方が切り捨てられるんじゃないか、金融サービスがなくなるんじゃないか、いろんな不安を持っている。あるいは郵政で働く人々も、自分たちの雇用は大丈夫だろうか、いろんな不安を持っている中で、やはりこの参議院の委員会ですばらしい審議の内容を決議という形でしっかりと残して、そういう不安を少しでも和らげたいということでこの十五項目にわたる附帯決議を付けさせていただいたつもりです。

また、選挙戦の中でも、もちろん郵政民営化を進めるんだというメッセージで我々自民党は選挙を戦ったわけですが、もう一つ、そのバックにはこの附帯決議というのが、この参議院で決議されていた附帯決議というのがあって、国民の皆さん心配は要りませんよということを訴えることもできたんじゃないかというふうに思っています。この参議院で付けさせていただいた十五項目の附帯決議の意義について、総理御自身どうお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 附帯決議につきましても、一部に郵政民営化すると郵便局はなくなるのではないかと、今まで、郵便局のサービスが国民全体に提供されなくなるのではないかと、この不安を払拭するための附帯決議であったと思っております。そのような不安はないと、解消するという趣意を付けてこの附帯決議が提出されたわけでありまして、この附帯決議というものを尊重して、決して民営化しても郵便局はなくなるならないということを、今後の民営化の過程ではつきり国民に分かるような対応をしていかなきゃならないと思っております。

○世耕弘成君 今回、ほとんど法案自体は、期日をずらしたという形で、前回と同じ法案が出てきているわけですが、恐らく今回の法案に対して、この前国会で決議をさせていただいた十五項目の附帯決議というのが実際に生きてくるんだらうというふうに考えております。

附帯決議十五項目の中から幾つか拾いながらその中身を少し確認をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、まず、やはり附帯決議で我々一番考えたのは、郵便局ネットワークをしっかり守られるんだということを、これは附帯決議の中でも第一項目にしっかりとわきまをいただいております。総理御自身も、前国会、この委員会での答弁で、郵便局ネットワークは国民の大切な資産だと明言をされた上で、このネットワークを守って、万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいという答弁をされましたけれども、その答弁に今も変化はありませんでしょうか、確認させていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そのとおりでございます。

○世耕弘成君 それでは、また別の中身に入っていきたいと思いますが、その附帯決議の中で、やはり我々非常に心配したのは、郵便局のネットワークは守られても、特に過疎地等においては貯金、保険という金融サービスが切り捨てられるんじゃないか、特に会社が分かれるわけでもないから、その辺の不安にこたえる意味でも、この附帯決議の中ではその郵便局会社に対する貯金・保険会社のこの代理店契約について述べさせていただいております。特にこの十年間の移行期間を更に超える長期の契約をやって、しかも個別の契約にするんじゃないかと全国一括、過疎地も含めて全国一括の代理店契約をきちんと結んでほしいというのを求めているわけですが、この辺の対応はどういうふうにお考えでしょうか。これは具体的な項目になりますので、竹中大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政民営化に当たりまして、今全国津々浦々で提供されている金融のサービスがやはり国民にとって大変重要であり、これを確保しなければいけないという問題意識を持っております。

民営化でありますので、金融のサービス提供に義務を課するということは、これは難しいわけがございますけれども、まず今総理の御答弁にもありましたが、その拠点となる郵便局をしっかりと設置すると、そしてその上で金融のサービスが提供されるように、我々としては移行期間、これは十年でありますけれども、それをカバーする十分に長期の安定的な代理店契約をその銀行、保険会社と郵便局会社で結んでくださいということに義務付けるということを法律に明記をしております。

公社というのは、言うまでもなく全国津々浦々の地域の非常に細かいサービスというのを強みといえますか、売りにしているわけでございますから、そうした形での一括した全体としての委託契約になるものというふうに想定をしております。

この代理店契約が全国一括のものとして実施計画に織り込まれるようにする、そしてこの計画は主務大臣であります内閣総理大臣が審査の上免許条件を与えるということになっておりますので、そういう形を通して、しっかりとした代理店契約が実態として結ばれるというふうに制度設計をしておりまして、そのようにしっかりとした運用をしていくつもりでございます。

○世耕弘成君 そういう形で代理店契約、長期で安定的な全国一律のものを是非結んでいただいて、過疎地においても金融サービスがしっかりと維持されるようにしていただきたいと思ひますし、我々としても更に移行期間を超えた安定的な契約というの、これはしっかりと求めてまいりたいというふうに思ひます。

また、この郵政民営化関連六法案では、当然、郵政民営化に至る十二年間に、ここから数えると

十二年間にわたる長い道のりの中で必要に応じてきつちり見直しを行えるようにということで三年ごとの見直し規定というのが設けられております。

我々、この参議院の附帯決議の中では、さらに、その見直しの中で、特に過疎地のサービスを担保するという意味で、設置基準に基づく郵便局の設置状況とか金融保険サービスの提供状況というの、この民営化委員会による三年ごとの見直しのメニューの中に入っているんだということを附帯決議で言わせていただいたわけですが、このとおりでよろしいでしょうか、竹中大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) この見直しというのは、郵政民営化、大変重要な大きな仕事をその法律の目標に定めてしっかりと行っていくかなければいけない、それに必要なことを正に総合的に見直しをしていただく、そのことを民営化委員会に、しかも三年ごとに入っていた、ということをお願いしているわけでございます。これは正に総合的な見直しでございますので、その法律が目指しているところに従って、そのいろんな形態も含めまして、設置の状況や経営の形態等も含めまして正に総合的にやっていただけるものというふうに考えております。

○世耕弘成君 今郵便局の設置形態は見直しの中に入っているということが確認されたと思ひますし、そしてまた、今いみじくもおっしゃいましたが、経営形態も入っているということでございまして、今回、この法律では四分社化ですね、持ち株会社の下にネットワーク、郵便局、そして貯金、保険の四つの会社に分かれるわけですが、この見直しの中には、前国会でも答弁いただきましたが再度確認したいと思ひますが、この四分社化という経営形態そのものも三年ごとのこの民営化委員会による見直しのメニューの中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 言うまでもなく、我々は今の形態が、法律で提起させていただいている形態がベストであるというふうに確信をしております。

ます。そして、その実現に向かってしっかりと民営化を進めて、その実現に向かってうまく進んでいるかどうかというのをその民営化委員会に見直していただくということを考えております。

繰り返しになりますけれども、この見直しは総合的でございますので、この法律に定められた枠組みが実現できるようにしっかりと総合的に見直していただきたいと思います。

○世耕弘成君 さらに、この法律では、この郵政民営化委員会の三年ごとの見直しを行って、その結果によるその意見に関してはこの法律で国会に報告をしなければならぬということになっていくわけですね。

我々参議院の附帯決議ではそれに更に追加して、この民営化委員会が見直しの意見を出す、それに基いて政府の郵政民営化推進本部がいろいろ施策を打っていくことになるわけですが、その政府の郵政民営化推進本部が具体的にやっていく施策についても国会報告をするようにという求めをしていくわけでございますが、このことについては竹中大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 世耕委員御指摘のように、まず法律では、民営化委員会の三年ごとの見直しに関する意見、これはこの郵政民営化法の中にきちつと国会へ報告するということを明記をしております。先般御議論いただいた附帯決議の中では、それに加えて、郵政民営化推進本部の施策についても国会に報告をするという、そういう形で運用してくれという御決意であったと思ひます。我々は、それに対して、その法の施行に当たっては、その御趣旨を最大限尊重して実現していくということを御答弁をさせていただいております。

国会への御報告、これは国権の最高機関でございますから、我々は常にその御意見を尊重して、しっかりとした報告をしていくことになるとうかと思ひます。これいろんな委員会等の運営の問題等とも絡みますので、どういう形でというのはこれからまた考えさせていただくことになりま

すけれども、我々としては、先般御答弁させていただきまして、そのような国会の御意向に對しては最大限尊重してしっかりと対応していくつもりでおります。

○世耕弘成君 そういふしっかりとした対応を是非ともお願いをしたいと思ひます。

さらに、この附帯決議というのはいろいろ国民の不安にこたえる、また働く人の不安にこたえるという意味でもかなり細かいところまで踏み込んでおります。ロゴマークなんということも述べさせていただいているんですね。あの郵便局の今のマークですね。民営化の各社のロゴマークは現在のマークが統一的に利用されるようにということ、を、そこまで踏み込んで附帯決議で決議をさせていただいているんですが、この点に関しては、大臣、そのとおりでよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) この問題に関しては、総理もこの場で御答弁を既にしておられると思ひます。

現在の郵政公社のこのティです、ティマークというのは、通信省時代の明治二十年に制定されました、旧郵政省、公社を通じてこれは本場に広く国民に親しまれているという、大変価値のあるものだろうというふうに私自身も思っております。

で、民営化後の各会社のロゴマークについては、郵政グループとしての一体感を醸成するためこの現在使用されているロゴマークを各会社が統一的使用するということは、もちろんこれは可能であるし十分考えられることだと思ひます。これはまあ新会社の経営陣が自主的に判断すべきことではございますけれども、このマークが貴重な財産としての価値を持っていると思ひますし、新たなビジネス展開において活用されるということを私も期待をしております。

○世耕弘成君 我々もそう期待していますが、当然これは経営判断の問題でもあると思ひます。今日は総裁お見えですので、特に通告はしていませんが、いやティの字マークは困るよと、

もつと新しいデザインを選びたいんだなとてこと、あるいは赤を青に変えたいとか、そういうことがないかどうか、ちよつと総裁に確認しておきたいと思っています。

○参考人(生田正治君) 私は旧経営陣になる、新経営陣が判断するので私が言うのはおこがましいわけですが、公的にも個人的にも私はあれ大好きなんです。非常にすばらしいと思います。あれは単にティマックというだけじゃなくて、百三十年を超える郵政事業の先達たちが培ってきたお客様からいただいた信頼のシンボルマークだと思うんです。だから、私は、次の新経営陣には是非それを採用してくださるよう、国会の附帯決議や各大臣がおっしゃったことを尊重してですね、尊重するまでもなくですね、採用してもらうように強く進言したいと考えております。

○世耕弘成君 はい。じゃ、そういう意味でティの字マークは変わらないという理解でいきたいと思っています。

また、附帯決議の中では、ロゴマークだけではなく、グループ経営というのは、当然ロゴマークのイメージも重要ですけども、やっぱり人の交流、人がそれぞれ一体的な目的を持って、一体感を持ってやっていかなきゃいけないということで、この四社間の特に人事交流についてしっかり行えるようにしてほしいということを述べておりますが、この人事交流は制限なく自由に行われていくというふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。竹中大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 一体感の場合を考えると、やはり人同士、人間同士の一体感というのが最も重要な基盤であると思います。

民営化後において職員のその会社間の移動がどうなるかということに関しては、これは正に民営化の趣旨を我々十分に踏まえまして、制度設計上、これは民営化である以上、特段規制をしないということを確認しているところでございます。むしろ、当分の間は新会社に共通して国家公

務員共済制度を適用する、これは職員のその待遇へ配慮してそのようにしているわけでございますけれども、そういうこともございますし、また退職手当の支給に当たりましては公務員時代の在職期間を通算することになっている等々によりまして、これはやはり相互間で会社間の円滑な人事交流が行える十分な基盤も用意されているというふうに思っております。

これによりまして、会社間の人事交流については、これはまあ、これもやはり経営上の要請に従いということにはなりますけれども、グループとして一体感の醸成を図ることが可能でございますので、そのような方向では是非運営をしていただけていると思っております。

○世耕弘成君 もう一つ、この参議院の審議でも非常に心配の声が出ていたのが情報システムでございます。やはり、金融機関の情報システムというのは、これはもう膨大なプログラムでございます。実際には民間の銀行で合併等があった場合にいつもトラブルが起こっております。最近も起こっておりますが、実際に消費者に大変な迷惑を掛けているという状況になっているわけでございます。

当然、民営化に当たってもこの情報システムの更改というのが行われるわけですが、この情報システムに何か問題があった場合には、この附帯決議では我々は国民生活に支障が生じることがないように公社と政府が協力をしてきちつと対応してほしいということを求めているわけですが、竹中大臣、具体的にやっぱシステム開発が間に合わないとか、あるいは重大な問題が発生したというときにどういう対応をされるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) システムの開発が極めて重要な関心事であると、本当に間に合うのかということに関しては、これまでいろいろな御議論をいただいたと承知をしております。

御承知のように、この情報システムの問題につきましては、郵政民営化情報システム会議におき

まして、専門家に集まっていたかまして検討を重ねていただきました。その結果としまして、システム開発において問題が生じた場合であつても、それが想定される範囲内であれば二〇〇七年十月の、これ半年延期したということでございますけれども、十月の民営化に特段の支障はないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、それでも万が一想定を超えるようなシステムの問題が生じた場合におきましては、これは特別の措置としまして危機対応策を設けております。閣議決定を経まして、施行期日を平成二十年四月一日に延期できるというふうな仕組みにしております。

この判断に当たりましては、国民生活に支障が生ずることがないよう是非適切に判断をして、その情報システム上で国民に迷惑が掛からないようにしっかりと対応してまいります。

○世耕弘成君 国民が本当に困ることがない、これ正にお金の引き下ろし、特に過疎地にとつては郵便局がないとお金が下ろせない、年金が下ろせないというケースが非常に多いわけですから、そこは万全な対応を改めてお願いをしておきたいと思っております。

また、この附帯決議の中では、民営化までの間に、これもシステムと関係してくるんですが、郵便貯金の限度額とか、あとは簡易保険の保険金額の管理とか口座の管理、そういったものが少しあいまいになっているところもありますので、これを徹底してコンプライアンス面での態勢を確立してほしいということを求めているわけでございますが、公社として、これはもう公社の間にやっておいてほしいということを決議させていただいているんですが、公社として今具体的にどういう取組をこれから行っていくのか、お伺いしたいと思っております。

○参考人(生田正治君) お答え申し上げます。先ほどお話をしましたように、ティマックが形のあるブランドでありシンボルとすると、そのときに触れましたように、信頼というのがやはり郵

政事業のソフトとしてのシンボルでありブランドだと思っております。そういった意味で、それを担保するのがコンプラですから、コンプラだけじゃないですけども大きな柱がコンプラですから、私どもとしては経営の最重要課題の一つと、こう位置付け、努力しております。

具体的には、昨年の一月で限度額を超えたものをチェックできるシステムをやつと整備することができました。それをベースに現在正に努力中でございまして、昨年の三月の時点、システムがございまして三か月たった三月の時点で三百八十一万人、七兆円強ありました超過額は、最近の九月中旬の数字でいきますと約一兆五千億円、百六十三万人まで減少はしてきております。減った額は大きいですが、残った額も巨大なので、私どもはこれを非常に深刻に受け止めております。

実際上の同名異人というのを本当に異人かどうかチェックするというのは、実はこれ全部手作業になるんです。機械じゃはじけないんです。だから、これはもう膨大な人間と時間が要りますので、システムで出してきたやつを一挙にシステムで完全に洗うということができないんで、今マニアルで必死に追っ掛けておりまして、お約束できますのは、来年の三月末までに全員の方に少なくとも減額していただくように強い御要請を出す、これは来年の三月末で完了いたします。ただし、相手がありますから、応じていただくかどうかで多少の時間のずれが出るかも分かりませんが、その後まだ民営化までに一年半ありますから、最善の努力をしたい。

さらに、これに加えて、住所変更の影響を除外して名寄せの精度を高めるために、住所氏名に代えまして生年月日、氏名をキーとして名寄せをする、こういうこともいたしております。

簡易保険の方でございますが、管理につきましては、保険契約の申込み受け時、受け付けるときにおきましては郵便局で、契約を締結するときにおきましては簡易保険事務センターで、それぞれ当該申込みにかかわります被保険者の方々につき

まして保険金額の加入限度の超過額があるのかないのか、これをすべて今確認しております。加入限度を超過する場合はもちろんお申込みをよく御説明してお断りすること、適正な管理をしております。

加えまして、簡易保険の保険金額の管理につきまして、時々それに加えて自発的なモニタリングもやりまして精度を確認するというところでございまして、今後ともそういった意味で郵貯、簡保ともコンプライアンス、名寄せのチェック、限度額の管理につきましては最善の努力をしていくつもりであります。

○世耕弘成君 だんだん時間も迫ってきておりますので、是非とも積極的に進めていただきたいと思っております。

あと、附帯決議の中でいろんなメニューがあるんですが、特に国債の消化について言及をしている部分があります。当然、国債を抑制して、国債発行を抑制していくというのがこの郵政改革の一つの目的であるわけですが、しかし一方で、大きな変化があった場合には、これは経済的に大きなトラブルになるということで、国債消化に支障がないようにということをこの附帯決議では求めさせていたと思います。

これ、具体的にどういう形で担保実行されていくのか、竹中大臣にお伺いをしたいと思います。○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政という大きな機関が民間市場に入っていくと、そのときにいろんな形で、やはりショックが生じないようにいろんな工夫はしております。

そのうちのひとつが国債の消化に関するものというところになるかと思えます。今回提出をいたしました郵政民営化法案におきまして、これ郵政民営化法案の第六十二条ということになりますけれども、国債市場における予測可能性への配慮等の観点から幾つかの点を織り込んでいます。民営化前に契約された旧契約については、これは新契約と一括して運用することになります。そうすると、どうなるかというと、新契約、旧契約

一括して運用しますので、今までの資産と負債の管理が大きく変わることはないということになりますので、民営化を機に郵政への投資行動が一変するということはない。それも一つの重要な点でございます。

また、民営化の当初でありますけれども、旧契約がこの資産運用の大部分を占めるわけでありまして、これにつきましては引き続き、これは政府保証が付いている預金の運用でございますから、引き続き、当然国債等の安全資産に運用することになる。このために、資産構成の極端な変化が生じにくいという形になります。

さらに、この移行期間中におきましては、例の管理機構ですね、独立行政法人の旧契約を管理する管理機構が、新会社からその資産運用の見通しについて報告を受けてその内容を公表する。つまり、市場に対して継続的な情報提供を確保して、一種の予測可能性といえますが、そういうものを確保するような仕組みも持っております。

加えまして、今度は新契約、新しく契約される分、政府保証の付かない分でございますけれども、この分については、当初は公社と同じ業務範囲からスタートをして、そして段階的に業務範囲を拡大していくことでもありますので、今申し上げた、四つの点申し上げましたけれども、市場へのショックを吸収しながら段階的に拡大していく、予測可能性にも十分配慮すると、そういう制度設計を行ったところでございます。

そして、言うまでもありませんけれども、やはり国債市場を安定化させるための最大の問題は、最大の要因は、何といたしても財政赤字そのものを適切に管理していくことでございますので、この点は財務大臣も大変努力くださっておりますけれども、しっかりとした財政の健全化を目指す、そして国債管理政策そのものもしっかりと行っていくと、これがやはり基本であろうかと思っております。

○世耕弘成君 ほかにも、この附帯決議十五項目もありますのでいろいろなことを言っているんですが、最後に一つ確認をしておきたいのは、この附

帯決議で、少しユニークな形なんですけれども、郵政民営化をやれば、これ法人税収五千億ぐらい上がってくると言われているんですが、この税収増加で、元々非常に不利な状況にある過疎地対策とかあるいは高齢者対策、そういったものを充実をしていくべきではないかということを提言をさせていただいているわけですが、その点に關して、これ竹中大臣、具体的にどういう対応をされるんでしょうか。附帯決議の一番最後のところに載せていただいていたところだと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) この点につきましては、財政の再建とともにいろんな点で配慮してほしいという、そういう附帯決議の内容であつたかと思えます。これは政府内部の各方面ともよく相談をしまして、前国会における本委員会の附帯決議の御趣旨を十分尊重して、十分配慮していきたいというふうに思っております。今後の課題でございまして、十分配慮して努力をしたいと思っております。

○世耕弘成君 これは税収と財政にかかわることですから、谷垣財務大臣、ちよつと通告はしていないんですが、何かお考えはただけですしょうか。郵政民営化で法人税収増えた分、過疎地対策とか高齢者対策をやるべきではないかという附帯決議に關して何かお考えはありますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 過疎地対策あるいは高齢者対策、今までもいろいろ意を用いてまいりましたけれども、今度、基金というのはやはりそういうことを心掛けてほしいという形でつくつてあると思えます。

今、法人税収を何に使うかということでございますが、これはこれからの予算編成の中で考えていかなければならないことでございますが、やはり過疎地の対策、高齢者対策、今後ともそういう予算編成の御議論の中で十分意を用いてまいりたいと思っております。

○世耕弘成君 国民の皆さんにも、このように前国会で参議院は非常にきめ細やかな政府に対する

要求を突き付けているということを御理解をいただきたいと思えます。これは否決された法案に対する附帯決議ですから、いったんもう無効になつてしまっているわけですが、同じ内容の法律が今出ているわけでございますから、この法律に對してもこの十五項目の附帯決議の精神が精神として生きていらっしゃるということを明確に申し上げておきたいと思えます。

さて、この間の選挙は、先ほど総理にいろいろお伺いをしましたけれども、この郵政民営化、イエスかノーかを問うた選挙でございました。野党側ともかなり激しい論戦を闘わせたわけでございますが、その中で特に野党の皆さんあるいは郵政民営化反対の皆さんから言われたのは、郵政というのは全然税金を使っていないんだと、だからこの税金を使っていない組織を民営化しても行政改革にはつながらないんだ、だから政府がやっているこの民営化は意味がないんだという批判を非常にいただいたわけですが、その批判に對して、竹中大臣、どういうふうにお答えになりますでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 確かに、郵政には税金を、郵政は別に赤字を出しているわけではない、現時点で、だから税金を投入していないと、そのような反論は各地で私も耳にいたしました。それに対しては、私自身いろんな場で常に反論をさせていただいてるところでございます。やはりその議論はおかしいと思えます。

なぜならば、これはやはり民間と同じ形で業務を行つて競争しているわけではございません。税金等々、法人税等々を免除をされている。これはやはり、いわゆる経済学的に言うところの機会費用という言葉になるかと思いますが、本来であつたならば、民間企業であつたならばどうであつたかということとの比較を厳密には行うべきで、その部分に關しては、やはり国民は、税金は支払われているけれども、国民は目に見えない形で負担をしている、そのことをやはり明確に認識をする必要があるかと思えます。

大臣 今後十年間一〇〇％政府出資の会社であり、新たな国有会社をつくり出すことになりますという文言が、これ、民主党の広告に出ているんですが、この法律上、そんな会社というのはあるんでしょか。

りまして、そういう意味では、民主党もこれは聞
違いを認めていただいたのかなと思つています
が、最後に総理にお伺いしたいと思います。

今回、郵政民営化は改革の本丸だと。我々も漢
字戦で、改革、構造改革の入口なんだというこ

ましてね、郵政民営化実現したらやることないんじゃないか、とんでもない。もう一年間目まぐるしいほどやることは山積していると思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

○世耕弘成君　以上で質問を終わらせていただきます。

私個人としては賛成なんだというような発言をしたことに私は本当にびっくりいたしました。それだつたらなぜ審議の中で対案を出していただかつたらどうかと残念に思うことであります。そんな部分が国民に落胆を招いて今回の結

になったんではなからうかなと、こういうふうに思います。

よく言われるように、真実は一つと言われますけれども、言葉どおり、真に国民を思う気持ち、これは以心伝心、正しく伝わっていくものと考えます。私たち、与野党を問わずこの以心伝心という言葉を肝に銘じまして国務に励まなければならぬと、こういうふうには思います。

このたびの衆議院選挙、総理の御発言は物すごいインパクトがありました。殺されてもいいと、もう私は本当に総理の今まで長いお付き合いの中で、本当の気持ちがこの短い言葉の中に表されたんじゃないかなと、こういうふうには思いました。そういう決意の下に、改革に命を懸けて取り組むという小泉総理の不退転の決意と退路を断つたこの姿勢が国民に共感をいただいたということだと思います。国内外においてはいろいろな、様々な問題がございますけれども、混沌とした時代だからこそ、ぶれない強いリーダーを国民が求めている、その国民の気持ちと小泉総理の気持ちの一体になった結果ではなからうかなと、こういうふうには分析をさせていただきます。

以前、私は総理が選挙区でありました時代からずっと川崎に、今も住んでおりますけれども、中選挙区時代、小泉総理の選挙区、大変な選挙区でございまして、旧神奈川二区といまして、横須賀市と鎌倉市、三浦郡と川崎市でございまして、大変な飛び地でありました。お話を聞きましたところ、夜、宣伝カー動かすんであればいいけれども、昼間動かす場合にはスイッチを横浜の部分だけ切って走るんだって、こんなことを聞きました、大変な御苦労の中で期数を重ねてこられたんだなということを感じ深げに今思っております。

当時の小泉純一郎代議士、地元の小さな会合でも積極的に顔を出されまして、一生懸命に政治活動に汗を流されていたこと、今でも私はしっかりと覚えております。小泉総理の終始一貫した、ぶれない政治姿勢に強い感銘を覚え、私はいつか小

泉総理の近くで小泉総理にも御質問申し上げる機会にいただきたいな、こういうふうには思っております。まあ当時はそこまでは考えておりませんでしたけれども、いみじくも本日、この記念すべき日が実現いたしました。

昭和六十二年でございましたけれども、私は当時、小泉総理に御指導いただいたり地域の方に御指導いただいたり川崎の市議会議員に初当選をさせていただきまして。まあ、小泉という、おまえ親戚かと言われますけれども、今は親戚以上のお付き合いだと思っておりますので、(発言する者あり)はい、チルドレンじゃなくて、もう本当に御指導いただいている立場でございます。

それと、昨年の夏でございましてけれども、縁あって神奈川県から参議院議員として当選をさせていただきました。この間、長年にわたりまして小泉総理に大変な御厚情、御指導をいただいたことをこの場をおかりいたしましてまず御礼を申し上げておきたい、このように思います。

それと、総理、二十年前に総理と御一緒に撮った写真ありまして、そのときに総理が言っていた言葉を今思い出しているんです。総理はそのときにもう郵政民営化やるんだって言っていました。よくほかの会派の方が、郵政民営化というのはアメリカから言われてやっているといるんじゃないかなんて言われる方がいたようでありまして、私が生き証人であるから、二十年前から総理はそういうことを言っていたということはどうぞ国民の皆さんも御理解いただきたい、こういうふうには思います。

今回、小泉総理、日本を愛するお気持ち、極めて端的に表現されました。改めて郵政民営化実現に向けて総理の熱い思い、いま一度お示しいたきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は小泉昭男議員とは、中選挙区制時代は同じ選挙区の私は衆議院議員、小泉昭男さんは市会議員という立場で、一緒に協力して政治活動をしてまいりました。今

回、縁あって参議院議員として当選されて、こうして身近に質疑ができる、大変うれしく思っております。

選挙中、さすが小泉昭男さん、うまいなというのは、今の言葉ですよ。小泉・小泉、よく親戚です。かつて聞かれましたね。何て答えるんだと思つたら、親戚以上の付き合いです、これはさすが、うまい表現だなと思っております。

今日こうして、こうして質問、答弁の立場に立ちましたけれども、この郵政民営化というのはもう二十年ぐらい前から私が主張してきたことで、あつて、ようやく国民的な議論を巻き起こして、国民も支持をしてくれたかなと、感慨深いものがあります。

これは、もとより経済活性化のために、そしてできるだけ国民が創意工夫を発揮できるような時代にしたいと日本の経済は停滞してしまうと。郵便局の資産もつたいないじゃないかと。あの郵便局の局舎においてももっと有効利用できる面があるんじゃないか。しかし、役所がやっている限りはもう三事業に限定されていく。いろいろな商品、サービスにも規制が掛かっていると。しかも、民間でも既にやっている事業があるということから、どうして民間人に任せないのかというものは長年不思議に思っております。

今回、ようやくその民営化の趣旨を多くの国民も支持していただけて、国会議員の皆さんも反対から賛成に回ってくれる議員がかなり出てきて、実現の方向に向かって進んでいるということは大変いいことだと思っております。

これから民間にできることは民間にということでありまして、この郵便局の仕事は民間人に任せて、民間人の優秀な経営者によつて三事業のみならずいろいろな事業に進んでいただきたい。また、その事業、サービスが、国民の必要とするような商品を提供しサービスを展開してもらうことによって、国民経済の活性化にも資すると思っております。

なおかつ、民間になるわけですから収益を上げ

てもらふように、この民間の経営者も社員も汗して努力していただくでしょう。収益が上がれば当然法人税等納税していただけるわけですので、財政にも資すると。そういう形で立派な収益の上がるような会社にしていただけて国民の利便を向上させていただきたい、そういうような民営化に持っていきたいと願っております。

○小泉昭男君 改めて決意のほどを拝聴させていただきました。

今回の郵政民営化については、選挙を通じて国民に本当に理解が深まったんじゃないかなと、こういうふうには思います。私は、これも当初から、総理が代議士時代に郵政民営化、話聞いたときにはもう全く理解できませんでした。どうしたことなのか、どういう内容なのかというのは全く分かりませんで、ただ頭の中に郵政民営化は必要なんだということだけ記憶に残っていた状態でありました。そして、最近になって、財投の問題だとかいろいろものを勉強するにつけて、郵政民営化は避けて通れない改革であるということをしつかりと勉強させていただきました。これから、この巨大化した郵便事業、現状のままではもう無理だということはどうも国民もしつかり御理解いただいたわけでありまして、これから発展的にやっていかなきゃいけないなと。

特定局のある方には私はいくつかお話を申し上げました。今よりも経営の自由度は高まるし、縛りがなくなる、そうだったら、もともと地域に根差した新しいタイプの経営ができるんだということをお話ししたことございました。そして、現実には青葉台の方に何かコンビニを含んだ郵便局があるというので私もちょっとのぞかしていただきましたけれども、これは一つの例だと思っておりますけれども、コンビニという意味が、これからコンビニエンスストアを経営するんだということではないと思うんですね。コンビニは利便性、便利という意味で考えなくちゃいけないと思うんです。そういう意味で、私はこれからその地域で本当に必要なものを、そういうものを窓口としてやって

いられる、そういうふうな特定局に様変わりしていけば、更に経営は安定し、しっかりとした利益も得ていけるんじゃないかなと、こういうふうな期待をいたします。

今回、この衆議院選挙を振り返って見まして、一つ、神奈川県で大きな出来事というか、変化がありました。これは、神奈川県で参議院の補欠選挙、今行われています。この補欠選挙には、民主党さんの参議院の方が十一区に刺客として送り込まれたというんですね。それで、それから、その結果としては厳しい結果になってしまったという、これはもう現実の問題ですから。そして、その現実の問題でそういう状況の中で、今回私が本当にこれは民主党さんにも申し上げたいんですけれども、この選挙で幾ら掛かるかというんです。二十六億近いお金が掛かるというんです。税金の無駄遣いをやっちゃいけないって言っているそういう会派の方が、そういうふうなことも平気でそういう方向に進んでしまおうというのがちよつと理解できないなと、こういうふうな思いです。

反面、先日の衆議院の、特別国会の中で民主党さんが短期間で郵政の対案をまとめたこと、これはもう私は評価いたします。しかし、その対案をもっと早く出していただければ国民はもっと早く理解をいただけたんじゃないかなと、こんな気持ちもいたしまして少し残念でございましたが、これからしっかりと与野党、国民のために議論を深めていかなくちやいけない、こういうふうな思っております。

今回、我が党では、衆議院でフレッシュな新人議員大勢誕生いたしました。しっかりと議論が始まったようでございますので、どうかこれからも皆様方に御指導をいただければ、こういうふうな思いです。

今回の民営化について、要は公社が民営化になったら職員がどれだけ夢を持って働けるか、どれだけしっかりと改革に取り組めるかということではないかなと、こういうふうな思いです。ひいて

は国民の利益になるわけでありまして、生田総裁がよく発言されておりますように、良い民営化を進めていく、こういう努力を我々がしていく使命があると思います。

先ほど総理から郵政民営化への思いを聞かせていただきましたけれども、総理はもう四年を過ぎまして五年目に入っております。支持率も大変高いということでございますので、国民は、この改革を更に進めていただきたい、改革を止めないでいただきたいということを大変強く望んでいるんじゃないかなと、こういうふうな思いです。

郵政民営化法案が可決された後に、先ほど世耕委員が同様のことをお話しされましたけれども、この法案が可決された後に、引き続き更なる改革を推進していかれるものと思えますけれども、再度お考えを伺っておきます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もとより、行財政改革というのは、いかに無駄な政府なり地方自治体の役割を削っていくか、そして国民全体の活力を引き出していくかということの手段であります。

これから、高齢少子社会を展望いたしますと、どうしてもこの社会保障における負担というものが増えていく。これは、若い世代が減少しているという中であって、今の高齢者のそれぞれの保障されている給付というものが現状維持であるならば、これを支える側の負担は増えていきます。そういうことから、現在、日本における年金、医療、介護等の社会保障制度をこれからの将来持続できるようにしていくためにはどのような制度改革が必要か、また給付、負担の割合を含めまして、国会において衆参合同の社会保障制度に関する協議会が設立されております。この問題についても、一朝一夕、一年や二年でできる問題ではありませんので、これができるだけ与野党協議を精力的に進めまして、しっかりと社会保障制度を築いていかなきゃならないと思っております。

さらに、そういう際にも、現在の厳しい財政状況

況、もつと手当てをという声は強いわけでありまして、増やす方ということに対しては余り抵抗はないわけでありまして、減らす方となりますと、これはもういつも猛烈な抵抗が出てくるのはよくお分かりだと思えます。そういう面においては、増やす場面があったら減らす方も考えなきゃいけない。

歳入歳入の見直し、このような財政につきましても、できるだけ国債依存度を減らしていくということをお考えないと、ますます将来に対して不安を覚える。言わば景気の回復と財政状況の改善というものを、決して別問題ではありません。この難しい道をどうやって順調に歩いていくようにしていくかという財政改革も必要であります。

そういう面において、地方にできることは地方にとつた、先ほど言った三位一体の改革、そして、政府の役割というものと民間の役割というものを厳しく見直そうというそういう改革も、様々なものがありますので、就任以来掲げておりました、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にという総論賛成に沿って、各論の問題に踏み込んで改革を進めていきたいと思っております。

○小泉昭男君 大変に、国の全体の問題でございますから、これからの難しい局面多々あるうかと思えますけれども、この議論の中で私たちの協力できることはしっかりとやっていかなくちやいけない、改めて強く思いました。

それでは、竹中大臣にお伺い申し上げたいと思えます。

代理店契約、先ほど世耕委員からもお話ございました。

その前に、全体的な部分で、前国会での附帯決議、これは最大限尊重していただきたいと、こういうふうな強く思うんですけれども、このことについてのお考えをまず伺っておきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今国会にこの郵政民営化法案、我々提出をさせていただいておりますが、

れども、その法案の中身は、委員御承知のように、民営化の実施スケジュールを半年延期すると、そういった形で若干の技術的な修正は行っておりますが、基本的には前国会で御審議いただいた法案、その骨格については変更をしているものではないでございます。

したがって、前国会の法案の審議におけます我々の政府側の答弁というのは、今回の法案にもそのまま当てはまるものでございますので、当然これを遵守してまいれる所存でございます。

お尋ねのその参議院の附帯決議につきましても、これは国民の懸念や不安を払拭するためいろいろお考えくださった、その趣旨を重く受け止めていたところでございまして、法案を成立させていたいただいた際には、その施行に当たって最大限尊重してまいりたいと思っております。

○小泉昭男君 先ほど申し上げましたけれども、世耕委員からも御質問がありましたけれども、代理店契約、これは移行期間後も長期にわたって安定的な代理店契約を締結する、これが一番大事なことじゃなかろうかなと、こういうふうな思いますので、また改めてこの部分を伺っておきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) そもそもなぜこの代理店契約を義務付けているかということについてでありますけれども、これ、郵便貯金銀行、郵便保険会社、新しくできる銀行、保険会社は当初は直接の販売の拠点を持たないという会社になります。そうしたところが安定的にしっかりとした金融機関としての業務を行っていくためには、やはり営業拠点に関して安定的な代理店の契約ないしは保険募集の契約が結ばれているということ、それが免許を与える、具体的なみなし免許を与える条件になるというふうな考えているところでございます。したがって、法律の考え方としては、最低移行期間を力パーする長期安定的な契約を結んでくださいということになるわけでござい

す。

その一方で、この移行期間を上回る長期の契約

を締結するということは、これは特に妨げる必要はないと考えております。具体的な契約期間を移行期間を超えて、移行期間十年ありますけれども、その十年を超えて、十年を超えようとするにについては、この免許条件を満たしている限り、郵便貯金銀行、郵便保険会社、そして郵便局会社の経営判断により可能であるというふうに考えているわけでございます。

これは非常に極端な例として、じゃ無限の期間とか百年の期間はどうなのかというような議論をされる方もいらっしゃるわけですが、この代理店契約というのは金融機関としてしっかりとした安定的な健全な経営を行うために義務付けるものでございまして、極端な百年、二百年というようなそんな長期になりますと、むしろこれは経営の健全性を明らかに損ねるものでありますので、そういうものは想定はされないわけでございまして。しかしながら、経営の判断に基づいて移行期間を上回る長期の契約を締結する、そしてそれが免許条件を満たしているということであるならば、これはそれを妨げるような措置は全くございせん。

○小泉昭男君 なるべく将来もずっと続く会社にしていただきたい、こういうふうに思いますので、長期的な視野にわたっての契約も必要かなと、こういうふうに思います。よろしく願いをいたします。

資金の流れ、これは官から民へという総理の言葉のとおり、民間に、三百四十兆円とも言われるという莫大な資金を民間に流して自由に活用がなされるようにしたい、こういう方向だと思っておりますけれども、当然、財政再建だとか我が国の経済の活性化にもつながっていくと思っておりますので、この点についてもお伺いしておきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政の民営化は様々な形でこの国の改革に資する改革の本丸であるわけでございますけれども、その中でも、とりわけやはり資金の流れをしっかりと官から民へ変えてい

くということがその目的の中の最も大きな一つであるというふうに認識をしております。

そこで入口の、この公的な資金の入口の郵貯、簡保の改革、そして出口に関しては先ほど総理からもお話のありました特殊法人、政策金融機関を含む特殊法人等々の改革、これをしっかりと全体として改革することによってお金が官から民に流れていく、そういう道をつくっていくことが極めて重要でございまして。

具体的にこの郵政の改革について申し上げますと、これは政府が今政府保証を付けてお金を集めております。政府保証が付けている以上、このお金の運用というのはやはり安全な資産でしか運用ができません。で、安全な資産で運用するって具体的にどういうことかという、これまででは政府系金融機関、国の機関に貸し付けたりないしは国債を引き受けたりする、結果的にこれは官が集めて官で使うという構造になってしまっているわけでございます。

当初、非常に大きな額の政府保証が付いた、いわゆる旧勘定をこの組織は持ちます。これについては国債等の安全資産で運用されますが、新規契約分につきましては、これは当初は公社の業務の範囲から始めて段階的に業務範囲を拡大していく、その中で運用の、資産運用の範囲も拡大をしていく、そして民間に資金を回すことが可能になっていくというふうに考えております。

この民営化を実現することによりまして、国民の貯蓄が経済の成長、発展の源として有効に活用される道が正に開かれていく、これをしっかりと実現していきたいと思っております。

○小泉昭男君 是非一層の方向付けをいただきたいなと、こういうふうに思います。

先ほども、これも三年ごとの見直し、民営化委員会が行うことの、このことについては、世耕委員からもやはりお話ありましたけれども、これ、経営形態の中に四分社化も入っていく、この見解でよろしいですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政民営化というの

は、何よりもやはり国民の利便を向上して経済を活性化するために行われるものでございます。これがやはりしっかりと行われるかどうかということとをこの民営化委員会の三年ごとの総合的な見直しで行っていただかなければいけません。

したがって、この総合的な見直しというのは経営形態の在り方を含めた郵政民営化に関するすべての事項を対象とするものでございまして、民営化委員会がこの民営化の進捗に関しまして民営化の目的に照らして問題が生じているというふうに判断したときは、民営化法の定められた理念、方向に即して問題点についてしっかりと正に総合的な見直しを行っていくことになりま

す。

○小泉昭男君 民営化委員会の役割の中でも、移行期間における段階的な業務拡大について民営化委員会の役割、極めて重要だと思うんですけども、これと併せて、透明性の確保、これはもう一番大きな部分だと思うんですね。みんなにはっきり物が確認できるような形で遂行していかなくちゃいけない、これが基本だと思います。

そういう意味で、先ほどのお話にもありましたけれども、情報公開等についてもしっかりとやっていかなくちゃいけない、こういうふうに思いますけれども、いま一度この辺のところを確認させていただきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 民営化というのは、民間の経営でしっかりと経営の自由度を持つていただく、そしていろんな活性化をしていただく、これが最大のねらいでございますが、一方で、他の民間企業に対する圧迫、いわゆる民業圧迫が生じないようにイコールフットリングをしっかりと図っていく必要がございます。

民営化委員会は、したがって新規の業務を行うときに正に中立的、専門的意見を踏まえて意見を述べるといふことになるわけでございますが、委員お尋ねのその際のやはり透明性の確保が重要であろうという点は全くそのとおりだと思っております。主務大臣による新規業務の認可等に

当たって意見を述べるその民営化委員会につきましては、この公正性とか透明性を確保する必要がありますために、具体的に言いますと、民営化委員会がある場合には、その内容を公表すべきことが法律上義務付けられております。したがって、意見を述べたときはしっかりとこれは法律に基づいてその中身は公表されることになりま

す。

また、法律で定められた意見の事後的な公表以外にも、例えば民営化委員会の運営を公正にする、透明性を高める方策としては、一例としてはガイドラインの作成や議事要旨等の速やかな公表等も考えられると思います。もちろん、これにつきましては民営化委員会の運営についての民営化委員会御自身の御判断もあるというふうに思いますけれども、政府としては、委員会及び事務局の設置後、そうした方向では是非適切な関与を行っていかたいと考えております。

○小泉昭男君 御答弁のとおりだと思うんですけども、今回の選挙を通じて、郵政民営化、国民がごく関心を持っていますから、透明性を確保するのが一番理解を得やすいし、事が運びやすいことだと思っております。これはしっかりとそういう方向で進めていただきたい、こういうふうにお願ひしておきます。

次に、職員のごときでございますけれども、安心して働ける雇用や労働条件なんというのは、これは当然のことですけれども、どういう配慮をされているのか、その手当てはどうされているのかについて、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政民営化の議論が始めるに当たりまして、もう二年前になりますけれども、大変難しいこの民営化の作業、それに当たって踏まえなければいけない五つの条件というのを我々明確にいたしました。その中の一つがやはり雇用への配慮という問題でございました。雇用配慮の原則というふうに呼んでおりますけれども、具体的にそれがどのようにこの法律の中

に生かされているかということであり、まず新会社において確実に確保すること、具体的に言いますと、承継計画において定めるところに従いまして全職員いずれかの新会社の職員になるということがこの郵政民営化法の百六十七条で規定をされています。また、民営化に伴いまして、これは雇用の確保だけではなくて、職員の待遇についても不利益が生じないようにという観点から、例えば民営化後の新会社の労働条件につきましては、この新会社が発足する前に、日本郵政株式会社、これは準備、企画会社でございますけれども、そこと公社職員が結成する労働組合との間で事前に交渉を行いまして労働協約の締結を可能にします。これも郵政民営化法の百七十一条で定められており、ほかにも、先ほども申し上げましたけれども、この公社時代の退職手当に当たっては、退職手当の支給に当たっては公務員時代の在職期間を通算するでありますとか、労働時間、賃金等の労働条件を定めるに当たっては、公社時代の給与、勤務時間等への配慮を義務付けるというようなこともこれは法律で明記をしております。

そういった様々な措置を講ずることによりまして、職員の皆様に安心して、誇りを持って働いていただけるような、そのような仕組みにしております。

○小泉昭男君 労働に関する問題については、やはり意欲を持って、夢を持って働けるような環境づくりが一番大事かなと、こういうふうに思っていますので、そういう部分も含めて鋭意努力をいただきたい、こういうふうに思います。

次に、生田総裁、お伺いしたいと思いますが、前国会での審議を通じて今日まで大変いろいろな、新聞を始めとした報道がありました。その中に、もう既に幾つか動き出しているものもあるようにございまして、本当に頼もしい限りでございします。さすが小泉総理の信託を受けた総裁だなどという感じがいたします。

それでは、お伺い申し上げますけれども、一つ目、民営化に向けた公社の取組として真っ先に挙げられること、今、竹中大臣からも御答弁いただいたことに関係するんですけれども、人材の育成、これ大事だと思うんですね。よく総裁が言われる良い民営化の実現、これに向けて良い人材の育成が必要かと思えますので、よろしくこの辺のところはお願ひ申し上げます、こういうふうに思います。

それと、先日の報道に、「郵政職員三十四万人 バッジで格付け」の見出し記事、目に留まりました。記事の内容は、顧客とじかに接する三十四万人の接客態度を良い方からランク付けして、サービス業としての意識を高めることで労使は一致しているという内容でありました。私はこの記事見まして、ああ、すばらしいことだなと本当に思いました。接客はセールのと同じでございますから、接客する職員が接客の基本を励行すること、その会社の命運に結び付くわけでありますので、この辺のところは重要なことだと思います。男女平等参画社会、まあ今大変急ピッチで進行中でありますけれども、もう一押し進めるために、女性職員の育成も大きな戦力になるんじゃないかなと、こういうふうに思います。この点について総裁から伺っておきます。

○参考人(生田正治君) お答え申し上げます。

公社に入ることにしまして感じたこと、入ってからすぐに感じたこと、実はもう極めて優秀な職員が一杯だということです。それは私の想像以上で大変うれしく思いました。ただし、それは公務員的には磨かれているんだけれども、サービス業である、民間的なセンスではまだ当然ですけれども磨かれていない。その意味では潜在力というふうに申し上げた方がいいんです。

これはサービス業ということで磨いていく必要があるということいろいろな施策を取っています、まず全般にやっていた研修制度をがらりと変えまして、いわゆる座学というか学校の授業みたいなやつじゃ私の学生時代の経験からいまして

も余り身に付かないんで、もっと実践的な、実際にお客と職員に分かれて対話すとか、そういう実践的な研修に、参加型の具体的な研修に切り替えて、これは今どんどん進んでおります。

それからさらに、機能的には今おっしゃったCS、これはもうサービスの原点ですから、これは専門業者をお願いしまして、客と接する職員は全員、それから全局長もやらしたんです。二万人ぐらいいますね、全局長もやらせまして、これはもうロールプレイング、本当に実技ですね、というところでCSを勉強さすということ、今、一定の限度のレベルの者だけが今お客のフロントに立てるようになっていくんですけれども、随分やる気が出てきてまして、それじゃ少しその進み具合によってランク付けするかと。

それは使い方が、下手すると逆にみんなに、何といいますが、デイスカレッジになるんですけれども、うまくやればそれはエンカレッジになるんです。で、組合ともよく相談したら、やってみようじゃないですかと、多分それで励みになってもっとやりますよ、動機付けになるということ、初級を一つ、大抵きちんとなさる者を二つ、三つ目は、ちょっと内部の言葉なんです皆さんの前で言うににくいんだけど、お客様に感動を与えるような接遇ができる者を三つ星ということ、星を付けて、それを励みにみんなが頑張るといことを職員及び組合の賛同を得ながら進めていくということでありまして、それがCS。

それから、投信は投信で専門的な研修をやっておりますし、国際関係について、公社にとっちゃ新天地なんです。実は、残念ながら、だからスタッフがほとんど育っていない。したがって、これは公社化スタートと同時に海外への実務研修で、海外のいろいろな事業会社に半年刻みぐらいでどんどん出しております、もう五十人ぐらい行ったり来たり帰ってきておまして、それが今一つの層になって国際事業ができるようになるところまで進んでいると、こういうことであります。

だから、経営者教育しなきゃならない。これ物すごく大きな私の使命だと思っております。どうやって経営者をつくっていくかと。これは毎週の経営会議を通じて実践で覚えてもらうのと同時に、生産性本部とか取締役協会とか同友会とかいうのに全部加入しまして、その中には、公社は官だから入ってくれるなというところもあつたんですけれども、そう言わずに入ってくれ、けちなことを言うなつて入れてもらって、そこでの会議に出るとかその研修会に出すというようなことで経営者教育をするということをやっております。

それから、女性の実力はほかの省庁に比べて多分、非常に数が多いのに登用が少なかつたという感じがしました。採用も少ない。これは直さなきゃいかぬということで、まず採用。採用の方は、少なくとも二〇％は女性を採れ、できれば三〇％採れと、そんな少なくともどうするんだということ、これは公社化スタートとなりまして、例えば十六年度の職員採用は三千三百二十七人なんです、女性が千三百八十八人、三十一％になっております。

ただ、一番上の人をできるだけ登用しようとしても、どんどんどんどん今までは途中で引いておられたんで、いないんですよ。今一番高いところで広報部長、小野寺といいますけれども、これは女性で部長をやっておりますが、見事に男性以上にきつと仕事をされているんで、今後はどんどん登用していくというつもりでやっているとあります。

よく言いますが、事業は人なりということなんです、女性だからって特に、そんなに優遇する気はありませんけれども、男女を問わず、少なくとも登用されて上がつてくる、研修と試験、資格試験などのチャンスはイーブンに与えて、多少なりとも女性の方を推すことによって少し比率を変えていきたいというのが私の今考えであります。

それからさらに、社外の独立理事としては、石倉洋子さんという一橋大学大学院の教授にも役員にも参加していただいていると、こういうことであります。加えて、外部から専門家を今どんどん

入ってもらっていますので、そういった人たちの相乗効果も通じて人材の育成に努めてまいりたいと思います。

○小泉昭男君 大変前向きなお考えを伺いました。

私の近所の横浜市の特定局の方ですけれども、女性の局長さんおられまして、ハワイアンがすごく上手なんです。だから、温かい雰囲気持っているんです。だから、そういういろんな方をどんどん登用いただいていいんじゃないかなと、こういうふうに思います。

次に、日本郵政公社は株式や債券で運用する投資信託の販売を始めた報道にありました。その今の販売状況等について、店舗の拡大とかいろんなこともあって思いますので、お考えを伺っておきます。

○参考人 生田正治君 今、一つは、言い忘れましたが、女性の局長はもうたくさんいます、ちよっと今、実数覚えていませんけれども、感覚で言いますと二割ぐらいそうじゃないかと思えます。

投信に戻ります。販売状況ですが、十月三日の月曜日から十二日水曜日まで七日間の販売が、口座の開設計数が約五千件で、購入件数が約七千件、購入金額が合計で五十三億ということでございまして、五百七十五局でスタートしましたが、一局の一日平均が百五十万円、お客様一人当たりお買いになる規模が八十万円ということで、堅実なスタートを切っております。私は、これは大変健全で慎重なスタートを切れて、所期の目的を達したと思っております。

所期の目的というのはたくさん売ることじゃないんです。私は、入口からたくさん売ること重点を絶対置かないといけないと強く言っております。やはり投信を売るといのは、まずコンプラ、それから内容がどうかという説明責任、それでも買おうとおっしゃってくださいたら買っていたら、買っていたら、後のフォローアップといえますかアフターケア、この四点合

して一つの商品ということなんで、取りあえずは一と二に重点を置くということでも慎重なスタートをさせましたので、その意味で所期の目的を達したと考えております。

八十万という一件当たりの金額で、これは通常の投信のマーケットよりはずうっと少額なんで、初め考えましたように、既存の投信マーケットに分け入っていつてその分をシェアを取ったということじゃなくて、今まで投信をやっていたらなかった方々が改めて投信を振り向いてくださっているということで、新しいマーケットの開拓であり、マーケットの創造で投信の市場のパイが大きくないと考えております。

職員の養成は、既に資格を持っているのが八千五百人います、そのうち四千七百人を現在使っているわけでありまして、平成二十年には千五百局にしようと思っておりますので、これから更に職員教育をやりまして、十分なスタッフ体制を整えたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、あくまでも初めてのリスク商品を扱うわけですから、慎重の方を第一にしまして、セーフティファーストで、お客様の信頼を損なわないように、で、投信のパイを拡大して経済の活性化にお役に立てればと願っております。

○小泉昭男君 そのようにしっかりとお願い申し上げます。

先ほど、世耕委員からロゴマーク、お話ありました。竹中大臣、先ほど御答弁の中で、通信のテイを取ったという、こういうお話聞きましたけれども、あれ、上の一本を横にするとITと読めるんですね。だから、今の時代にもぴったり合ったマークじゃないかなと、こういうふうに思います。是非大事にしていただければ。ポストの赤いのも何もどうするかという話あるでしょうけれども、なるべく今まで定着していたイメージはそのままやっていただけたらいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。ここで、総裁、ブランド、ロゴマークについて

は、今回あえて御質問申し上げます。国際物流で包括提携、こういう記事読みましたので、このことだけひとつお願いいたします。

○参考人 生田正治君 お答えします。

私が国際問題にかなり力を入れているのは、一に、郵便事業は赤字構造ですから、赤字構造で累積債務持たせてどうやって民営化するのか、これは何とか黒字構造に変えたいかぬという努力の環境で、大変その意味で力を入れているのと、もう国際的なマーケットじゃ日本は出ていないんですよ。日本の市場ですが、ドイチエ・ポストの方が三〇％ぐらいシェア持っていて、アメリカ勢がやっぱり三〇％近くで、我々一八％ですから、そういった意味で一刻も猶予なく進みたいと思っております。ただし、御承知の、一時廃案で交渉は中断しました。中断はしましたが、非常に強い信頼関係がありますので、今の状況を見ながら再開をしております。

すべて、初期に考えたように、秋の深まりともな余り寒くないうちに情報を開示できるだろうと、そうなるように努力するつもりであります。

○小泉昭男君 しっかりと期待を申し上げます。

総理、改革止めないでください。そして、この郵政の民営化は、総理は一里塚だと思っております。私も全くそのとおりだと思っておりますので、これからどんどん不退换の決意で改革をお進めいただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。

○野上浩太郎君 自由民主党の野上浩太郎でございます。本日は、自民党のラストバッターといったしまして質問に立たせていただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、郵政民営化の審議も、衆議院で百十時間、参議院で八十二時間、この特別国会に入りまして連日この審議が続けられているわけござ

います。大変長期に及ぶ審議になってまいりましたし、参議院での審議も大変議論が深まってきているんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、今日はテレビ中継入りのこの審議ということでございますので、どうぞ閣僚の皆様方、分かりやすい御答弁をお願い申し上げます。というふうに思いますし、私自身も実は七月二十日にこの特別委員会一度質問に立たせていただいておりますので、若干重要な部分もあるうかと思ひますが、基本的な重要な部分につきまして改めて質問申し上げます。というふうに思っております。

また、今ほど同僚の小泉議員が、小泉というのは小泉総理の親戚かと言われるので、いや親戚以上の付き合いだと言っておられた。本当にうまいこと言われるなというふうに聞いておりましたが、実は私の名前も浩太郎でございます。この浩太郎という名前にも、総理、親戚以上の親しみを感じていただけるんじゃないかなというふうに思ひます。息子さんと字は違いますが、どうぞ温かい御答弁いただけますようにお願い申し上げます。

まず、法案の仕組みの話に入る前に、この郵政民営化がこの日本の国の構造の中でやはりどういう位置付けにあるのかと、こういうことについて幾つか質問をさせていただきます。というふうに思っております。

まず最初に、この日本の長期的な国家ビジョンの中でこの郵政民営化がどういうふうに位置付けられているのか。先般、日本二十一世紀国家ビジョンというものも出されたというところがございますけれども、この郵政民営化の日本の長期的な国家ビジョンの中での位置付けについて、竹中大臣にお聞きをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今委員から日本二十一世紀ビジョン、ちよっと御紹介いただきましたけれども、これは今年の四月でございます。日本を代表する各分野の専門家六十名の方に集まっていたきまして、二十五年後の日本、二〇三〇年を

ターゲットにして、どういう姿になっているかという点について、これは専門家としての御議論をお取りまとめをいただきました。

大きくこれから我々が直面する社会というのは、一つは人口減少社会であるという点、これが大変大きなポイントでございます。二番目が、ますますいわゆる地球規模での競争、グローバル化の激しい波にさらされていく。この人口減少社会、そしてグローバル化、その中で日本はどのような進路を目指さなければいけないのかという点について、非常に大きな見取図を書いていただいたものでございます。

重要な点、これはもう結論は非常に幅広いものでございますけれども、重要なエッセンスとしてやはり出てくるのは、この人口減少社会、厳しい競争社会の中で、やはり民間でできることは民間にという考えの下で、小さくて効率的な政府を実現していかなければ経済の活力は維持できない。小さくて効率的な政府をつくっていくって経済の活力を維持する、これが一つの重要なポイントでございます。

一方で、やはり国民は安全と安心の観点から公的なサービスを求めているわけでありますけれども、この公的なサービスを官ではなくて民が主体になって、民主体で豊かな公を実現する、専門家は「豊かな公・小さな官」という言葉を使ったわけでございますけれども、そういった方向を目指さなければいけないということが重要な結論として出てまいります。

考えてみますと、そうした観点から言いますと、郵政の民営化は正にその重要な突破口になるわけでございます。簡素で効率的な政府という観点からは、公務員の数を常勤で二十六万人減らして小さな政府をつくっていくことになりまして、そして、民間でできることは民間で、そしてきちっと納税もしていただいて、小さな政府、税負担の、将来的に小さな政府を目指していくということにもつながります。また、これは郵便の事業でありますとか郵便局の設置というのは、これ

は非常に公的な機能を持っておりますので、民が主体になって公的な機能を担う、「豊かな公・小さな官」、これ正に郵便、郵政民営化の基本的な思想の中に織り込まれているわけでございます。

そうした観点から、国家、日本の将来の在り方、専門家の議論も踏まえまして、改めて郵政民営化というのがこの改革の、将来目指すべき改革の本丸であるという姿が出てまいりますところでございます。このビジョンの中にも郵政民営化がそういった重要な突破口であるということが明記されております。

○野上浩太郎君　ありがとうございます。

今、正にこの長期的な国家ビジョンの中での位置付けということをお聞きをいたしました。これは言わば縦の流れの、時間の流れの中での位置付けということも言えるのではないのかなというふうに思いますが、続いて、言わば横の関連でございますが、この郵政民営化は本当に改革の、構造改革の本丸であるというふうにして説明をしております。入口の郵政民営化に対して出口の特殊法人改革という話もございまして、あらゆる改革にこの郵政民営化がつかっているんだと、この横の関連についてお聞かせいただければというふうに思います。

○国務大臣(竹中平蔵君)　野上委員のおっしゃる横の関連というのは、恐らく行財政改革という観点からはどうなのかと、特殊法人改革という観点からはどうなのかと、金融システム改革という観点からはどうなのかというお尋ねであらうかと思えます。

まず、行財政改革との関連で言いますと、やはりこれは象徴的には国家公務員を非公務員化する、二十六万人非公務員化するということで、民の活力が発揮される領域を拡大して、小さくて効率的な政府をつくる、その意味で行財政改革のやはり本丸になるかと思えます。一方で、財政的な観点から申し上げても、新会社が民間と同様の納税義務を負って、従来支払が不要とされ

ていた税金が支払われることになります。そしてもう一つは、やはり政府保有のこの新株式の、新会社の株式を処分するということになりますので、この処分益も含めてしっかりとした財政に貢献する形になっていく、この二つがやはり行財政改革という観点からの大きな視点だと思えます。

特殊法人改革について申し上げますと、今の資金の流れを見ますと、これ正に官の資金として入口で郵政に入ってきて、そして、それが出口として国債等々の安全資産ということになるわけでありまして、この入口の改革を行うことによって正に民のお金になっていく。そういう観点から、特殊法人改革、特殊法人自体の在り方を問い直すわけでありまして、現実には特殊法人改革は特殊法人改革として一方で強力に進めてまいります。それと相まって、特殊法人そのものの改革を進めていくということになります。

金融システム改革との関連で申し上げますと、やはり民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社も含めまして、これイコールフットリングを確保して、マーケットの中で、市場の中で適正な競争が行われると。そうした競争を通して日本の金融システムの効率化、利便性が高まっていくというふうに思います。

横の観点、金融システム、行財政改革等々から申し上げても、郵政民営化というのは極めて大きな意味を持っていると思えます。

○野上浩太郎君　郵政民営化、本当にあらゆる構造改革につながっているということでございまして、私自身も、やはり財政再建ということが今、日本の、例えば少子化問題等々、いろいろな最重要課題ありますが、この財政再建というのにも本当に日本の最重要課題の一つであるというふうに思っております。

今、国、地方合わせて七百七十四兆円の借金があると言われております。これは国民一人に直すと、一人六百万円でございます。例えば、国債の金利だけでも一年間に八兆九千億円、一日に二百四十四億円ですから、一時間私がかうして

質問している間にも十億円の金利がかさんでいるということでございます。

この国の借金、これは紛れもなく次の世代です、政治的にまだ声を上げることができない私たちの子供の世代とか孫の世代とか、こういう世代にハイリスクを先送りしているということに言わざるを得ないというふうに思っています。この財政再建、このことをしっかりと道筋を付けていくということがこの日本にとって最重要課題の一つであるというふうに思いますが、この財政再建の道筋と、そしてこの郵政民営化がその中でどういうふうな位置付けられているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君)　今、野上委員がおっしゃいましたように、財政再建ということはツケを子供たちや孫たちの世代に先送りしないという意味でも極めて重要な、正に焦眉の間に迫った改革ではないかと私も考えているところでございます。

この財政再建の道筋と郵政民営化との関係ということになりますと、財政再建にはいろいろなことを考えていかなければなりません。経済社会の活性化ということも非常に重要な要素でございます。郵政民営化は、国民の貯蓄を経済社会の活性化に結び付けていくという、そういう意味で、まず広い意味で財政再建には大きく資するのではないかと考えております。

それに加えて、先ほど竹中大臣からも御答弁がございましたように、これが民間の会社になつていくということで今まで負っていた納税義務を負っていく、それから、この株式を売っていく売却収入、こういうものも財政再建に資する、大きく資するというふうに思っているわけでございます。

そういうことでございますが、財政構造改革全体の道筋といたしましては、今の郵政民営化あるいは三位一体の改革、社会保障改革、それから公共事業の改革等々、聖域なき歳出改革と、それからやはり歳入の改革というのものは不可避であら

うと思います。そういうことを総合的にやりまして、二〇一〇年代初頭にいわゆるブライマリー・パランスの回復、その年いただいた税金でその年のの基本的な方向でございますけれども、これにつきましては今年の六月にいわゆる骨太の方針二〇〇五というのができて、その中で、今後一年を目標にその歳入歳出一体の改革をやっていく選択股協というところから工程表と、こういうものを明らかにするということになっておりまして、今後更に議論を積み重ねてはつきりした方向を示していかねばならないと思っております。

差し当たって、これからは平成十八年度予算案の策定ということが私どもの大きな課題でございますが、そういった方向をきちんと打ち据えていくための土台となるような予算にしていきたいと、こんなふうと考えているところでございます。

○野上浩太郎君　ありがとうございます。

今、竹中、谷垣両大臣から構造改革あるいは財政再建についての話を伺ったわけでございますが、やはりそこに一つ共通して浮かんできるのは、小さな政府ということではないかなというふうなふうに思っております。先般の総選挙では、この小さな政府ということが一つのキーワードとなりまして、国民の皆さんの大きな支持を得たものではなかったかというふうに思っております。その根底には、やはり現在日本が今おっしゃられたような大変な財政危機にあると、あるいは合計特殊出生率が一・二八になるような少子化問題も抱えておると、本当に今、日本は大きく変わっていかなければならない、改革を進めていかなければならないと、こういう強い国民の意思、共通認識がその根底にあったのではないかなというふうに思っております。

そして、その先にはやはりどのような、小さな政府の先にもどのような社会を目指していくのかと、やはりこのビジョンも大変重要なことであるというふうに思っております。やはりこの小さな政府

をつくる、そして官から民への流れを加速をさせる、このことは大変重要なことであると思っております。これを大要として申し上げます。

まず第一は、先ほど豊かな公という話もございましたが、やはりこの地域社会とか家族がしっかりとそれを支えていく、家族とか地域の力を高めていくと、こういう社会を目指していかなければならないというふうに思いますが、小泉総理のこの小さな政府、そしてその先に目指す社会像というのは是非お聞かせいただきたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)　どこの国でもヨーロッパにおいても財政状況が厳しい、そうなりますと、できるだけ簡素で効率的な政府を目指そうと、国営企業をいかに民営化することとで苦勞していますね。どうしても、国営企業に働く方々は公務員ですから、身分が保障されている。今、生田総裁言われましたけれども、恐らくこれから民営化なるんで、現状維持の方がいいなと思って、いる郵政公社の職員はたくさんおられると思うんですよ。サービスで一つ星、二つ星、三つ星付けられちゃうと、接客態度悪いとお客さんから文句言われると。文句言われたって、公社のままであったら大して自分の給料にも響いてこない。しかし、これからはそうはいかぬぞと。やっぱり民間人と同じようにサービスも良くしよう、と、できるだけ接客マナー、文句言われないうように働く、こうという意欲を出していかなきやならな

あるは、これから、三事業だけ、公社の場合は国からこういう事業しかやっちゃいけませんよという範囲内での努力だった。今度は、民営化になれば今の三事業にこだわらないでいいんですから、国民はどんなサービス要求しているんだろうか、どういう商品を要求しているんだろうか。あるいは、郵便局舎、随分古くなったなと、ほかの建物に比べて、もっと有効利用できるんじゃないかと。これもある。知恵の出どころ、創意工夫の発揮できるところが格段に広がるんですね。

何にもやらない、言われたとおりにしていけば苦勞はないかもしれないけれども、発展することはおぼつかない。言わば、人から言われたとおりにやるんじゃない、自ら思い立つてこうやるべしと考えるのが民営化会社の特徴だと思うんです。そういう意味において、この民営化でどういう郵便局の仕事が展開されれば国民が評価してくれるか、歓迎してくれるか、また経済の活性化につながるかということを十分自分の力で考えなきゃならない、そこにやっぱり発展の原動力があると思うんです。

創意工夫、現に今までの民間の企業は義務付け
たから商品を発行したわけじゃない、義務
付けたからサービスをしたわけじゃないです。
民間の会社は、国がこういうサービスをしなさい
とか政治家がこういう商品を出しなさいと言つて
民間の宅配業者は夜間サービスを始めた。り冷凍食
品を全国津々浦々に配達する、そうじゃないん
です。民間自身は自分の頭で、ああ夜間サービス
をしたら喜んでくれるだろう、新鮮な魚介類も
腐らないで全国どこでも運べるようにしたらこれ
また喜んでくれるだろうと思つたから始めた。盛
んになったわけでしょう。こういうふうに、国が
義務付けなくてもやらなきゃならない、やつてく
れるのは民間なんです。そういう意味において、
民間にできることは民間にというのは、役所がや
らなくてもいい、公務員がやらなくてもいいん
だつたらどンドンどンドン民間に任せていくとい
うことは、私は経済の発展に資すると思います。
同時に、今まで、国鉄がJ R、民営化されまし

た。電電公社がNTT、民営化されました。専売公社、ジャパンたばこ産業、民営化されました。この二十年間、民営化したおかげで、当初は政府の株式持っていた、今、売却始めて三十兆円以上の株式の売却益が国庫の収入に入っているんですよ。かつて国鉄は、税金を投入してもどんどん税金使えばっかりだった。今ようやく、法人税等、税金を使う側から納めてくれる側に立ちました。無駄のない政府。そして、民間と同じように頑

張つてもらつて税収を上げてもらつて、これが財政にも貢献する、さらに意識も、人から言われるんじやなくて、自らが考へて創意工夫を発揮して国民のサービスに、要求にこたへてもらふ、そういう形で経済活性化をしていくことがこの日本の経済を発展させていく、そして社会保障制度を支える意味においても、経済発展すれば税収も増えていきますから、これから税負担は社会保障については多くなつていきます。この税負担を軽減させるという意味においても大事な役割でありますので、この郵政民営化にとらわれず、更に民間にできることは民間に、政府の役割でなくとも、民間が公共的な仕事をしてくれるんだつたら公共的な分野にも民間の人たちに参加してもらふような対応が私は必要だと思つております。

○野上浩太郎君 正に小さくて無駄のない政府、大切であるというふうに思います。しかし、一方で、地方の方、地元の方を回っておりますと、こ

の郵政目営化の必要性は十分理解をされておるんですけれども、身の回りの郵便局がだんだんなくなっていくってしまふんじゃないかと、こういう漠然とした不安があるということも、これまた明らかに事実であるというふうに感じております。

この郵便局のネットワークの維持のために具体的にどういうふうなセーフティーネットを担保をされているのか、これはもう恐らくこれまで何回も聞き尽くされていることでございますが、今日はテレビもラジオも入っておりますので、改めて竹中大臣の方から教えていただければというふうに思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 民営化された後も国民の安全、安心をしつかりと守らなければいけない、そしてその象徴的なものとして郵便局のネットワークがあると考えております。この郵便局ネットワークは水道のようなライフラインにも匹敵する国民の大変な重要な資産であるというふうに考えて、民間企業だけれどもそうした公的な役割が果たせるような制度設計をしているわけでございます。

具体的には、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置するというものを法律上義務付けます。さらに、省令、総務省令における具体的な設置基準としましては、特に過疎地について、法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とするということとを明確に規定をしたいと考えております。

そのほかにも、過疎地以外にも、これはすべての、都市を含むすべての地域について、その設置の基準としましては、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていなければならない、いずれの市町村についても一以上の郵便局が設置されていなければならない、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができるよう位置に設置されていかなければならない、そういう基準を定めることを考えております。

また、過疎地については、法施行の際、現に存するネットワークを維持することを旨とすると申し上げましたが、その場合の過疎地というのは、その定義としまして、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域、そして離島振興法の離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法の離島、奄美群島、小笠原諸島、半島振興法の半島振興対策実施地域、山村振興法の振興山村を定める考えてございまして、利用者の国民の利便に万が一にも支障が生じないような、そのような配慮をした仕組みにしております。

○野上浩太郎君 今の御答弁ですとか、先ほど世耕議員が質問をされました附帯決議等々で、かなりの部分そういう不安は払拭をされているのではないかなというふうに思っておりますが、特に小泉総理が前国会で御答弁をされました郵便局ネットワークは国民の資産であって、このネットワークを守って、万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいと、この御答弁は本当に大きな意味があるというふうに思っております。地方の郵便局が次第になくなっていくんではないかと、こういう漠然とした不安を持っておる地

方の国民に対して、どうぞ総理の方からメッセージを送っていただきたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) よく民営化反対論者は郵便局がなくなるということを言っておられたから、そうではないと、郵便局をなくするのが民営化じゃないと。郵便局は国民の資産である、財産だ。この長年培われた郵便局のサービスを生かすことによって更に発展させていく、これが民営化の趣旨でありますので、そのような不安を払拭するために国会でも附帯決議が付けられると聞いております。その趣旨を体し、収益を上げられ、国民の利便の向上に資するような民営化会社として発展していけるようにこれからも努力をしていきたいと思っております。

○野上浩太郎君 また、よく有権者の皆さんから聞く不安の一つに、民営化をされたら、郵便銀行や保険会社の、外資に乗っ取られてしまふんでないかという話も本当に多く耳にするわけでございまして。いわゆる敵対的買収に対するそういう対策につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵便貯金会社と保険会社につきましては、これは政府の関与を切り離すために一〇〇％その株式を処分するということを義務付けます。その際に、それが委員御指摘のようにならぬように取られるのではないかと、そのような議論があることは承知をしております。しかし、そういう懸念が生じないように、今ある法律の枠組みの中でしっかりと運営ができるというふうに考えております。

まず、この銀行、保険会社、これは移行期の当初からそもそもの銀行法と保険業法の適用を受けます。銀行法と保険業法というのは、これは大変銀行業も保険業も金融の中で大事な事業でございまして、外国の資本も含めて、こうした株式の二〇％以上の株式を取得する場合には、監督当局であります内閣総理大臣の認可が必要になるという仕組みがございまして、主要株主の規制と

いうふうに申し上げますけれども、本当にしっかりとした株主になっていただく必要があるわけでありまして、金融庁において、健全かつ適正な業務運営確保という観点から、株主が適格性を保持しているかどうかしっかりとチェックがなされるというものがまず重要な点でございまして。

そしてもう一つは、やはりいわゆる最近の言葉でよく出てくる敵対的な買収ですね。敵対的な買収に対しては、これは会社法の規定等々がございまして、会社法の一般的な規定を活用して防衛策を講じることになります。これは正に民営化ですから、民間と同じような形でこうした会社法の仕組みを存分に活用していただいて、敵対的な買収に対する防衛は講じていただきたいと思っております。

この敵対的買収の防衛策、防衛策につきまして、五月の二十七日に経済産業省と法務省がガイドラインを公表したところでございまして。そして、このガイドライン等を参考にしながら、今、東証、東京証券取引所が今後上場基準をどうするか、開示基準をルール化等どうするかということを検討しているわけでありまして、今、今ルール作りが進められております。最終的にはこの新会社法を、我々が民営化の新会社法を設立する際に経営判断の下で最も有効で適切な、適切と考えられる方法を、方策を講じることになると思っております。

○野上浩太郎君 今地方の不安、あるいはその敵対的買収等々に対する不安についてお聞きをしてみたいんですが、次に民営化後のこの未来像についてお聞きをしたいというふうに思います。

新たな業務に国際物流業務というものがあられるわけですが、先般も国内企業あるいはヨーロッパの企業等との包括的な業務提携という報道もあったところとございまして、この国際物流というのは、やはり日本の国際競争力を高めていく上で本当に重要な分野だというふうに思っております。

実は私の地元富山県でも環日本海構想という

のがございまして、環日本海の玄関口としていわゆる中国や韓国やロシアにどんどん乗り出して、こうと、アプローチをしていこうと、こういうような構想もあるわけですが、正に地方にとっても重要な活性化のフアクターの一つではないかなというふうに思っております。

この国際物流業務のこの未来像と、それから先ほど御答弁もあつたわけですが、さらには今この時点でしっかりとそこに乗り出していかなければならない、スピードアップをしていかなければならない、こういう状況もあるうかと思っておりますので、そのことも併せて御答弁をいただければというふうに思います。

○参考人(生田正治君) お答えします。

先ほどもお話ししましたように、大きな目的は、私の心の中の使命ですけれども、郵便事業の黒字化です。累積債務と毎年毎年赤字が出るような赤字構造では民営化は成り立たない、これはどうしてもやらなきゃならない。それと二番目に、国際的展開はおろか、日本の市場までアメリカやヨーロッパ勢に我々以上の仕事をされていると。それでいいのか。それは食い止めて応分の仕事をすべきだし、我々もアジアに少しは展開すべきである。三番目加えますと、やっぱり日本のお客様にも日本のオペレーターがいた方がいろいろやりやすいんですよ、言葉も通じますから。そういった日本経済全体のプラスにもなる。

こういったことで、国際展開を考えているわけでありまして、何分後れているんですよ。三周後れと言っていますけれども、三周後れも三周後れではないんですから。ほうほうと四週、五周後れちゃうわけで、だからこれはもう本当に寸刻を失わず出て走らなければ、今、助走をしているところでありまして。

公社の事業収益から考えても、通常郵便は毎年五、六％落ちる。最近、やっとうパックで頑張つて、ダイレクトメールで頑張つて、少しオフセットして二、三％の減り方ですけども、そういったでも頑張りが切れるものじゃありませんから

大変ですね。だから、これはもう不可欠の要件だろうと考えております。

ドイチエ・ポストなどは、これDHL買っている、今、日本でもナンバーワンですけれども、エクスセルという物流会社を今度買収しました。七千五百億円です。その資金は持ち株会社であるドイチエ・ポストが持っているドイチエ・ポストバンクの株を売った売却益がその主体を成しているんで、この辺は竹中さんを見ながら申し上げたいんですが、そういう売却益を活用しながら、投資をしながら事業展開をして自らを強くしている。こういうことで、ほうっておくと彼らはもつともっと日本へ入ってくると思います。

そこで、私といたしましては、自ら投資をして新規にスタートするやり方もあるんだけど、これは莫大な金が必要で、ビギナーだからやり方も下手ですね。それよりも、現に実績があつて力もある、そういう人たちが組むことによって、我々は資源を持っています、組むことによってお金も少なく、かつノウハウもいたたきながらスタートするのが一番いいと思って、そういう話合いを二、三しております。ほとんど詰まっております。

この間の廃案で一時ストップしておりますが、今話合いを再開いたしました。彼らは信用してくれていまして、そのまま行こう、是非やろうと待っていた、こう言ってくれておりますので、これは来年四月一日、いよいよ実施に入るといふデイトは変えずに、そこは動かさずに後の交渉をスピードアップいたしまして、何とか冬に入るか入らないかぐらいには情報をきちっと開示させていたきたいと思っております。

新聞に昨日もでかか出ていたのは、五一％は誤報であります。ただ、そういうことをやっているという流れを示しているという意味じゃ四九％正しい。ただ、五一％の方は余り御信用にならない方がいいかも分かりますが、流れは正しいんで、そういう方向でジョイントベンチャーを含むきちつとした提携ということで第一歩を近く

踏み出せることをお話をさせていただくことができると思います。

○野上浩太郎君 分かりやすい御答弁、ありがとうございます。

さきの通常国会でも、三周後れたとF1だともう勝負にならないという話もございましたので、どうぞしっかりと追い付けるように頑張っていたきたいというふうに思っております。

今、国際物流の件についてお聞きをしました。が、民営化の意義のもう一つの大きな意義の一つには官から民へ資金を流す道を開くと、こういうことがあつたというふうにも思っております。ただ、そういう中で、選挙戦の中でも感じたんですが、実はこの三百四十兆円というお金がそのまま民間に流れてしまふんではないかというふうなある種の誤解もされている部分もあるというふうにも思っております。決して、この三百四十兆円というのはそのまま民に流れて民業を圧迫するというようなことではないわけでございます。新旧勘定のすみ分けというものもあるわけでありまして、正確な情報といえますか数字を、例えば二〇〇七年、あるいは民営化をする二〇一七年ぐらいにこの新旧の勘定の数字、そして、結局は将来的に幾らぐらいの規模で民間に資金が流れていくと想定されているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御答弁の前に、先ほど主要株主の規制で私二〇％以上と申し上げたようでございますが、二〇％超が正しい言い方でございますので、訂正をさせていただきます。

新旧それぞれのような規模になつていくのか、そして民間にお金が流れていくのかと、数字のお尋ねでございますので、ちよつと細かいかもしれませぬのですが、できるだけ正確に御答弁をさせていただきます。

まず、骨格経営試算におきましては、民営化直前の二〇〇六年度において郵便貯金の残高を二百十兆円程度、そして保険の責任準備金の残高を百十兆円程度と試算をしております。合わせて三百二十兆ということとなります。民営化の時点で

は、このうち流動性預金五十兆円程度が、これ流動性の預金でありますので普通預金のようなものとお考えいただけたいわけですが、これは直ちに新勘定に移行をいたします。一方で、その他は旧契約分として独立行政法人で管理をされるということになります。

そして、旧契約分については移行期間中に、これは時間とともにだんだんだんだん減つてきます、減減して、最終的な民営化時点では、貯金銀行につきましては、骨格経営試算で四百四十兆円と試算されております二〇一六年度の貯金規模は、基本的にはすべて新勘定になります。この貯金に関しては定額十年で満期になりますので、いわゆる旧勘定はゼロで、新勘定は四百四十兆円というふうな想定をしているということでございます。

これは非常に技術的な理由で少しは残る可能性はあるわけですが、基本的にはゼロ、あつても少額だということでございます。

保険につきましては、これは契約期間がより長いものですから、旧契約分は長期にわたつて存続をいたします。二〇一六年度の責任準備金七十兆円程度というふうな試算をしておりますけれども、その過半、まあ六割程度ですね、六割程度が約四十兆円強というふうな試算されますが、それが新契約に対応するものになつていくというふうな考えております。

旧契約につきましては安全資産で運用されると、そして新契約につきましては徐々に業務を拡大していつていたいただいて、そして二〇一六年度時点、郵便貯金に関してすけれども、総資産の約四分の一に当たります三十五兆円が貸付け等の各般の信用リスク資産で運用されて、民間部門に資金が供給されると、そのような前提で考えているところでございます。

○野上浩太郎君 そして、やはり官から民へこの資金が流れるというときには、やっぱりその民間の側に資金需要がないと、これはなかなか流れないわけでございます。

実は、日本の経済の状況につきまして議論をし

たいと思つておつたんですが、ちよつと時間の関係上、そこは省略をさせていただきたいというふうな思つておりますけれども、申し上げたいのは、この日本全体としては良くなつてきているという話は、これは確かでありまして、もう地域の経済は、もういろんな具体的な指標を見ても、これはなかなか厳しいというところは明らかでございます。ここは何とか手当てをしていかなければならない。しかも、それは全体が良くなるからそれに引張られるというんではなくて、しっかりとそこで自立できるような仕組みをつくつていかなければならないという問題意識を持つていることを申し上げたいと思ひます。

そういう中で、郵政民営化が実は地域再生の大きな可能性になつていくのではないかなというふうに感じております。現在は、正に制度面の話です。上からの民営化の議論というのをしているわけでございますけれども、これからは正に地域に密着をした下からの民営化論といひます。草の根レベルからの民営化論、郵便局がこれから地域において一つ一つチャレンジをしていく、これが地域再生と融合して花開いていく可能性も大きいんでないかというふうな思ひますが、その御所見を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のように、この郵便貯金銀行、郵政のビジネスモデルそのものがやはりこれまで全国津々浦々に張り巡らされた郵便局のネットワークを活用した正に地域の顧客基盤というのを強みにしていることだと思ひます。この地域の顧客基盤を強みにして、正に地域密着型の業務を展開していく、いろいろ知恵を出すと、先ほど総理のお話にもありましたけれども、当然、自らの強みを最大限活用して、そして知恵を出していつてくださるというふうな思ひます。そうした中では、例えば、今後業務範囲を拡大して運用対象を拡大していくに当たりまして、例えばですけれども、地域の金融機関との連携というふうなことは十分考えられるのだと思ひます。

また、郵政のビジネスモデルそのものがやはりこれまで全国津々浦々に張り巡らされた郵便局のネットワークを活用した正に地域の顧客基盤というのを強みにしていることだと思ひます。この地域の顧客基盤を強みにして、正に地域密着型の業務を展開していく、いろいろ知恵を出すと、先ほど総理のお話にもありましたけれども、当然、自らの強みを最大限活用して、そして知恵を出していつてくださるというふうな思ひます。そうした中では、例えば、今後業務範囲を拡大して運用対象を拡大していくに当たりまして、例えばですけれども、地域の金融機関との連携というふうなことは十分考えられるのだと思ひます。

そういう意味で、地域への資金供給の担い手として私はやはり重要な役割を果たしていただきたいというふうに考えているところでございます。

この地域との関係というのは、郵便局株式会社においては、地域貢献計画を策定する際に、地域の有識者の意見を聞いてそれを尊重すると、そういうような非常に情報の相互交換もあろうかと思

いますので、そうした点も含めて、正に地域の顧客基盤を強みとして、その強みをより強くして

いっていただくような活動を期待しております。

○野上浩太郎君 正に今地域の金融機関との連携というお話もございました。地域経済のエンジン

というのは地域金融でございます。資金需要が増加しないで飽和状態にあるという状況もあるわけ

でございますが、この郵政民営化、地域金融にはどうい

う影響を与えるのか、簡潔で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思

います。

○国務大臣(伊藤達也君) お答えをいたします。金融を取り巻く環境は近年急速に変化をしつつ

あり、郵政民営化後の金融市場の姿を正確に予測していくことは困難であります。準備室の見通しの中で示されておりますように、今後、経済成長による資金需要の増加、そしてシンジケート

ローンの増加、あるいはアセットバック証券に対する投資の活発化、このような金融のビジネスモデルの変化というものを考えてみますと、信用リ

スクビジネスに郵便貯金銀行が参加をしていく、そういう機会というものがあ

るのではないかと考えております。

もとより、郵便貯金銀行は巨額な資産を持っておりますので、急激に新規業務に参入をしていくことになれば、地域金融機関を含めた他の民間金融機関との競争条件や金融資本市場への影響とい

うものを考えていかなければいけないわけであり

ますけれども、この点につきましては、郵便貯金銀行の業務範囲について、移行期間当初は公社と

同じ業務範囲からスタートして、民営委員会

の意見を聴取の上、主務大臣認可により、透明、公平

なプロセスの下、段階的に拡大していくことにな

っているところでございます。

金融庁といたしましては、郵政民営化後の郵便貯金銀行が民間の金融システムの中に無理なく溶け込んでいくことになるよう注視をしていきたいと考えております。

○野上浩太郎君 時間が参りましたので、最後の質問、総理にお伺いをしたいというふうに思いま

すが、今後、民業の圧迫にならないように民間とのイコールフッティングを実現をしていく、しか

し一方で、経営の自由度を拡大をして経営が順調にいくようにして、郵便局のネットワーク、ユニ

バーサルサービスをしっかりと守っていく、この両方をしっかりと実現をしていかなければなり

ません。そして、そのためには、むしろこれから民営化に向かう十年間、この準備実施期間の十年間

が重要でありまして、この間にやはりあらゆる検討、ケーススタディーをしていくということが、こ

れを真摯に積み重ねていくということが、これは政治の責任ではないかというふうに思っております。

正にこの準備実施期間の取組で民営化後の姿が決まってくるというふうに思いますが、この期間の取組に対する重要性と今後の決意について、小

泉総理にお聞きをしたいと思

います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 現在は郵政公社、公社ですから、役所がやっている、公務員がやっている限りには、言わばかなり規制が掛かっています。民業を圧迫しないように、税金を負担して

いないんだから、民間と同じような仕事をしたら民間の仕事を手を奪ってしまうという

ことで、言わば手足をかなり縛られた形で郵政公社、郵政、郵便局の仕事をなされている。

今回、十年後に民営化目指してやるためには、まずこの民営化会社が収益を上げられるような会社にな

っていかねばならない。そのためには、今のままではじり貧になっ

てしまいうから、どうやって収益を上げられるような事業の展開を準備するか。それと、その準備のし具合によ

って、民間を圧迫するんじゃないかという、民間企業の仕事を奪うのではないかという不安も起きる。かとい

って何もしないのでは、これからの激しい競争には太刀打ちできない。その辺をよく見極めながら対応していか

なかならないと思っております。

雇用とか地域の郵便局ネットワークを維持しようとか、そういう面に配慮していくわけであり

ますので、この現在の事業を縮小していけばいいんじゃないかという議論もあ

りますけれども、そういう形でも果たしてうまくいくのかという点もあ

ります。

何事も、改革には両方の側から反対、批判が出

ます。片っ方では、今の郵便局なくとも民間がや

ってくれるよと、余計なことするなという批判、片

っ方では、いや、郵便局ネットワーク、郵便事業だけ

じゃない、金融事業は残してほしいという議論、相反する立場から批判があるわけであ

ります。今、郵便局の改革、郵政改革、郵政民営化は、郵便局の現在の機能は国民の資産である

と、なくさないんだという、国民の利便に支障を来さないんだと、今

よりも発展するような郵便局にしていき

たいということを目指した民営化でありますので、その両面の批判に配慮した案であり

ますので、今後各方面からの意見を聴いて、収益が上げられるような、また税金を納めることがで

きるような、そして国民の必要な商品やサービスが展開できるような

そういう会社にするように、十分な各方面の意見を聞いてやってい

かならないと思っております。

正に企業は人なり、民営化すればいいというもの

のじゃありません。経営者の資質、従業員の意識改革、これなくして国民に評価されるような民営化会社は

できないと思いますので、その点、生田総裁が大変苦労されてお

りまして、そういう点に十分配慮してこれからの研修なりあるいは事業の

展開なり考えていくのと

思っております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。

正に民間とのイコールフッティングを実現をし

の消防関係の方はもちろんでありますけれども、軍隊が数多くその機材と組織力を持ち込んで活動してきたわけでありまして、

そうした効果的な活動を見て、私はこの国際緊急援助隊に自衛隊も参加できる仕組みが必要である、そう強く実感をいたしまして、その後の自衛隊を含めた国際緊急援助活動、この法改正を推進したわけでありまして、その後、自衛隊の活動も含めてたくさん実績ができてまいりました。昨年のスマトラ沖地震についても、これは各国との協力を交えながら非常に大きな活動ができて高く評価をされているわけでありまして、

今回も、救助チーム、医療チームを既に派遣をしておりますけれども、これから自衛隊のヘリコプターを含めてこの派遣を考えていこうというところが、自前の輸送手段というのが、今C130という輸送機を使ってやろうとしているわけですね。これが途中で給油をする、スピードが遅い、そういう難点があります。

防衛庁としては必要に応じて民間機も使うということも選択肢として持っておりますけれども、やっぱり迅速な能力を持つということが一つ必要であると思います。将来、自衛隊は大型の輸送機を導入するというところでこの調達を今やっているところでありましてけれども、この民間機も含めた迅速、効果的な活動、これにもっともつと力を入れるべきである、こう考えております。

それから、もう一点であります、昨年のスマトラの教訓と実績も踏まえて、この国際的な協力の枠組み、これに対して我が国がもっとイニシアチブを取ってつくっていくべきである、こう考えます。

国連も、古くは災害調整官事務所、UNDROと言っておりますが、これが今発展的に解消されました。UNOCHAと言っております。人道問題の調整事務所というスタイルでやっているわけでありまして、しかし、これが必ずしも今回の場合も国際協力を糾合するという意味での活躍というものはまだ十分ではないと思われるわけ

であります。そして、この国連の仕組みを支援していくということも非常に重要なことだと思えますけれども、また一方で、我が国の立場からすれば、アジア太平洋地域におけるこういう災害救援の国際的な枠組みをつくるということも考えていっているのではないかと考えております。ともすれば、その被災国の要請を待って、そして二国間での外交的ないろいろな思惑の下で救援活動がなされると、こういう場合もあるわけですが、やはり国際的な協力でもっと大きな救援の実績を上げるということを是非我が国がイニシアチブを取るべきである、こう考えるわけであり

す。三点目でありましてけれども、我が国は様々な災害を経験してまいりました。それがために、その社会の仕組み、例えば長期的な計画を作るとか、あるいは救援の機材、特別な機材を開発するとか、地震の基準を研ぎ澄ますとか、いろいろなことが経験として持っているわけですね。これら自然災害に対応する施策というものをもつとこの国際救援活動の中でも生かすべきである、ODAについてもそういう視点を持つべきである、こう考えるわけでありまして、

そして、自然災害だけではなく、例えばば放置された地雷というようなものが途上国にはたくさんあるわけですね。この地雷、言わば人々にとつては人為的な災害と言ってもいいものであります。これらについて、日本は近年、その除去の機材というものを開発してまいりました。また、どこにあるかを探知する機材というものも今開発中でありまして、既にこの試作機を作り、実験を行い、そしてその改良型を作ると、こういう段階に入っております。ですから、是非これを実施、実行の場で使っていたと、そういう面から日本はこの災害の救援に力を入れるべきである、ODAをそういう観点からもっと活用すべきである、こうも考えるわけでありまして、いろいろな申し上げましたけれども、総理の御感

想というか御意見を承りたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) た、たいま山口議員から指摘されたこと、それぞれ大変重要なことだと思つて、適切な御提言だと思つております。日本は災害の多い国であり、さきのスマトラ沖の大地震、津波、これも単に被災国だけではなくても解決できない。そして、各国の援助、それぞれする場合にも国際的な協力が必要であらうと。その援助が効果的に実施に移されるためには、ふだんから国際的な枠組みの中で対応を考慮しておくべきだと。そういう議論が、日本でも各国の担当者を通じて会議を行つてまいりました。

現に、今回のインド・パキスタン大地震によりまして、どういった日本が援助が必要か。差し当たつて今緊急援助隊も派遣しておりますが、資金的な支援のみならず、今後、物的な支援、人的な支援、これは日本ですること、それから国際社会と協力してやっていかなきゃならないこと、さらには被災されたパキスタンやそれぞれの国からの要請にどう対応できるか、そういう観点から、できるだけの支援をしていこうということ、今取り組んでおります。

輸送機の話もされましたけれども、自衛隊の活動においても、ほかにできないことを自衛隊がやるんだつたらば自衛隊の諸君にも行つてもらおうと。輸送機も、今、民間機、だつたら直行で、途中給油なしで行けるにもかかわらず、自衛隊はそういう長距離の輸送機を持っていない、だから物資を運ぶにしても何か所か給油に寄らなきゃいかぬ、という、時間が遅れるわけですね。

そういう点も考えて、自衛隊におきまして、装備の点、戦争に行くわけじゃないんですから、被災者の救援に行くわけですから、そういう点にたいしてもっと柔軟に考えて、支援に必要な機材だつたらば用意すべきじゃないかという議論もありますので、そういう点も踏まえて、今後、日本として、日本国内の防災はもちろ、各国に対する防災の支援体制も充実していけるように、そうすることによって、世界の中で第二の経済大国に

なつた日本が、防災の点においても被災者の支援においても、国際社会の中での責任を果たしていくためにはどのような体制を取っていけばいいのかということを経営的に考えてやっていかなきゃならないと思つております。

日本の地震とか台風被害とか、大きな被害に対しては日本も各国から支援を受けて復興活動をしてきたわけでありまして、日本としても、そのような苦しんでいる国がありましたら、できるだけの支援をしていくのは当然の責務だと思つております。

○山口那津男君 郵政の問題に入りますけれども、この郵便事業、郵便サービスの提供というのは、万国郵便連合という国際的な枠組みの中に加入をして、幾つかの条約を結んだ上でこのサービスの提供がなされているわけでありまして。今回の民営化の議論の中でも、この郵便事業についてはユニバーサルサービスを確保する、この必要があるというの、こうした国際的な枠組みの前提があつて出てくることでもあります。

さて、そこで、民営化した場合に、この万国郵便連合の加盟国たくさんあるわけでありまして、ほとんどの国がこの郵便サービスというのは国営でやっているわけですね。それで、我が国が民営化するに当たつて、この万国郵便連合の側から見ると、この条約の精神あるいはその枠組みから民営化が少し外れていく部分が出てくるのかどうか、それとも、それはそれで枠組みの中に収まつて、十分この国際的な約束というものをしっかりと果たしていけるのかどうか、この点を念のためお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 国際条約との関係、国際的な責務を負うわけでございますから、大変重要な点だと思つております。

現状どうなつていられるかと申しますと、郵便法の規定に基づきまして、これは公社、郵政公社が万国郵便条約上の提供義務を負つております。そして、この郵便法の規定は民営化後も存置することとしていられるところでございます。郵便業務の実

施主体が今度公社から民間会社である郵便事業会社に変更するわけでございますけれども、これは、変わっても郵便事業会社にはこの規定に基づいて公社と同様の条約上の義務を果たしていただくこととなります。

なお、参考までに、ドイツ等既に郵便事業の民営化を実施している諸外国におきましても、同様に民間会社、民営化された公社が条約上の義務を果たしているものと認識をしております。

○山口那津男君　そこで、公社はそういう国際的な枠組みを踏まえて、国際貢献活動といいますが、こういう活動を幅広くやってこられました。もちろん、国内においては社会貢献活動といふものをやっておりまして、これは、民営化におきまして基金などを設けるなどして重要なものは維持をする、こういう仕組みをつくったわけですね。

この国際貢献活動につきましては、まず、これまで主要なものとしてどういうものをやつてこられたのか、その実績が上がってきたかどうか、これをお尋ねしたいんですが、それと同時に、その中でも郵便貯金制度、これまでやってきたわけでありまして、これは零細な預金者からの預金を預かつて、それを大きくまとめて、そして社会資本の整備とかあるいは預金者の生活の向上とか、そういうものに役立つという機能、これは持つてきたわけでありまして。

例えば、さつきバングラデシュの話をしたしましたけれども、バングラデシュの農村の婦人に、イスラム国でありますからなかなか社会に出る機会が多くないわけですね。しかし、こういう婦人が自立するためにということで、我が国がODAの一種といたしまして、民芸品、手芸品、こういうことを教えてあげて、そしてそれを買ひ上げて売却すると。で、その販売の利益をまた還元してあげると。そしてなお、それを貯金をするというところ、貯蓄を奨励してその制度の枠組みに乗せてあげると、それで農村の婦人が自立をしていく手助けになると、こういうこともやってきたわけ

です。これは本当に、その応用という意味では非常に貴重な活動だったと思います。

ですから、郵便貯金制度というものが我が国の明治以降の歴史の中ではそういう役目をいつとき果たした時代もあったと思うわけでありまして。そういう点で、これらの視点からの国際貢献、言わば我が国の経験、仕組みというものを伝え、普及していくという意味での活動というものを、私はあつてしかるべきだろうと思うんですね。しかし、民営化されますとそういった経験というものはだんだん失われていきまして、こういう活動というのは今後なされなくなっていくのかなと、もったいないなと、そういう気もするわけであり

ます。この点について、経験を踏まえて、公社の総裁はいかがお考えでありますでしょうか。

○参考人(生田正治君)　ちよつと山口先生にお許しいただきまして、さつき小泉先生の御質問で、女性の登用とところで数字を一つ間違えたんで、訂正させていただきます。

女性の局長、数字はないんだけれども感覚的に言えば二〇％ぐらいも分かりませんと申し上げたんですけれども、今正確なのが参りまして、大変間違つておりました。簡易局を除きまして局が二万二千四百五十五局あるんですが、そのうちの千六百三十三人が女性なんです、五・七％だったんで、大きく間違えましたので、ひとつおわびとともに訂正させていただきます。

お答えさせていただきます。

結論から申しまして、国債を含む社会貢献というものは、もうこれ百三十年を超える郵政事業の遺産子みたいなもので、みんな本当にそれに生きがいを感じながら仕事をしていますんで、これは多分しっかり新経営陣が引き継いでくれるだろうと期待しておりますし、そうなるように私も努力をしたいと考えております。

それで、具体的問題に入りまして、二つに分けられると思うんですが、一つは郵便貯金制度、そういったソフトなものをどうやって普及させて

いつているのかということ、そういうことも含めて資金的な援助という、二つあると思うんですが、簡単に申してまいります。そのソフトの部分は、UPU、今出ておりますUPU、それからアジア・太平洋郵便連合という、APPUというのがあるんですが、こういった全世界じゅうの郵便関係者のトップ連中が集まる、事務局もしつかりあります、そういうフォーラムを通じて普及に努力をいたしております。

それで、それと離れまして、公社といたしましては、郵便事業や郵便貯金事業、これについて発展途上国の研修生の訓練や専門家の派遣というのは、かなりこれは色濃くやっております。昨年も、私、UPUのプカレスト大会に行きました

が、いろんな途上国の方が見えまして、教えてくれというものが随分ありまして、そういったところには、筋のいいやつには応じてさしあげているというふうなところでありまして、平成十六年度は五か国に専門家を派遣いたしました。例えばタイとかブータン、フィリピン、カンボジア、ラオスというふうなことであります。数十人の研修生の受入れをしております。最近極めて熱心なのは中国でありまして、これはもう是非来て教えてくれ教えてくれというんで、何回もチームを派遣して貯金制度の伝授をいたしております。最近幹部も来てほしいというんで、斎尾という本部長を派遣してきたんですけれども、また来てくれというんで、近々行くはずであります。そういった意味で、私どもの経験というものは、国際的に役に立つところはいくらもお役に立ちながら、それだけの御評価もいただいていると、こういうことであります。

それから、パキスタンの問題がありましたが、こういったところにおきましてインフラ整備ということで郵便貯金制度を普及させたいというふうなことがあれば、これはその政府がお考えになることですが、必要があれば、例えばODA等との絡みにおいて私どもはいつでも応じていくつもりでおるということであります。

今度は資金、お金の方でありますけれども、これは専ら国際ボランティア貯金というやつで、海外で活動する民間の援助団体を通じて資金配分いたしております。平成三年からこの十七年までの配分額の累計は百八十二億であるんですが、これは平成の五、六年ぐらいまでは年間二十五億から三十億、これは貯金の金利の半分いた

だくわけですが、それでも、ボランティアなお考えによつて、そのぐらい資金が集まったんですけれども、御承知のゼロ金利に近いものから、今、集まらないですね。年間五千万からせいぜい一億

ぐらいになつてきているんで、非常に資金が欠けてきておりますが、それでも非常に途上国には喜んでいただいておりますので有効に使いたい。それから、パキスタン北部地震に限つて言えば、現在のところ、まだアクションは取つておりませんけれども、その限られた資金の中で何ができるのかなというふうなことを考えております。

ちなみに、スマトラ沖地震のときは、日本の郵政公社がUPUに呼び掛けまして、全国から、全加盟国から少し拠金させて援助しようというふうなことで、それが実現しましてUPUとして援助いたしました。私どもは、公社としては一千万円出してあります。そんなことが今これから検討されることになる、こういうふうな考えております。

○山口那津男君　我が国の郵政事業、百年以上の経験というものは、これはやはり経験そのものが国民の資産である、今の事業そのもののみならずこの経験をこれからも生かすという視点には是非必要であると思います。

さて、今回衆議院選挙が行われたわけでありまして、改めてこの参議院の役割というものを考えてみなければならぬと思います。今回、結果的に衆議院で与党が三分の二以上の議席を持つに至りました。

まず、法制局長官にお伺いしたいんですが、衆議院から送付された法案について参議院が否決した、あるいは六十日以内に議決をしなかった、こ

うした場合に、衆議院がその法案を再議決しなければならぬのかどうか、それとも選挙肢があるのかどうか。この点について、憲法上の解釈、これを確認をしたいと思います。

○政府特別補佐人(阪田雅裕君) お尋ねは、衆議院の件、とりわけ衆議院と参議院の関係に及ぶ事項でございますので、私の立場で意見を申し上げます。この点については必ずしも適当ではないと存するわけでございますけれども、学説では、一般に憲法五十九条第二項及び第三項の文理等に照らしまして、衆議院で可決された法案について参議院がこれと異なる議決、つまり否決又は修正ということになると思いますが、それをした場合に衆議院が同条第二項の再議決を行うかどうかは、同条第三項の規定によって両院協議会の開催を求めることとすることとあるということと同様に衆議院が裁量できるものであり、これを義務付けているものではないと解されており、過去の運用実例を拝見しましても、三分の二以上の多数で再議決をしたものもございまして、両院協議会を開催して成案を得たものもございまして、さらには、いずれの措置もとらずに不成立になったものというように様々な形態のものがあるというふうに承知をしております。

○山口那津男君 今のような基本でありまして、この参議院が異なる議決をしたからといって衆議院でどう対応するかというのは、いろいろな角度からの政治的な判断があり得ると思うわけであります。ですから、仮に今のように入与党が三分の二を占めたとしても、それは考え方は変わらないはずであります。

その上で、小泉総理にお伺いしたいのであります。この国会の両院の意見が分かれる、結論が分かれる、で、内閣の意見とも違うという場合に、最終的にやっぱり重要な課題については、この民主主義の基本からいまして、国会もその他の国家機関もこの民意を実現するための言わば代議制度になっているわけでありまして、最終的にはやっぱり国民の意思というものをいかに的確

につかむかということが重要な責務であると思えます。

その観点からして、この今のような衆議院と参議院の議決が異なった場合に解散をして民意を問うということが、与党でこの衆議院三分の二以上の議席を持つに至った上でも選挙肢としてはあり得るのかどうか、総理としてはその点をどのようにお考えになられるでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 参議院で否決された、衆議院で可決されたにもかかわらずそういう事態になったときは、普通の法案だったからこれでおしまい、廃案です。さらに、衆議院で三分の二以上の多数をもって可決された、この参議院で否決されても、これは可決された、成立するという規定になっているんですけれども、それがしばしばなされるかといえ、そういう状況はめったにないと思えます。普通であるならば、衆議院で可決されても参議院で否決されれば、もうそこで一巻の終わりというところがほとんどだと思います。三分の二の議決することめったにない。ましてや、参議院で否決されたのをもう一度衆議院で審議せずに解散・総選挙に持ち込むなどということはもう異例でしょう。異例中の異例ですよ。普通、普通の法案だったらもう参議院で降参するところなんですよ。それをやらないであって解散・総選挙に踏み切ったということについては例外中の例外だと思っております。

これは、こういう例があったからこの次やるかといったって、そうめったにできるもんじゃありません。正に政治的判断、これだと思えます。その政治的判断がうまく機能したのは今回の解散・総選挙だと思っております。

○山口那津男君 総理はうまく機能したとおっしゃられました。確かに与党は大勝したわけでありまして、しかし負けたところもあるわけですね。その中の幾つかは、例えば離島を抱えた選挙区、こういうところでは、この離島のもう本

当に唯一の郵便局がなくなってしまうのではないかと、反対派の人たちは、これはもうなくなる、あるいは貯金や保険はなくなる、こうやって主張されたわけですね。ですから、その利用者からすれば、本当に私たちの郵便局がなくなっちゃうかもしれないと、その主張に押されて迷いがあつたわけでありまして。

私は、この点について、例えば沖縄の離島で渡名喜島というのがあつた。本当に人口五百人余りのちっちゃな島です。こういうところの郵便局、あるいは、北海道では奥尻島の郵便局、東京でいえば母島の郵便局、本当に住民が頼りにしているものですね。これが残るんですか、なくなるとどうかと問われた場合、端的にそういう人たちにどうやって説明してあげればいいのか、安心感を与えればいいのか、これが大事だと思うんですね。

竹中大臣に、もう一度この点についての説得力のあるお答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 民営化に当たって、本当にその不安をおおるような議論があるし、あつたということは大変残念であるというふうに思っております。我々は、決してそうではないということの制度設計をきちっと、正に水道のようなライフラインに匹敵するような重要な資産であつて、それをきちっと守っていくということを明確に申し上げて、そのような制度設計をしたいと思います。

具体的には、まず法律で設置に関しまして、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置する、これ義務付けるわけでございます。さらに省令において、特に過疎地については、法施行の際に現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定することとしていくわけでございます。

今例に挙げたところは、その過疎地に当たるところかということがしたが、重要なことになりまして、過疎地の定義としまして、御指摘の離島振興法の離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法の離島、小笠原諸島のほか、過疎地域自

立促進特別措置法の過疎地域と、そして奄美群島、半島振興法の半島振興対策実施地域、山村振興法の振興山村を定め、そういうように定めるところを国会でも何度も申し上げてきたつもりでございます。

それいろいろな事情があるわけでございますけれども、少なくとも今申し上げた過疎地の定義に当たたる地域であつて、かつ法施行のときに、つまり民営化されるときに現に存している郵便局ネットワークというのは、これを、その水準を維持するということをこの省令の中に明記するつもりでございますので、冒頭に申し上げましたように、しっかりと国民の大変な重要な資産でありましてこの郵便局のネットワークを維持していきたいと考えております。

○山口那津男君 最後に、この郵便事業は大きな事業体でありますから、環境配慮という活動も必要だろうと思えます。これが四分社化、民営化によって損なわれることはないのかどうか、この点も懸念されるわけでありまして、今までのこの取組、公社の取組、それと今後への期待、これを最後に伺いたいと思えます。

○参考人(生田正治君) お答えします。環境保全に対するニーズというのは、京都議定書にも見るように、ますます重要になってくると思えます。

私は、民営化後も、当然、今私どもがやっている努力は引き継がれると思うし、むしろ発展させられるだろうと思えますし、その一つの手だてとして、今一生懸命作業をされていて、できたら来年ぐらいからと考えているのは、環境会計も公社の間にも導入しよう、こう考えております。

はもう私どもの今もう基本の理念としております。

具体的に、簡単に申しますと、平成十六年から十八年までの三か年を対象にしまして、三か年でたつたそれだけかと言われるかも知れませんが、CO₂の排出量を二・二%、十四年対比減す。事業が伸びてきているんでね、絶対量を減すというのは難しいんですよ。だけれども、事業伸びてきているけれども、にもかかわらず二・二%減そうというふうなことをやっておりますし、省エネルギーでいろんな局舎の電気の使い方とか物品調達とか、環境調達ですね、物流、車のルートの変更等々、全般的な努力を重ねておりまして、おおよそ所期の目標を現在達成してきているわけでありまして。初年度の年度計画であります十六年度エコアクションプランというものを作つたわけでありまして、先ほど申しましたように、ほぼ所期の目標は達成し得た。

事業が伸びていることと若干二方向になるんではあります、事業は伸ばさなきゃならないけれども、更に今後とも努力をして、減す努力をし、しっかりと次の民社化した会社へ引き継いでいきたいと、こう思っております。

○山口那津男君 是非その経験を引き継いで、立派な民営化を成し遂げていた、だいたいと思えます。

終わります。

○委員長(陣内孝雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから郵政民営化に関する特別委員会を再開いたします。

郵政民営化法案外五案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

午前中の山口議員に続きまして、関連した質問をさせていただきます。

今回のこの郵政民営化関連六法案の位置付けでございますけれども、私自身、これを郵政公社を単に株式会社化することの法案であるというふうには思っておりません。むしろ、公益を維持しつつ、郵政公社を採算の取れる事業体に変えていく、そして、当然のことながらでございますけれども、公社をそうした民間事業体に変えていくプロセスの移行期間におきましては、様々なリスクというものも生じることが可能性としてはあるわけでございます。その意味ではこの移行期間におけるリスクを最小化していく、そのための法案がこの郵政関連六法案であると私は思っております。

そういう意味では、この移行期間においてリスクを最小化するということは、この郵政改革のみならず、これからの構造改革全般にわたってとりわけ重要な視点ではないかというところで、私は今日質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、総理は、ずっとこの郵政改革というのは、午前中もお話ございましたけれども、構造改革の第一歩である、改革の第一歩であり、同時並行的に財投、財政改革も含めて様々な多岐にわたる改革を進めていくんだという話を再三されているわけでございます。

多岐にわたるということで、一杯これから日本が抱えて、解決していかなければならない構造問題というのがあるわけでございますけれども、とりわけ今の時点で総理がお考えになっておられるこの優先順位の高い改革、構造改革、どの改革が最も優先順位が、この郵政改革を第一歩として、次に来る改革として大事なのかとお考えになっておられるのかということとをまずお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 最大の眼目は経済活性化ですから、その経済活性化の手段として郵政民営化は不可欠であると。そして、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にと

いう方針を掲げてこの四年間政権を担当してきた者として、今後、更にこの郵政以外にも民間にゆだねられる分野はたくさんあるであろうと。今まで公共的な仕事は主に役所、公務員が担っておりましてけれども、公共的な仕事でも民間企業なり民間の皆さんができるんだらばどんどんやってもらいたいような環境を整備していきたい。

そして、地方にできることは地方という中で、その一つの手段として、補助金の削減と税源の移譲と交付税の見直しという三位一体の改革。これは、おおむね四兆円規模の補助金の削減と三兆円の税源移譲等、今実行段階にきておりますので、年末にはその具体的な数字を示していきたいかなきゃならないと思っております。

さらに、歳入、歳入、これを見直すということは、できるだけ国債に依存することなく財政状況を改善していく方策として財政の問題は極めて重要であります。

さらに、社会保障を展望しますと、年金、医療、介護、重要なことからそと野党が国会に衆参一緒の協議会をつくつたわけでありまして、こういう将来の社会保障を展望した改革も必要だと思えます。

これからもうその改革、止めることなく進めていかなきゃなりませんが、地域の活性化におきまして、地域の構造特区、あるいは規制改革にしてもまだまだ今の状況から改革しなきゃならない分野がたくさんあると思えます。

要は、余り政府があれこれ言わなくても、民間人なり民間企業なり地域が自主的に自発的に、自分たちの町は自分たちがつくるんだと、自分たちの企業は自分たちが発展させていくんだと、そして自らの創意工夫によって新しい将来の展望を開くという、個人、企業、地域、そういう方々が、やればできるという自信を持っていろいろな問題に取り組みることができる環境をつくるのが政治として一番大きな役割だと思っております。そういう中で、三位一体改革にしても公務員改革にしても社会保障改革にしても、その手段であると

いうことを認識しながら多くの問題に取り組んでいかなければならないと思っております。

○西田実仁君 ありがとうございます。

この改革というのは当然すべてバラ色というわけにはならないこともあるわけでありまして、改革には当然のことながら痛みあるいはリスクというものが伴うことは覚悟しなければ各改革も進められない。しかしながら、この痛みを最小限化していくというように事前に準備をしながら改革もしていくという、こういうことも大事になってくると思いますが、この改革に伴う痛みを最小限化していくということにつきまして、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 現状維持ということは、その現在の状況に慣れた方にとつては一番いいわけですね。郵政公社一つ取つても、今のままがいいと、民営化したら仕事の対応も違う、あるいは扱う商品も違う、サービスも違う、これに合わせるというのは痛みですよ、苦痛ですね。しかし、新しい時代に対応するためには、今のままでやっていてもつかどうかということから、郵政民営化一つ取つても、恐らく郵政公社の皆さんにとつてはある痛みが伴うものだと思っております。

同時に、あらゆる分野におきまして、全部が賛成するものはないと思えます。新しい時代に、規制が緩和されて新しい人が入ってくる、自分たちのやっていた仕事、ほかの企業が入って来る。自分の仕事が奪われるという危機感を持つて対応するというのは、ある面においては痛みを覚悟して努力をしなきゃいかぬと。地域においても、いろいろな新しい分野の人が入ってこない地域は活性化しないというような状況だと、今までだれも入ってこなくてまあ何とかやれた人にとつてみれば、また激しい競争をしなきゃならないのかと、新しい商売を始めなきゃならないのかと。今までどおりでいいかとなつたら、これは苦痛ですね。どこの分野にも私はあると思えます。新しいことを手掛けようとする慣れないこ

とをしなきゃならないということは、そういうのは嫌だという人にとっては痛みであります。

しかし、時代は変わってまいります。また、科学の技術、パソコンにしてもあるいは機械を使うにしても、今まで慣れてない人にとっては習うのが苦痛かもしれないし、習うのが喜びと感ずる人もあるわけです。医療一つ取っても、触診、今まで使ったこともない機械を見ても、これが病気の、本当に悪い部分なのかいい部分なのか分からない先生もいるという。それを新しい機械を使って分かるようにするためには研修が必要だと、時代の進歩に合わせるように自分の技術も向上させていかなきゃならない。

しかし、そういう時代に合わせるような挑戦意欲というものを持ってもらわないと、なかなか現状維持ではやっていけないと。科学の進歩、技術の進歩。そして、今や日本は日本だけでやっていく状況じゃありません。習慣の違う、慣習の違う、また人種の違う人と同じ仕事をしなきゃならない。慣れない仕事もあるでしょう、慣れない付き合いもあるでしょう。そういうやつぱり時代に合わせたような変化を取り扱うといえますか、変化に対応していくためには、人によってそれが喜びであるという人と苦痛であるという人、両方いますから、今後、そういう面について両方をよく配慮しながら、改革にはどの分野においてもある程度痛みがあるということを知りつつ、前向きに取り組んでいく必要があると思います。

○西田実仁君 総理は、郵政民営化につきまして、改革の入口であるということもまた再三強調されてこられました。入口、構造改革の入口が郵政民営化ということであれば、当然その構造改革の出口というところもあるわけですが、この出口が何かはともかくとして、この構造改革そのものをこれから、そういう意味では入口ですから出口に行くまで継続をして、改革を継続していかなければ最後ゴールには到達できないわけであり

ます。

この構造改革を最後ゴールまでやり遂げるため

の条件というものは何だと総理はお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 一番大事なのは、やつぱり個人個人の意欲を引き出すような社会をつくることだと思えますね。創意工夫を発揮しやすい、自分の努力が報われる、そういう社会をつくるのが一番大事だと思います。

どの国においても、どの社会においても、まず一番基本は自分でできることは自分でやろうと、こういう自助努力を持たない社会というのは、私は発展しないと思います。人は、自助努力を持った、ああ、この人だったら投資していいなと、この企業だったらお金を貸してもいいな、将来性を見るからです。努力する力を見るわけです。ああ、幾らお金を貸しても援助してもやる気がない、そういうところに一体だれが援助の手を差し伸べるか。国でもそうですね。自分たちの国は自分たちでつくり上げようとする意欲のない国に、その国が援助なんかするでしょうか。やつぱり今の援助の方法は、その国が自立しやすいような援助を考えていくと。

お金というのは、使えばすぐなくなっちゃういます。お金を使って、自分たちでお金を稼ぐ方法をどうやって考えてもらうのかという援助じゃないと生きてこない。それは、自分たち、お金もろうだけで、お金をつくる努力なんかしませんよ。自分たちで生活の手段を考える、考えてくれというのも大事でしょうけれども、まず一番大事は、自分たちの社会は、自分たちの国は、自分たちの生活は自分たちでまず努力するんだという意欲を持つような、そういう社会にしないといけないとどの国も発展しないと思います。そこで、どうしても自分で助けることはできない、お互いの助けを必要とする、あるいは一分野では無理で公的な支援を必要とする、だから、自助と共助と公助。これは基本だと思えますけれども、まず、自らを自分の力で立ち上げようと、努力しようとする意欲のない国に対して、社会に対して、企業に対して、個人に対して幾ら支援してもそれはなかなか

発展しないんじゃないでしょうか。

ですから、創意工夫。民間経済の発展というのは、民間は、国が、役所が、公務員があれやれ、これやれと言わなくて自分たちで考える、自分たちで国民に売れる商品を考える、自分たちで国民に必要としているサービスを考える。そこで収益を上げて税金を納めてくれるから市場経済、自由主義経済が発展してきた。何でも国が押し付けて、やれと、あれやれ、これやれ、これ以外やっちゃいかぬ、そういう国は発展しないというのは歴史が証明している。

そういう、個人でも企業でも地域でも、自分たちの町は自分たちでおこそうという、そういうやる意欲、自信、勇気を持てるような社会にするところが私は国家の発展にとって、国民生活を豊かにする上において一番重要じゃないかなと思っております。足らざるところは社会全体で支援の手を差し伸べようと、これが基本ではないかなと思っております。

○西田実仁君 改革を進めていくときに必ず伴うリスクや痛みをやつぱり最小限化していくということが私は大事だと思っております。

今回のこの郵政民営化につきましては、いろんな移行期間の間に、これから始まる、法案が通った後に始まるわけですが、いろんなリスクも当然勘案しながらこの法案ができていくわけであります。

その中で、今日は私は二つだけ考え得るリスクとして御質問をさせていただきたいと思えます。一つは、この郵貯、簡保の資金が十二年度までは預託制度を使って財投から特殊法人等の財投対象機関にお金が流れていたわけでありましたけれども、政府保証が付いた郵貯、簡保のお金が財投を通じて融資をされていた、その融資先の対象機関が不良債権化した場合に、それが表面化するリスクがあるのかないのかということが一つ。そしてもう一つは、やはり民営郵貯、民営簡保がまだ資金運用のノウハウがこれからという、そ

ういう段階で、巨額な資金として全国のネットワークという大きな強みを持つ中で、地域金融機関を始めとした民営に圧迫にならないかどうか。この二つのリスクにつきまして、残り時間、御質問をさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目の郵貯、簡保を資金源とした融資先の焦げ付きの問題、いわゆる財投対象機関の不良債権のリスクということにつきまして、谷垣大臣に御質問させていただきたいと思えます。

これはもう言うまでもなく、平成十二年度に財投改革がございまして、預託金制度なくなっているわけでございまして、またその預託金は二〇〇七年度までに戻ってくるということで、今二〇〇五年度です。それから二年あるわけであります。その期間に万が一、これから財投機関、整理縮小していくという中で、そのプロセスの中で財投対象機関が不良債権化した、あるいは何らかの形で清算をしなければならなかったというときには、郵貯や簡保の契約者あるいは預金者の利子が減るということではないわけですね、政府保証ですから。そこは元利合計政府が保証する、すなわち国が保証する、すなわち国民の税金でそれはきちっと支払われるわけであります。となると、仮に財投対象機関が整理縮小を通じて清算される、そして不良債権化が表面化するという場合には、国がその分債務を抱えていくということになるわけであります。

ですから、これからの改革、小さな政府、小さな官を目指していくという中で、当然のことながら財投対象機関の整理縮小ということをしていかなければならぬわけでありますけれども、その改革のプロセスの中で、こうした財投対象機関の清算に伴って不良債権が表面化して、それが国が抱える債務として表面化する、これはもうできる限り最小化しなければならぬ。また、仮にそうだった場合にどういう清算の方法をするのか。できる限り国民に対する負担を小さくして、そしてこの財投対象機関の整理もしていかなきゃいけない。大変に難しい作業ではございますけれども、

これは是非とも必要であると思いますが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、西田委員おっしゃいましたように、かつては郵貯で集めていただいたお金、全額財投に預託をしていただくというところがございましたので、たくさん集まってきたもので、ついつい財投の方が肥大化をしているんじゃないかと、こういう御批判がありまして、平成十二年度まではそういう制度でしたけれども、十三年度からは御指摘のように改めたわけでございます。そういう中で、その財投も真に必要なものだけに絞っていくということ、最盛期の現在四割ぐらいの規模に縮小をしております。

そういう過程の中で、民業補完性とかあるいは償還確実性についても見直してきて、委員のおっしゃる不良債権化するリスクを未然に防いでいくというの、一つはそういうところにあるわけでございます。

しかし、平成十七年度、実際にじゃそういうものが、リスクが顕在化、顕在化といいますが、そのリスクをもうあらかじめ、何というんでしょうか、退治してしまおうというようなことも行っておりまして、平成十七年度の財投計画の編成に当たりましては、財政審の財投分科会で、今おっしゃったようないわゆる財投不良債権論があるということも踏まえまして、民間準拠の財務諸表も参考にしなが、すべての財投事業について総点検を行いました。そのようなリスクがあった住宅金融公庫あるいは都市再生機構、ここにつきましても事業の抜本的見直し等を行うことで将来の財務上の懸念を解消して財投事業全体としての健全性を確保するための措置でございます。

こういうことをするために、委員の御指摘のように、国民負担を極力軽減していくということが当然前提にならねばならないと考えております。もちろんそういった財投機関の自助努力ということが前提になるわけですが、その上で業務からの撤退を含む抜本的な事業の見直しであるとか、それから撤退事業の経理の明確化、それから

業務運営効率化や人員の削減、あるいは一般管理費の削減といった自助努力を担保するための経営改善計画を作ると、こういったことを実施することによりまして財政融資資金に対する償還確実性を高めることができるという、最終的な国民負担を軽減していく財政融資資金の得べかりし利益の放棄が真に必要なかつやむを得ないこと等々を条件を満たした上で透明性のある形で処理をしていくと、こういうのが基本方針でございますが、そういう基本方針の下で、先ほどの平成十七年度におきましてもその住宅金融公庫、都市再生機構についてそのような措置を行ったと、こういうことでございます。

○西田実仁君 今大臣からお話ございました、自助努力ということを前提にこの住宅公庫また都市再生機構につきましても早期繰上償還というものを許可して、しかも本来であれば、この午前中、竹中大臣からもお話ございましたが、税金の投入はありませぬけれども、本来、その国が得るべき二兆円に上る逸失利益、利益を失ってしまったという、そういうことが実際にはこの損切りをする、まあ早めにリスクが表面化する前に損切りをするということによって、結果として出てきたのがこの本来二兆円国に入るべきものが入らなかったということが事実としてあるわけでございます。

そうした措置の前提は自助努力というお話を今大臣がされたわけでありませぬけれども、しかしながらこの住宅公庫、都市再生機構の役職者の方の退職金を見ますと、この今の措置は昨年の十二月に決定をされたわけでありませぬが、今年の三月三十一日付けで役職者の方で辞められておられる方がいらつしやるわけですが、この資料を取り寄せて算式を見ますと、役職者の方、その前と、そうした二兆円、本来国に入るべきお金が入らなかつたにもかかわらず、その今年の三月三十一日付けでお辞めになった方はそれまでと全く同じ退職金をもらっている。しかも、この退職金の算定基準には業績助成率というのを掛けることになっているわけでありませぬけれども、業績助成率は〇から

二までの間で委員会が決定をして退職金をはじいていくという形の計算式になっているわけでありませぬが、これが全く同じになっているわけでありませぬが、自助努力が果たしてどこまであるのかということを変に私に疑問に思うところもあるわけでございます。

こうしたこの、谷垣大臣にお聞きしますけれども、損失が仮に発生した場合、今の場合で言えど、二兆円というのは損失が、具体的に税金が出ていったわけじゃありませんけれども、逸失利益として、失った利益として二兆円という額があるわけですね。こうした損失がもし発生した場合、今後のいろんな財投対象機関の整理縮小の中で発生した場合の責任というものについてはどう考えたらよろしいんでしょうか。谷垣大臣、お願いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員がおっしゃいましたように、現実には税を投入したというわけではございませぬけれども、得べかりし利益というものが確かに失われている、そういうことを引換えに業務の健全性を確保したということでございませぬけれども、先ほど申し上げたような自助努力を前提とし、やっぱり自助努力というものがあくまでも前提にならねばならないというふうに私も考えております。そして、先ほど申し上げた幾つか、四つほど条件を挙げましたけれども、そういう条件はやっぱり厳格に適用していくということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○西田実仁君 時間に限りがございますので、二つ目のリスク、いわゆる民業圧迫ということにつきまして竹中大臣にお聞きしたいと思っております。

この郵貯、簡保が民営化されて巨額の金融機関が誕生するわけでありませぬけれども、そうしますと巨額の資金と先ほど申し上げた全国ネットワークという大変な強みを持った言わば、まあ表現が適切かは分かりませんが、マンモスのような存在の金融機関が誕生するわけでありませぬ。

このマンモスが自然界のルールを守ってきちっと活躍してもらう分にはもちろん構わないんですが、万が一にも自然界のルールを無視したり、あるいは本来、食料事情、収益力に見合っていないようなところがその強みの、二つの強みをもって地域金融機関を食い荒らすようなことがあつては、これはあつてはならないということで、この郵政民営化関連法案というのはできているわけでございます。

事前に分割する、あるいは縮小するというのは、言うほど簡単なことではなくて、地域別なのか業種別なのか商品別なのか、あるいは政府系金融機関の事業を継承するのか、いろんな選択肢があるわけで、事前に答えがあるものではないと私は思っております。それでこの法案には賛成しております。

であるならば、なおさらのこと大事なこと、一つは、この新たに誕生する民営郵貯、民営簡保の内部における経営の節度ということが大変重要になるというふうに私は思っております。量的な拡大をいわずに求めるのではなくて、質的な向上を求めていく、追求していく。そういう意味での内部の経営節度、具体的には監査役制度、これを単に事後的な経理的な監査だけではなくて、フイジビリティ・スタディーを含めたそういう監査、事業監査も含めた内部ガバナンス、これをしっかりとっていく。また、新しい経営陣も民間出身の人で固めていく。こうした内部の経営節度というものが大変重要になってくるんじゃないかと思っております。

もう一つは、民営化委員会がやはり大変重要になってくるわけでありまして、この民営化委員会の特に外部から監視をしていくということにおきましては、具体的にこれはやはり全面的な情報公開ということをは是非ともしていただきたい。これは政府税調でも例えばインターネットでの審議中継をしたり、あるいは個人名、発言者名を記した詳細な議事録を公開したり、こうした有権者の皆様が本当によく見ていただけるような、そういう外部監視ということも必要ではないかと思っております。

竹中大臣には、まず最初に、この内部の経営節度というところで具体的にこの監査役制度の活用、また新しい経営陣の構成、これにつきましてお聞きして、その後お時間があれば今申し上げた民営化委員会につきましての情報公開についてお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 民営化によって経営の自由度を発揮していただきたい、本当に思い切つてやっていただきたいわけでございますけれども、やはり自由の裏側には必ずや節度というものも伴っていかねばいけません。経営者の節度が求められるということに加えて、節度をきつと守つていただくような仕組みを作っておくということが同時に必要だと思っております。

まず第一のその内部の体制でございますが、これは経営の体制でございますので、新しいその経営陣が決まってくるような段階でしっかりとまず経営者にお考えいただく必要があるかと思っております。しっかりとした監査役を置かなければいけないということもそのとおりだと思いますし、場合によっては委員会等設置会社のようなものが良いのかどうなのか、そういったことも含めて是非前向きにいろんなことを検討していただきたいと思っております。

そして、何よりもまあ節度という観点からいいますと、これ例えば銀行法、保険業法の適用を受けますので、非常に厳しい一般的な検査・監督を受けるということを、これは信用リスクをしっかりと管理しているのか等々含めまして、無理なビジネスしてないかというようなことについて厳しい検査・監督の対象になってまいりますので、そういった観点もまた節度をしっかりと保つていただくためには非常に重要な役割を果たすと思っております。

民営化委員会でございしますが、これが大変重要な役割を果たすという御指摘もそのとおりだと思います。民営化委員会についてもしっかりとした独立性、専門性のある方を是非選任したいと思っておりますけれども、その情報の公開に

ついてお尋ねがございましたので、意見を述べたときはそれを公開するというのを法律上、公表するということを法律上義務付けております。さらには、これは民営化委員会の中で御検討いただくことではございますけれども、やはり何らかのガイドラインを作るといことも重要になってくると思ひますし、そのような方向でしっかりと関与をしていきたいと思っております。

○西田実仁君 終わります。どうもありがとうございます。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野達男でございます。

実は、八月五日の最後の総括質疑、小泉総理にも質問させていただきました。あのとき、ほんのわずかではありましたが、ひよつとしてこれ小泉総理としてこういう形で質問するのは最後かなと、最後になるかもしれないという思いもありまして、ちよつとした感慨にもちよつとふけた感じもありましたけれども、見事にそういうことはすべて吹き飛ばされてしまいました、今日またこういう形で質問に立たしていただきました。

第一問目なんですけれども、ちよつとこれは抽象的な質問で恐縮ですけれども、二十年ほど前、私は栃木県的那須におりまして、そのときに那須土地改良区の理事長さんをされているのが渡辺美智雄さんでした。渡辺美智雄さんに随分親切にしていたでございまして、いろんなエピソードを話している中で突然、政治は感情だと言ったことをいまだに覚えております。その前後のエピソードは私はよく覚えておりません。政治は感情だという言葉が非常に印象に残っております。ここ一年ぐらいのいろんな状況を見ていますと、ひよつとしてこれは当たっているのではないだろうかという、この、どういう点で当たっているかというのは私はうまく説明できませんが、そういう感じを非常に持ちまして、小泉総理、その点に対してどのようにお考えになるか、御見解をちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは人によって取り方は違うんだと思いますが、政治は論理だけで動かないと、人を動かすのは論理だけではないということも言っているんだと思います。政治家は、話をしなきゃならない、演説をしなきゃならない、選挙になりますと、有権者に共感を得るようにしないと当選はできない。その場合、理詰めの論理的な話ばかりして果たして選挙民が共感を得るかどうかが、そういう面でも、感情であるというの、あるときには感情に訴えることも必要だと。情と理、感情の情と理性の理、両面が必要だと。頭のいい人に限って理論ばかり言うとか、全然人の心をとらえないと、そこを忘れちゃいかぬよというのを渡辺美智雄先生は言ったんだと私は思っております。

○平野達男君 それ聞くと非常にいい話に聞こえるんですが、私は、実際はもつともつとどろどろした面もあるんじゃないかということ、そつちの方のことを期待したんですが、どうもそちらの答弁はいただけないようなので、次の質問にちよつと入らせていただきます。

今回の郵政民営化法案なんです、これは衆参、解散前の状況ですけれども、衆議院においても圧倒的にこれは与党の議席の数の方が多かったです。参議院においても今与党の数が多いです。本来であればこれは、郵政民営化法案は与党がしっかりとまとまって出せばこれは否決されるはずがなかった。ところが、否決をされた。これはなぜかといいますと、野党は野党としてこれまとまって反対しましたけれども、与党の中から相当の反対者が出たからであります。じゃ、なぜこれだけの反対者が出たのか。そして、さらに反対者が出たことに對して小泉総理は解散というのをかなり明確な形で、これ恫喝みたいな形で使つていたと思ひます。だから、あれを見る限りにおいては政治は感情ではなくて政治は恫喝かと、ぐらいの印象をちよつと持ったんですが、そういう手段を使つて抑え込もうとした。

ミモレットでしたっけ、私はチーズは大好きで、香ばしい香りが好きなんです、あれは正に臭い演技でした。そういうことまで出して抑え込もうとする。これはなぜこういう状況になったのか。これは与党のことですから私らあずかり存ぜぬ、あずかり知らぬ話かもしれませんが、結果として私にとっては、委員会最中でああいうことが行われたというのは大変迷惑でした。

理屈は駄目だと言いますけど、それは理屈は駄目なことは分かります。しかし、国会はやっぱりこれは議論の場ですから、そういうときに場外で、訳の分からぬ話でああいうふうな恫喝みたいなことでやられたというのは大変迷惑だったんです。だから、なぜああいうことが阻止できなかったのか、なぜああいう形になったのか、改めてちよつと総理に今、選挙が終わりましたからお聞きしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、民主党は解散・総選挙を期待していたんじゃないでしょうか。そこを押さえておかなきゃいけない。だからこそこの選挙は、参議院で否決された後、民主党が内閣不信任案を衆議院に上程したんです。不信任案を上程するということは総辞職が解散を要求しているわけです。私の立場からいえば、可決されて総辞職するタイプじゃないというのは分かっていてしょう。ということは、解散を前提にして、解散歓迎だといって不信任案上程してきただけです。その前、この自民党の分裂、政権取る民主党にとっては千載一遇のチャンス、だと言ふ人もかなりいた。多くの人は、これで自民党は政権を維持できないだろうと思つた人もたくさんいたわけでありまして、結果は違つたわけですが、それらの中で、私は、自民党が造反して、この郵政関連法案を否決した。私は、自民党の議員の皆さんも主張は分かります。各政党、一つの結論が出るまでは賛否両論があるのは自民党だけじゃない。民主党だってそうです。しかし、政党

人としてです、賛否、自分の主張をいつまで展開していった、それを最後まで貫くからには、党の意思を無視して貫くからにはそれなりの覚悟があるはずですよ。政党内ですから、意見が自分と違つて、党議として一つの結論が出た、それに従うのがまた政党内なんです。判断するのは個人ですけれども、全部、最初から結論が出るまで全部同じ意見なんてあり得ないです。もう賛成反対かんかんがく議論が起つて、結果、そのどちらの議論が多くなるかというのはどの政党もあることです。しかし、一たび政党内で決まったからには従うのも何ら変節では何でもない。

そういうことを考えて、それを見誤つて自らの信念だといって私どもの決定に従わずに反対票を投じて、こんなはずじゃなかったとほぞをかんている人もたくさんおられるようでありまうけれども、それは正に全体の政局判断を誤つたとしか言えない。

○平野達男君 この点についてはちよつと後ほどにまた触れさせていただきますが、その前にちよつと別な質問をさせていただきますと思ひます。

どうも総理のいろんな今まで国会期間中の発言を聞いておりますと、むしろ解散を望んでいたのではないかと、総理自身も、そういう感じをちよつとしてきました。そして、実は、追い込まれて追い込まれて最後の手段として解散をしたというところであれば、これは郵政民営化ということとを優先させたというのとは分かつたことになると思ひます。そうではなくて、もう場合によつてはもう解散してもいい、むしろ解散でいいということでありまうと、郵政民営化法案の可決プラスもつと鋭さを持つた別の目的が持っていたんではないかという、そういう推測が成り立つわけですね。

総理は、この解散というのは本当にこれ最後の最後まで避けたかったということで行動されたんでしょうか。これはちよつと、本来のこの法案の質問の趣旨とはちよつと違ふかもしれませんが、

ちよつとお聞かせいたしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 結論から申し上げます。解散は避けなかったのが本意です、本心です。私は選挙嫌いなんです。いや、本心に言つて、もうあの選挙の苦勞を考えると、選挙はできるだけやりたくないですよ。もう十三回過去選挙やつてきて、選挙を喜んでやるといふ心境にはなれません。いつでも選挙は避けたい。そういう中で今回も私が一番望んでいたことは、解散せずにこの郵政関連法案、賛成多数で成立すること、これが第一の私の真意です、本心です。

しかし、この法案が自民党の造反によつて否決される、そのときは覚悟はしていました、そのときは。そうならないようにいろいろ努力もしました。否決された場合は、解散だよという言葉は使いませんでしたけれども、解散するといふような言い回しをしてちゃんと気付けていたはずなんです。私の本心は、これが廃案になれば必ず解散するよという腹は分かつていたはずなんです。それを分かつたというのとはちよつとちよつともない、政治家として。本心は、解散は避けなかった、解散なしにこの法案を成立させたかった、これが本心です。

○平野達男君 ちなみに、私は間違ひなく解散すると思つていましたし、解散すればこれは民主党にとつては有利だろうと思つていました。だからこそ、絶対これは最後の最後まで法案は通過すると思つていました。ただ、私の欠点は、思考がそこで停止していたことです。それ以上の思考が、全然考えも及ばなかったということ、ちよつと、どうでもいい話ですけども、ちよつと一言触れさせておきたいと思ひます。

それで、ちよつと話がまた別の方に行きますけれども、投票数で見ますと、さきの衆議院選挙で見ますと、小選挙区では百万票野党が投票数が上回っています。比例票は残念ながら二百万票負けが取りました。圧倒的勝利です、選挙結果は。しかし、そうかといつて、この票差が百万票という

のは、事実上拮抗していたということです、国民の投票の行動はですね。このほとんど拮抗していたという状況を小泉総理はどのようにとらえるんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、政党の党首として、また自民党総裁として、そして現在、自民党と公明党が連立政権を形成して政権を運営している最高責任者として、現行選挙制度の中で自民党、公明党が過半数の議席を得るためにはどうしたらいいかを考えるのが私の責任だと思つておりました。また、私の目標も、自民、公明両党で過半数の議席を獲得すること、そのためにどういふことをしたらいいか。これが限られた一つの制度の中で戦うときには大事なことだと思つております。

だからこそ、議席で多数を取らない限り政権は担当できない。議席で多数を得ないと反対者は賛成に回らない。目に見えた形で国民は郵政民営化に賛成なんだという意思を示してもらつたためには、はつきりとした議席で示していただくしか方法はないんです。これが最初から、これが投票の意味を持つんだといつたら制度は変わつていくはずであります。その中で、限られた中で精一杯の手段を使つていくのが選挙だと思ひます。

だから、結果は違ふからというんだつたらそういう判断が起ころし、ですから制度の中でどういふ戦い方をするか。勝利とは何かというんだつたら、現行制度の中で多数の議席を獲得するのが勝利である、これはもう明白だと思つております。

○平野達男君 どうもちよつと議論がかみ合つてないんです。私は、さきの選挙は圧倒的に与党が勝利だったということは、これは認めます。そのうちでなくて、郵政民営化の是非を問うた選挙で、国民の投票行動の一票一票を見たときにはこれは半分に分かれていたということについてどういふに思ひますかというのを聞いています。

す。更に言えば、先ほどの私の質問に戻りますけれども、なぜ与党からあれだけの反対が出たんだと。それを恫喝みたいな形で抑え込もうとするま

で追い込まれてですね、のほどの反対者が出たのか。

これは、冒頭、政治は感情と言ひましたけれども、小泉さんに対する、小泉総理に対する反感とか何かもあったかもしれせん。しかし、根本にはやっぱりこの法案おかしいねということがなければ反対者なんか出ませんよ。そしてそれを、場合によつてはそれを踏まえて政局にやろうとした人も与党内、政局に持つていこうとした人もいるかもしれない。だけど、それはそうかもしれないけれども、それをやるにしても根本的な、よつて立つところは、やっぱりこの法案おかしいよねという岩盤がなければそんなこと私でできないと思ひます。

なおかつ、もう一つ言えば、この今回の投票数を見ますと、国民は半分は、半分ぐらいは郵政民営化についてはやっぱりちよつとちよつと好んでいると取れるわけです。

で、何を言いたいのかといひますと、結果的に言えるのは、選挙に勝つたわけですから、郵政民営化というのはこれは進めなくちゃならない、しかもスピードを持つて進めなくちゃならないということについては、それは国民の総意だといふふうに言ひたい、これは総理、間違ひないと思ひます。しかし、同時に、この法律というのはたくさん問題も抱えた法案だということだけは、これはやっぱりきちつと認識しておく必要があるのではないかと、これは国民の総意だといふ、竹中大臣、違ふという顔されてはいますから、もしあれば、どうぞ言つてくだされ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々は、法案に関しては百九十時間、さきの国会でも誠心誠意説明させていただいたつもりでございまして、それに対して、もし法案に問題があるということであるならば是非対案を出したい、だからということをかねてから申し上げてきたわけであ

す。先般、衆議院で対案を民主党はお出しになりましたけれども、じゃ、その対案で今まで民主

党が私たちを批判してきた問題がすべて解決されているのかと。私たちにはとてもそうは思えないわけでございます。私たちを随分批判、前の国会で民主党されてこられました。しかし、かなり大幅に御意見を交えられて出しておられる。しかし、それでも出てきた批判に対して、むしろ我々から見るとより悪くなっているのではないかと。このような点もたくさんございました。まあ、これはもうさきに議論したことでございますが、その意味では、いろんな、法案でありますから、お立場はあると思いますが、私どもは今の法案、やはりこの複雑な郵政民営化を現実のものにするにはこの法案がベストだというふうに思っておりますので、引き続き、是非いろいろ御質問もいただいて、誠心誠意お答えをさせていただきたいと思っております。

○委員長(陣内孝雄君) ちよつと止めてください。速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(陣内孝雄君) 速記を起こしてください。

○平野達男君 対案が出さなかったということについては、それは事実です。しかし、野党は常に対案を出さなければならぬという立場にあるとは私自身は思っておりません。私らの方は、この国会の議論を通じて、与党が出した法案にこういう問題がありますねということをきちつきちつきちつと整理をする。そしてそれに対して与党がしつかり答える。そこにどれだけの、私らの問題の指摘に対して政府がどれだけきちつきちつき答えてくれるか、これをやっぱり見るというのが我々の仕事だと思っております。ということなんです。

それで、こういう今までの議論の中でいろんな議論が出てきましたけれども、そういう法案の問題というのは、やっぱり根本的にいろんな問題を抱えているんじゃないかと。それがいろんな今までのこの長時間の議論、それから参議院の否決、それから与党から大量の大変な造反者が出たということではないかということ、これを言っているわけですが、その部分については、対案が出たからどうのこうのというのは全然論理違いますよ。

ついでに言わしていただきますと、それは私らが問題指摘すると、何だおまえ、あれはこう言ったじゃないかという形で議論がすり替えになっちゃうんですよ。例えば、小泉総理、申し訳ないですけれどもね、三十兆円の枠をなぜあれ守れなかったんですかというふうに質問しますと、いや民主党はあれ法律で縛れと言ったんですよ、そこですり替えが起きちゃうんですよ。まず、三十兆円という問題をなぜ守れなかったんだと言ったたら、それを説明した上で我々の要するに対応を批判するんじゃないですよ。これは子供のけんかと同じで、ある人が、ここおかしいじゃないですか、何、おまえ、だつてあつちこつちで言っているじゃないかということ、議論にも何にもならないんですよ。

竹中さんも今の答弁の仕方は、私に言わせれば、私に言わせれば、私に言わせれば、小泉さんに、総理にだんだん似てきたから、ちよつとそこは気を付けた方がいいんじゃないかというふうにだけ、ちよつと忠告だけさせていただきます。

総理、反論があれば、どうぞ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) また三十兆の話を出したから、そのときは、私は民主党が三十兆円を法律で縛れと言ったんだと。政治は生き物、経済は生き物だから、三十兆円に縛って現実の経済が駄目になったらこれはおかしい問題になるから、五十兆円の税収があつた場合には三十兆円に抑えますという、そういう方針で十分だと、法律で縛る必要はないと。しかし、五十兆円の税収がなかったんだから、経済全体を考えると三十兆円以上を増やすのは、これは政治判断として妥当なものじゃないかということを言いたかつたんです。

○平野達男君 それから、ちよつとまた元に戻りますけれども、竹中大臣はさきの本会議でこういう答弁されているんですね。小泉総理を始め与党

の候補者は、同法案の内容についてしつかりと有権者に御説明をして選挙戦を戦つたものと承知をしております。法案の内容についてしつかりと説明したと。本日に説明したんでしょか。それから、法案の内容については国民の理解は十分深まったものと考えておりますと。国民は本当に法案の内容を分かっているんでしょか。ちなみに、私はこの法案を勉強するのに物すごい時間を掛けました。この議論を通じても分かんないことがまだたくさんあります。

そして更に言えば、選挙期間の中では法案の内容なんか説明している議員は私だけもいなくなつたんじゃないかと思ひます。官から民へ、資金はですね、資金については官から民へ、民にできることは民へ、これはスローガンはいろいろ言っていると思ひます。だけど、あれをきつちり説明するというのは、私は、相当の時間が掛かりますし、これを簡単に説明する、法案の中身の具体まで理解してもらうというのはなかなか難しかったんじゃないかと思ひます。

何を言いたいのかということなんです、私は、今回の選挙によつて、民意は確かに郵政の民営化ということについてはこれは賛同を示したと思ひます。だけど、その郵政の民営化をするにはいろんな方法があります。その方法についてはやっぱり国会の議論というのがあるわけですよ。それは、私どもはいろんな資料を要求すれば資料も入ってくる、質問をすれば答えてくれる。国民はそんな機会ありません。よく情報の非対称性という問題が言われますから。

ですから私は、この今回の全体の、選挙を受けて、郵政民営化法案、政府の法案は丸ごと信任を受けたと考えることについては、これはやっぱりいかなものかというふうに思ひます。それよりは、もつとこの国会の議論、ずうっと積み重ねた議論の中で指摘された様々な問題、これをやっぱり真摯に受け止める姿勢が必要ではないかと思ひますけれども、総理、それはどのようにお考えになりますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは一般有権者に対して法案の中身を説明している場合と、内容をかみ砕いて分かりやすく説明している場合と、正に政党なり候補者の判断です。一々その条文まで説明する候補者も中にはあるでしょう。否定はいたしません。しかし、どうやって国民に分かりやすく説明するかというのは正に候補者の資質の問題です。これを考えなきゃ。一々条文を見て説明している候補は恐らく落選するでしょう。有権者は専門家じゃないんですよ、読み書きそろばん、常識があれば分かるように話すのが候補者として一番大事だと思います。

そういう意味において、各候補者、各政党は、かみ砕いて、この法案の持つ内容というのはどういうものかと言うことが選挙では極めて大事だと思ひます。これは単に郵政民営化法案だけじゃありません。すべての法案についても、選挙においても、それぞれの争点を一々法案の条文持つてきてかくかくしかじかこうですよと言つたら、だんだんだんだん聞いていく人はいなくなつちゃうでしょう。だからそういう点は、よく政党も候補者も、いかに分かりやすく説明するかというのは、政治において、極めて選挙において大事なことだと思ひますが、よく心して説明しなきゃいかぬと思ひます。

○平野達男君 私は、条文がどうのこうの、各条文の説明するとか、そんなことは言つていません。しかし、今回のやつは四分社化をするとか、四分社化というのはそもそも何かとか、これを説明すると本が大変ですよ。そして、郵便局会社を説明するのに私は随分苦労した。それはあなたの説明の仕方が悪いと言われるかもしれない。だけど、本当からいいますよ、これ。イメージが分からないから。そういう法案なんですよ。だからこれだけの議論、長時間掛けていられるようなことがあつてはならないということを言っているだけです。どうも今回は大勝したから、今回の選挙で成功したからすべてが全部オー

ケーになったというような、そういう論調に聞こえるわけですよ。

それが例えば、先ほど言ったような、一つは、国民の投票を見たって確かに三分の二議席取りました、それは。選挙では圧勝でしょう。だけれども、詳細に見ていけば国民の意識はそうでもないかもしれない。それから、参議院でも否決されました。これはいろんな問題があるわけでしょう、それは政局に当たった、さっき言ったとおりです。いろんな理由があったかと思うんですが、やっぱり法案というのは、それなりにやっぱり問題を抱えていたんだろうと思うんです、これで本当に大丈夫かという。その点はぎつちり忘れてはいけないということを言いたいです。これについては私は反論はないと思いますので、次の質問にちよつと切り替えていただきます。

そこで、議席三分の二を確保しました。これは大変なことだと思います。小泉総理は、郵政民営化の是非と併せて御自身のこれまでの小泉内閣の成果などが評価されたものだというふうに言っておりますが、本当にこの三分の二の議席というのは小泉総理が今までやってきたものの評価に値する議席の数なんでしょうか、率直にお答えいただきたいと思うんですが。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回の解散・総選挙における最大の争点は、郵政民営化が必要か必要でないか、郵政民営化に賛成か反対か、これは最大の争点でありましたが、同時に、私は新人の総理ではありません。総理に就任したばかりの選挙ではありません。四年数か月にわたって総理大臣として政権を担当してきたその実績とか、成果も含んだ判断が解散・総選挙だと思っております。その四年数か月にわたる実績と方針というものも含めた中で郵政民営化が最大の争点だと申し上げました。

そういうことを含んだ上での国民の審判であったと思います、過去四年間、その実績を評価していただいた上でのこの圧倒的多数を与えてくれたんだなど。この議席を与えてくれた国民の支持を大事

にして改革を進めていかなければならない、これが私の責務だと思っております。

○平野達男君 来年九月が総裁の任期と聞いておりますが、今の、報道によりますと、小泉総理はそこでもう辞められるというふうな聞いておりますけれども、それは間違いではないでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私の自民党総裁の任期は来年の九月です。そのときになれば総裁を辞任する。同時に、自民党の総裁でありますから、総理大臣として国会で選任された首班指名を受けたんですから、そこで総理大臣の任期も終わると、そういうことを選挙前も申し上げておりましたし、来年自民党総裁の任期が切れる時期が来れば、総理大臣の任期が切れてもそこで私は自民党の総裁と総理大臣を辞任するつもりでございます。

○平野達男君 今回の選挙で三分の二の議席を取ったのは、取ったというのは大変なやつぱり重みだし、総理にもその責任というのはのし掛かってくると思います。では、残された一年間の最優先課題というのは何なんでしょうか、それをちよつと教えていただきたいんですが。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、この郵政民営化関連法案を成立させる。そして将来の民営化に備えてしっかりとした体制を築いていく、後戻りさせないような路線を敷いていく。

そして、これから、今まで四年前に方針を示してまいりました金融、税制始め財政等の改革を方針どおり進めていく。民間にできることは民間に、そして地方にできることは地方にという中で、当面、これからこの国会が閉会されれば地方にできることは地方にという三位一体の改革が待ったなしであります。

予算編成、これは私にとって最後の予算編成でありますけれども、財政改革、そして歳出入の見直し、これにつきまして将来のプライマリーバランス改革に向けた措置をとっていかなくやらない。もうやることはたくさんあります。そういう中で、だれがこの後政権を担当しよう

とも、この改革の路線を後戻りさせることなく大きな木に育てていかなきゃならない、改革の芽が出てきたわけですから。そういう意味におきまして、この一年というのは極めて重要な一年だと思っております。やるべきでないどころかやるべきがあり過ぎて困るぐらいの一年だと思っております。

○平野達男君 いずれその残された任期の中、我々も小泉総理の動向についてはしっかりと監視していきたいと思っておりますのでよろしく、よろしくお願いしますというのとは変ですね、覚悟しておいた、だいたいと思えます。

それでは、ちよつと話題を変えまして、二院制のことについて総理の見解をお伺いしたいと思っております。

どうも今回の衆議院選挙が終わりましてから、参議院無用論みたいなものが一部マスコミなんかで公然と取り上げられています。しかし、私はむしろ今回の衆議院選挙の結果を見ますと、ちよつとしたことで議席がががと大きく動くという、そのぶれやすさが、小選挙区制度の持つ悪い面、悪い面があるんですが、一つの大きな特徴が出てきたんではないかと思えます。

そういう衆議院のある中で、だからこそやっぱり私は、参議院というのは選挙制度の異なる、それから選挙の時期も異なる、そういう衆議院をしっかりと監視するということの意味において、参議院の位置付けというのはますます重要になったということが言えるんじゃないかと思うんですが、小泉総理の見解をちよつとお伺いしておきたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 二院制度を前提にというお話ならば、私は衆議院と参議院の選挙制度は違ってもいいんじゃないかと思っております。中には同じでもいいという人もおられると思いますが、今までの参議院の制度と衆議院の制度を見比べてみると、定員にしても同じである必要はない、そして選挙方法も同じである必要はないと思っておりますので、今後、二院制をいかに改革

していくかということを考える場合は、任期の問題と定数の問題と選挙の選出方法、これを考えて、衆議院は衆議院、参議院は参議院と、一院だけで考えないで、両方一体となって同時に改革案を出す、同時に成立させると、制度としてね、そういう改革案が望ましいと思っております。

ただ、具体的に、今言ったように、定員は何名で選挙制度はこうがいいという段階には、私のうちから言う段階にはないと思っております。

○平野達男君 これも報道によりますと、某与党の幹部の方が、これからは衆議院で可決されたものは参議院は責任持って通すというふうに発言されたという聞いておりますけれども、これなんか、この発言なんかは私に言わせれば全く参議院の無用論を言っているように、通じる発言だと思っております。

こういうときだからこそ、参議院はチェック機能をしっかりと果たす。もちろんチェック・アンド・バランスといつて、参議院で否決されたものは、今の多分趨勢でいくと、三分の二と党持っておりますから、またその法案が否決されたとしても可決されるという仕組みになっています。なっておりますけれども、国会の意思としてこれはおかしいということを出すというのは、これは非常に意義があるということで、少なくとも衆議院通された法案は参議院が責任持って通すなんということを言う人がいるようだったら、参議院はそれこそ要らないということだけちよつと申し上げておきたいと思えます。

それから次に、残された時間、割り当てられた時間、大分なくなりましたので、二点だけちよつとお伺いしたいと思えます。

まず一点目ですね、これ法案の中身に入っておりますが、やつと法案の中身に入っておりますが、郵便局の設置につきましては、これは法律で義務付けられます。しかし、金融サービスが本当に提供されるかどうかということについてはこれは、いろいろ最後の最後までこれ議論になりました。そこで、これについてはいろんな議論がありまし

て、私どもの疑義と政府答弁の溝というのはなかなか埋まらなかったんです。

ちよつとここで確認したいんですけれども、政府は金融サービスもきつちり提供すると言っています。そうしますと、されるような制度設計をしたと言っています。しかれば、その金融サービスの提供というのはだれが責任を持ってやるんでしょうか。これは郵便局会社でしょうか、郵政会社でしょうか、あるいはこれは、地域貢献業務計画を認可するのは総務大臣なんですけれども、総務大臣なんですか、総務大臣なんですか。これについてちよつと見解をお伺いしておきたいと思っています。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、平野委員御自身がお話しくださいましたように、これは金融でございますから、金融に関しては、政府は、ある民間の主体にサービスの提供を義務付けることはしない、このことは明確に申し上げているところでございます。しかし、幾つかの、これは民間が適正な、適切な経営行動を取ることによって、結果的に必要な金融サービスが行き渡るような、そういう工夫はしておりますということでございます。

まず、設置義務、サービスの拠点としての郵便局、この設置義務は郵便局株式会社に明確にございます。その上でサービスが提供されるかどうかということに関しては、これは、移行期間につきましては移行期を十分にカバーする長期の委託契約、これでやるわけですから、この仕組みについて、これがうまくいくようにということは、この契約については承継計画の中に織り込むということでございますから、これについては政府が責任を負ってやるということになります。

それ以降の話ということでございますれば、このサービスが必要かどうかをまず判断していただく、その金融サービスがですね、これは地域貢献計画を作るときに地域の声を聞いて、そして、それが必要かどうかということに関しては、これは主務大臣である総務大臣が、その地域貢献計画が適切かどうかという中で判断をしていくことにな

るということだと思っております。

○平野達男君 今の答弁では、移行期間中は政府が責任を持つ、それから移行後は要するに総務大臣が責任を持つ、こういう形ですね。しかし、どういう、何を根拠にして責任持てるんですか。ユニバーサルサービスを要するに義務付けるわけではありませんね。それは行政指導ですか、それとも何ですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、この移行期間中に於ける政府、これは法律の中にそのことを明記しているわけですから、そこはもう明白であらうかと思えます。

移行期間終了後につきましては、地域からまずそういう地域貢献の要望があるかどうかということ、これがもちろん重要なポイントになります。が、要望があつた場合にはその地域の声をきくと聞いて、そして作りなさいということを、これは郵便局株式会社には義務付けておりますし、そういう形で適切にそれが作られているかどうかというのを主務大臣が認可すると。これは主務大臣の認可も法律で決められているわけでございますから。そういう意味で枠組みは整っているというところでございます。

○平野達男君 それは強制できるものですか。

例えば、郵便局会社が、移行期間後は、民間金融機関あるいは郵貯銀行から、ここで金融サービスを提供してくださいという委託義務、委託を受けます。郵便局会社は基本的に、前にもこの委員会でも何回も言いましたけれども、そういう委託があつたときにそれを受託するだけの受け身の立場なんです。郵便局会社が、この地域の中で確かに地域貢献業務というのは確かに作りますけれども、それはあくまでも民間金融機関が、こういうサービスを提供していききたい、提供したいというオファーがあつて初めてできるものじゃないんですか。それとも、そういうようなものは全部抜きで、郵便局会社が地域のことを全部引き受けて、地域貢献業務というふうなそういう計画を作れる形になっているんですか。少なくとも後者の

ような形には私は法律上はなっていないとしか読めないんですが、そこはどうなんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、地域貢献計画を作る場合には、先ほども言いましたように、地域の声をきつかり聞くということ、そうした配慮をするということ、これを義務付けているわけですね。これは、民間の会社でありますけれども、いわゆる特殊会社でありますので、公的な機能を負つた特殊会社としてそういう義務を果たしていただくということになります。

その上でいろんな計画が作られるわけでありまして、けれども、それについて、ダブルチェックですけれども、これは主務大臣が見るわけです。しかるべききつとした理由もないのに、地域が本当に必要としていることを、この地域、社会貢献、地域貢献計画はそれを織り込んでいないということになりますと、これは特殊会社でありますから、総務大臣の一般監督権限が及ぶということになります。そこは実態に即してしっかりと判断がなされていくと思います。

○平野達男君 その説明には、やっぱり私はかなり矛盾があると思います。むしろ私は、細田官房長官が一番最後に答えた、政治の意思としてしっかりとやっていくというあの発言の方がまだ私は実態を色濃く反映した答弁だと思えます。

ちなみに、竹中大臣のその答弁だったら、基金は郵政公社に預けておくのはおかしいんですよ。つまり、政府が責任持つて政府が頼むということなんです。であれば、そこに必要なお金というのは基金じゃなくて、本来であれば補助金か何かでやるべきなんです。そういう仕組みがあつてもしるべきだと思えます。それは、私も対案出さなかつたから、今さらそんなことを言つても遅いかも知れません。

ただ、今の竹中大臣の論理からいきますと、総務大臣が責任を持ちます、それから移行期間中は政府が責任を持ちますということですから、もしそういうことであれば、政府が責任持つというふうな、そういう仕組みをやつぱり構築した方がこ

れはもつと分かりやすかつたかもしれない。しかし、繰り返しますが、私は法案はそうならないなと思つています。

で、またこれも繰り返になりますけれども、むしろ細田官房長官の説明の方が実態を色濃く反映したい答弁だつたと思えますし、残念ながら小泉総理の同じ本会議の質問のときも、それと、そういう政治の意思ということを一言も触れませんでした。設置基準、それから基金、それから株の持ち合い株を認めたという、そういう法律の枠組みしか答弁しませんでした、答弁しなかつたんで、これは非常に残念だということに感じました。これを一言申し上げておきたいと思えます。

どうぞ、じゃ、もしあれでしたらどうぞ。

○国務大臣(細田博之君) 私も百数十、数十時間耐えながら聞いておりますが、この民営化ということ、JRでもそうですしほかもそうですし、完全に独立な会社をつくるということでありまして、そこを介入して、絶対にこの支店を廃止するとか、この線路を廃止するとか駅を廃止するなどと言うことはできないんです。これは民営化の大前提です。しかし、与党の意思は、あらゆる検討の中で、みんな残そうじゃないか、これは政治の決断だ、しかし法律論でいえば民間化しているんだからそこに介入することは不可能だろう、しかし民営化は保険会社と金融については絶対に必要なことであると。正に今、民営化の海の中に早くこの両者をほり出すなければ国際競争力にも負けるし、正に今、金融や保険が弱っているときにこそやるべきである。これは固い信念でやっているんです。

だから、ずっと何十時間も何百時間も、場合によつては自民党の中でも誤解をして、そこでもうばたばたという意見が出ましたけれども、要は、民間会社でやりますから、これは当然そこは切れている。切れているけれども、それを地元のそれぞれの地方の議員が、この郵便局は必要である、こういう意思を持つて残していくんです。場合によつては組合員の方も、あるいは岩手の方

も、与党でも野党でも必要なものは残す、これが大事なことである、しかし民営化はしなければならぬ、それはほかの理由があるからだ、これが分かりやすい答弁であります。

○平野達男君 私は納得しませんけれども、今の法律の実態を考えれば細田官房長官の方がはるかに説得力あると思います。

ちなみに、本日に竹中大臣の答弁の側に立つと、私どもの、政府が金融サービスを責任持つということですから、民主党の対案、あれは必ずしも十分とは言いませんが、ああいうのが少し目が出てくるのかなという感じもちよつとします。

(発言する者あり)

いや、それは、そういうものを、考え方の問題を整理しているんですから、今。

それから、あともう一つ、最後のもう一問なんです、二百十兆という、これは郵貯銀行にちよつとテーマを絞りますけれども、小泉総理、総理は私どもの規模の縮小論について、そんなの官が主導する話じゃない、民間に任せればいいんだというふうにおっしゃっていました。それは分からないわけではありません。しかし、なぜ二百十兆もの郵貯の資金が集まったか。これは、もう御承知のように限度額を引き上げてきた、定額預金についても有利な制度を作ってきた、それと、最も私が大きな要素だと思ふのは、やっぱり金融不安のときに預金シフトが起きましたね。こういう市場原理に基づいて集まったお金じゃないんですね。これがまず第一点。

それから、二百十兆という資金を第一ステップにする、それをスタート台にするというのは、銀行が二百十兆の資金を集めるまでの銀行の規模にするというのは大変な努力が必要だと思ふんです。しかし、その二百十兆をばんと預ける、それから二万四千七百というネットワークもくつ付く、これは使いようによつては大変なパワーを発揮すると思ふんです。

だから、民間の力に任せるというのはいいんですけども、そもそもの集まったお金の経緯、

それから、場合によつたら、その二万四千七百というネットワーク、二百十兆の資金、大変な、要するに銀行のパワーになるかもしれないという可能性がある限りにおいて、私はこれは民間の者に任せるというんではなくて、政府が集めた金ですから、これ、適正規模というのとはどこまでになるか私分かりませんが、政府が、ちよつと国が責任を持つて資金のやつをある程度一定のところまで縮小するというのは、これは正当性を持った考え方ではないかと思ふんですが、竹中大臣、ちよつと短くていいですから、ちよつと御答弁いただけませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今のお考えは一つのお考えだと思ふんですが、平野委員の御意見、先ほどから伺っています、やはり基本的な御認識の差は、マーケットの中で、民間の中でどのぐらいのことのできるのかできないのかということに関して基本的なお考え方の違いはあるのかなというふうに思いました。

我々は、市場の中で、つまり運用できないようなお金を集めてはいけません、これが民間の厳しいルールでございしますから、それに対して市場の中で適正な規模が実現されていくというふうには我々は考える。市場の中ではそれは難しいのではないかとというのが平野委員のお考えかもしれないが、我々としては、その市場経済の厳しい規律の中でそれが実現できるものというふうには考えております。

○平野達男君 今回の選挙の結果、小泉総理とはまだまだ議論をできる機会ができたようですから、その次の機会を楽しみにしまして、今日はここで質問を終わらせていただきます。

○山根隆治君 総理、十月五日の予算委員会とくに、あなた御欠席だったんですけれども、二日目ですからも御出席の予定はなかったんです、欠席裁判のような形になって恐縮であつたんですけれども、当日新聞に、私の大好きなモリコーネ・ミュージック、小泉純一郎選曲、そして監修という、ごらんになっていらつしやると思ふ

んですけれども、私はあの日、官房長官に、少し総理としては軽々しくはないかという趣旨のお尋ねをし、御伝言をお願いしたんですが、当時、御欠席でございましたので、今機会がございましたので、釈明があれば、お答えいただけますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 何かそのような質問があつたという報告は受けておりません。私は、このエンニオ・モリコーネという、映画音楽、作曲家で有名な方ですが、大好きなんです。そこで、このような選曲をして監修して、多くの人に聴いていただければ、ああ、いい音楽だなと思つていただければ、ああ、いい音楽だな、このお話があつたとき、喜んで引き受けました。

モリコーネといえば、「ニュー・シネマ・パラダイス」とか、「海の上のピアノ」とか、「ワン・アポロン・ア・タイム・イン・アメリカ」、あるいは「ミッシェン」、「荒野の用心棒」、「夕陽のガンマン」、「ウェスタン」、もう、もう見ている人はたくさんいると思ふます。ああ、あれがモリコーネの音楽かと。そのもういいところばかり取ったCDですから、六十分ぐらい、是非聴いてください。ああ、いい選曲をしたなと、心いやされる、美しい哀愁に満ちたメロディーだなと、いいものを作ってくれたといつて、必ず喜んで聴いていただけるCDだと思つております。

○山根隆治君 私も昨晚、じっくり聴かせていただきました。よろしいんじゃないでしょうか、内容は。

ただ、私が問題にするのは、先ほど来の御議論の中で民のことは民にと言われている、しかし、あなたは、立法、司法、行政、昔でいうと武士の階層にあるあなた、そのトップにある最高権力者、その方が一民間企業の広告塔になつていて、こういうことは問題はないか、そのことをお尋ねしているんです。これは、郵政の民営化法案について、も同じことが言える。あなたの今までの御答弁とやつていらつしやるのが違うんじゃないか。その疑問に対してお答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 一民間企業の広告塔というよりも、美しい音楽なら多くの人に聴いてもらいたいという、その気持ちの方が大きいんです。別に宣伝しているというよりもね。ああ、音楽というものは心をいやされますよと、仕事ばかりじゃなくて、たまには音楽の中に安らぎを見いだして、大きいという気持ちの方が強いんです。

○山根隆治君 私、実は十代後半から政治運動やつてきたんですけれども、そのとき所属した政党の党学校というのがありまして、答えに窮したときには擦れ違い問答をする、つまり聞かれていないことで全然違うことをしゃべるといふ、そういう訓練したことがあるんです。ですから、もう今総理のお答え聞いてみると本当理想的な答弁、嫌みで言っているんですけれども、やはり私がお尋ねしていることを全く答えていらつしやらないですね。

昭和天皇のお名前出すのもちよつとはばかられるところがありますけれども、非常に大相撲が好きでしたけれども、ひいきの力士さんの名前、とうとう終生明かされなかつたということがございまして、私は、やはりこうした皇室の姿勢というか、沈黙すべきは沈黙するということも非常に大事だろうというふうには思ふんです。

私は、そうしたことは少し総理として自重をしていただかないだろうか。これ二曲目だそうですね、二つ目の企画だそうですね。その前プレスリーをやつていらつしやる。御自分の個人の趣味と、そしてそれを公の現職の総理という立場に立つて広告塔になるということ、一方の立場に立って広告塔になりたいと思ふが、最後にあればコメントください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 物によつて考えます。

○山根隆治君 郵政の民営化法案については、総理は何度かメルマガでその内容、自分の思いというのを書かれていらつしやるんですけれども、こ

のメルマガは総理自身がお書きになっていらっしやるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私から書く場合もあるし、口述ですね、こういうことを書くのと、そして秘書官が手伝つてくれて書く場合も、両方あります。

○山根隆治君 私自身も週に一遍発信して、毎日メルマガを書いているんですね。総理も週に一遍たしか発信をされて、大変な多忙の中でよく続けていらっしやるなというふうな思いがいたします。

そのメルマガを読ませて、まあ全部読んでいるわけじゃないですけども、いただいて、いろいろなものを感ずるところがございます。小泉総理は、小泉政権になってから、自民党をぶっつぶすというふうな発言も象徴的にあつたように、いろいろなものも壊されてきた。しかし、壊していかないものも壊したり毀損したというところもあつたんだらうと思うんです。

一つ、私、他党のことで恐縮でありますけれども、小泉総理は派閥を、派閥政治をなくすということをおっしゃっておられました。そして、実際に一番勢力が大きかった旧田中派、今非常に壊滅状態で、大変失礼ですけども、関係者がいたら、非常に厳しい環境であるということは新聞報道で聞かされております。しかし、その結果、総理の所属する森派が最大の派閥になったということあります。

あるいはまた、この法案について申し上げれば、民のことは民にということで、官の大ききというものをできるだけ縮小しようと、こういうことで努力をされている。その方向については決して間違っていないと思うんです。しかし、実際には、この法案そのものは多くの優良な、有能な官僚の皆さんによって書かれたり、あるいは作られたり、資料を集められたりしたんだらうというふうに思います。私は、この法案を見ても、百項目を超えるところが官僚にゆだねられているというふうな、行政にゆだねられているという項目等があるというところも承知をいたしているわけでありますけれども、官僚支配の構図というものはなかなかまだ変わっていないことをあえて指摘せざるを得ません。

郵政の民営化法案は改革の本丸だというふうに言われてきましたけれども、本丸の意味というものは、長年総理が、議員になってからずっと、あるいはそれ以前にしようか、郵政民営化をしたいという長年の夢、その最終的なところがこの郵政民営化ということの本丸なのか。あるいは、この郵政の民営化することによって日本を大きく、このてこととして変えられる、だから本丸と言っているのか、どちらでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 郵政民営化は改革の本丸だということは、この郵政民営化の改革を実現すれば多くの改革に弾みが付くと。現に、この郵政民営化は郵政省だけの改革、郵便局だけの改革じゃないんです。役人がやらなくてもいい仕事を民間に任せよう。そして特殊法人、この郵政、簡保の資金がなかったら特殊法人の活動できないんですから、その根を断ち切らなきゃいかぬと。無駄な、国民の金をできるだけ使わないようにしよう。ほとんどの改革につながってくるからこそ本丸である。これができないでどんな改革ができるのかということであつて、だからこそ、私が総理になる前は全政党の問題を課題にしていなかった、反対していた。だから私は、今でも私が総理大臣でなかったらこの郵政民営化はできなかったらうと今でも思っています。それがようやくできる段階にきたと。多くの国民の支持に有り難い。この支持の重要さを認識して、できるだけいい民営化会社として将来発展できるようにしていくのが大事だと思っております。

もとより、改革に終わりはありません。これからも就任以来目指してきた改革を軌道に乗せるよう全力を尽くしていくのが私の責務だと思っております。

○山根隆治君 改革、いろいろな改革を積み重ねていって、その先にある我が日本国の形というものはどんなものでありましようか。先ほど、竹中大臣に少し、少子高齢化等いろいろなこれからの課題について話されて、小さな政府であるとかいろいろな御答弁ございましたけれども、もうちょっと具体的に日本の国家像というのを表現していただけますか、総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 大事なことは、平和なうちに国民が創意工夫を発揮しながら安心して暮らすことのできる社会、これが大きな目標であります。

日本は、戦後、敗戦を契機に二度と戦争を起こしてはいけないという中で、多くの国の支援を受けて今日まで経済大国と言われるような豊かな社会になってまいりましたけれども、その中でもまだまだやるべきことはたくさんある。改革すべきことはたくさんある。要は、平和なうちに自由な安心した暮らしができるような社会をつくること政治で一番大事なことでないでしょうか。

○山根隆治君 抽象的なことでの今お話だったと思うんですけども、具体的に、総理は小さな政府をつくるということを度々言われるんですけども、この小さな政府という内容はどういうものになりますでしょうか。私なりに申し上げさせていただければ、例えば予算の面、それから公務員の数、そして権限といったところで、その大きさを測ることができるのではないかと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) できるだけ税負担の少ない国と簡素で効率的な政府をつくる、公務員の数においても税負担の比率においてもできるだけ少なくしていく、そして、なおかつ国民が安心して豊かに生活していける、それが目的であつて、そのために簡素で効率的な政府をつくらなきゃならない。いわゆる小さな政府を目指していくということだと思います。

○山根隆治君 そうしますと、小さな政府は小さな国とは違うんですか。同じなんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 小さな国というのは、人口が少ないとか面積が少ないとか、いろいろな定義があるでしょう。日本は面積の面においては小さいけれども、経済大国と言われるような国際社会の中でも大きな役割を果たしておるということからいえば、小さな国とは言えない。これからのそれぞれの国は、人口が多いから大きな国だということもあるかもしれませんが、私は、人口だけでも面積でもない、ほかの分野で大きな役割を果たしている国も、これから将来果たす国も出てくると、そういう国を小さな国と呼ぶとは思いません。

○山根隆治君 一九五五年に自民党が結党されましたね。そのときの政策綱領では日本国憲法を制定するんだという、改憲するということで、非常に高揚感に満ちた綱領がありました、短いですけども。一九六〇年には民主社会党が結党されて、具体的に、福祉国家というものをつくっていくんだ、そして国民の生活は中流階級化させていく、結果の平等ではなく機会の平等というものを与えるということを具体的に明示して、国家のイメージというのを出したんですね。

今の御答弁を聞いていても、人口でもない、面積でもない、それはそうですね。アメリカとの関係において、そして周辺諸国、ロシアの最近の動き、中国との関係、インドの台頭、そういう中で我が国はコンパクトな小さな国にしていこうというイメージでいるのか。それとも、これからやはり経済大国として確固たる国際的な地位を占めるのか。そして、あるいは海洋国家として新しい国家像というものをつくっていく。そういう高揚感のある国家像というのは、総理はお見せになる私は必要があると思うんですね。今の御答弁からは、これからの日本がどうあるべきか、どのようにしていくかというのが見付からない。来年の九月までもう任期が少くないということでございますけれども、しかし、総理は自分の後継

者をこれから自民党総裁選挙の中で決められる。こういう自分の思いがある、これを継承してくれ、そのときに、当面の目先の国家公務員の定数の問題であるとか医療の問題であるとか、そうした重要な政策課題もたくさんあるけれども、国家をこういふふうにつくってもらいたい、それをパトナッチすべきではないでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 将来、引き続き平和で安定した国にしていく、国民が自由なうちに安心した暮らしができるような社会にする、これが目標であって、公務員の削減とか、あるいは税制改革とか社会保障制度改革とか、地方にできることは地方に、三位一体の改革というものについてはそのための手段です。総論はだれでも言えるんですけども、各論になると反対が多いと。これを行っていかなくならないのがやっぱり政治、政党、政権政党の責任だと思っております。

○山根隆治君 イメージを出すことだと思わうんですね。例えば、福祉国家といった場合には北欧というものがあってもいいか、あるいはイギリスがあるじゃないか、そういうイメージを国民がその言葉で出せるんですね。今の総理の言葉からは、日本の将来というのは小泉総理はこういうふうに出てこないだろうというふうに思いますね。

そういう意味で、まだ、急なお話ですから、事前にも申し上げてなかつたので言葉がまだまとまっていらないだろうと思いますが、是非そのうした要素も込めて後継者については、自民党の中の話でありますけれども、要素に入れてお考えをこの際いただきたいと思えます。

総理が、先ほど申し上げましたように、壊すべきものと壊してはいけないものをごっちゃに混ぜてしまったという話を私先ほどさせていただきましたけれども、今度の郵政解散と総理は称されましたけれども、そして実際の選挙をやられて、その経過の中で私は日本の文化、今まで伝統としてはよくまわってきた文化というものが少し傷付きやしなかつたかと、そんな思いがいたします。

例えば、これも自民党の皆さんのことで恐縮でありますけれども、自民党のこの法案に対する反対派の方々に対する措置というものを考えている。本当に非情だなどという思いがいたしましたよね。今回の法案でも、私は恐らく、先ほど世耕さん言われたけれども、十五項目附帯決議が参議院で前回付いたわけですから、本来だと、多分、小泉さんは情の部分もある、こうした音楽も聴いていらつしやるし、情の部分もあるので、恐らくこの附帯決議の中から幾つかは法案の中に盛り込まれていくんじゃないか、そしてそれなりに配慮をされるのかなというふうに思っていたんですけども、全くそういうことはなかった。これはもう本当にすさまじいまでの、私はもう政界における排擠というものは付き物だろうと思っております。ここまでは徹底されているというのは本当に見事と思う反面、過去のそれぞれの実績あるいは貢献というものを一顧だにしないその姿勢というものに本当に、私はもう寒い思いも実はいたしました。

あるいはまた、今回民主党を批判するについて労組を随分批判されて、労働組合のイメージというのが本当に、長く築いてきた国民との間の労働組合のイメージ、信頼というものを傷付けられてしまったという思いが非常にしているまじめな組合の方、たくさん実はいらつしやるわけですね。また、今ほどでない政府が、北方領土の返還運動では非常に腰が引けている、そしてマスコミの応援もないと。そんなときに、毎年根室の納沙布岬で集会を開いて、北方領土の返還運動をずっとやってきたんですね。これは組織的に大変な時間もお金も汗も掛かりましたけれども、労働組合がずっと今連合の人たちがやってこられたんです。あるいはまた、アフリカでも、もう飢餓状態にある子供たちにミルクを送る運動というものを長く、五十五の産別が連合にありますけれども、そうした産別の皆さんが長くやっていらつしやうたということがあつた。そして、阪神・淡路大震災のときには、実に五万人の連合の組合員の皆さんが被災地に赴いて、そして救援活動をしたということがあつたんですね。

そうしたこと、私は、個人では本当に思いの届かない社会的な弱者の声というものを政治に届けるために労働組合本気で汗を垂らしてきた、それが今回の選挙を通じてあなたの批判によって本当に傷付いてしまったということは非常に残念がつておられるわけでありまして。

そこで、お伺いをしたいんですけども、池田内閣以来の、書類は行つていきますが、キャッチフレーズ、内閣ができたときのキャッチフレーズ。例えば、池田内閣のときは寛容と忍耐、佐藤内閣は寛容と調和、三木内閣は対話と協調等々、鈴木内閣で和の政治等々、非常に日本の文化、伝統的な価値観、農耕社会ならではのこうした優れた哲学というものがこのフレーズの中に出てきているんですけども、このフレーズの中に、小泉総理の胸奥の中にあるもの、胸奥にあるもの、胸の中にある政治哲学というのはどんなものなんですか。マッキンゼー、御存じだと思っておりますけれども、そのイズムというものを信ぜられておられるのか、どのような基本的な政治哲学を持っているのか、御説明をいただきたいと思つてます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、労働組合のことをお話しされましたけれども、山根議員は、連合の大会にもつい最近出席して、皆さんと協力していきましよう、また、御支援をいただきましてありがとうございますと感謝の言葉を述べたんですよ。決して労働組合を批判しているわけじゃないんですよ。これからの改革についても労働組合の皆さんの御協力も必要だという話を申し上げてきたんです。何か御自分の党の党首とちよつと混同されているのではないかと思います。

私は、労働組合も、そして経営者も公務員の皆さんも、そして一般有権者の皆さんも、そういう方々の支持なくして改革はできないと、一たび総理大臣になれば一部の階層の代表ではないと、国民全体の利益を考へるのが総理大臣の責任だ

と、そういう話をしてきた、その気持ちには変わりありません。

政治の要諦は私は信用だと思つてますね。信頼だと思つてます。信なくば立たず。この四年数か月、多くの国民が小泉内閣に信をおいて、今回の総選挙におきましても多数の議席を与えていただいた。この信頼を大事にして、改革なくして成長なし、そして日本を平和で自由で安定した暮らしができるような国にしていきたいと思つてます。そのために改革が必要だと思つております。

○山根隆治君 改革なくして成長なし、官から民へ。私、埼玉県で衆議院選挙のお手伝いといひましようか、ある重責を担わせていただいたんですけども、選挙中、テレビの報道を見ていて、総理は横に手を広げて振れば振るほど、十萬票ずつぐらい何か持つていかれているような、そんなふうな思いが実はして見えていたことがあるんですけども。本当に幻想というのか、それ振りまかれるのがうまい。アジターとして本天才的なやうな能力を持つていらつしやる。上に掲げてこうやつたときも二十萬票ぐらいなくなつていっているかなと、そんなふうな思いで私テレビ見ておりました。改革という言葉は本当に魔力があると思つてます。

実は、フランス革命のときに、ロラン夫人という人が断頭台に乗つて、そして最後の残した言葉があります。自由よ、なんじの名の下で何と多くの罪が犯されたことかというのがある。これはもう有名な言葉ですが、本当に今、改革という言葉によって随分大きなものが、多くのものが失われてきた、あるいは傷付いたというふうな思いが私自身はしてならないんですね。

しかし、本当にあなたにすばらしいジェスチャーによって今回私たちも負けた。内容も政策もあなた訴えていらつしやいましたけれども、そして最後の改革という、もう今、平野さんからもいろいろな議論がございましてけれども、これと、一つ取るとすると、これから望まれる改革は何でしょうか。

これは働かないだろうというふうに思っております。

繰り返しになりますが、民営化された後も預金保険機構に入るという形でその一千万円までの小口預金は保護されますので、そのような意味で、決して不安が広がると、不利になると、そのようなことはないということでございます。

○山根隆治君 いや、逆のことを申し上げたんです、今の御答弁の中盤のところでの御答弁なんです。つまり、駆け込みで口座をたくさんつくったり、あるいは入れ込む人たちがたくさん出るのではないかと、それを、今御答弁ではそういうことはちょっと考えられないというふうなお話ですけど、やはり市場に任せるわけですから、市場に任せるというか、もう自由にさせるわけですから、有利な方にお金が流れるのは当然なんじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと意味がうまく取れていないかもしれないんですが、有利であるというのは、公社の間は有利で民営化になると預金者にとっては不利になると、そのような御指摘かというふうにお伺いしましたが、今申し上げましたように、民営化された後もこれ預金保険が適用されますので、つまりその一千万円までの預金というのは保護されるわけですね。消費者から見ると、その意味では保護されていると、その預金額が保護されているということには何ら変わりはないわけで、その意味で、決して不利になる、あるいは不利になると、だから今日口座をつくって駆け込みということにはならないであろうというふうに申し上げているわけでございます。

○山根隆治君 少し話が食い違っているところがございます。現在の政府保証が付いている金融商品があるわけですね。近い将来にこれがなくなる。しかし、ある基準、日というのは、今回の場合十九年の九月三十日ですね、これまでに契約した分については、契約期間の間はまだ政府保証が付くということになるわけですね。そうすると、その金融商品を政府保証があるうちに契約しようというふうな思いというのになつていくのではないかと、ということでございます、そうした政府保証

が付くうちに加入しようという人が殺到しやしないかということをお願いしている。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと同じような答えになって恐縮なんですが、確かに政府保証が付いております。そして、それは十年の定額預金だつたらずと十年間政府の保証が付きまします。しかし、民営化された後も、今度は政府が保証するわけではありませんが、預金保険機構が保証するということになりますので、消費者から見ますと、預金者から見ますとそれが大きく変わることはちょっと想定されないのではないだろうかというのを繰り返し申し上げているわけでございます。

○山根隆治君 これ認識の違いですから、そういうふうにご想定していないということですから、そういうこともあり得るというの、これはもう見解の違いで、これはもう穴埋まらないところですから、私はいくらでも、私はいくらでもそれをまず指摘をしておきたいと思っております。

時間もと少々でございますので進みます。日本郵政公社の監査法人というのは今どこがされていらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 郵政公社の方がおられますので私の方から。中央青山監査法人だと記憶します。

○山根隆治君 中央青山監査法人は公認会計士が粉飾決算に加担したということで逮捕されたという、逮捕者が出たということでございます。足利銀行のときもいろいろ議論がこの法人に対してはされていたり、あるいは山一証券のときもそういうふうなことがございました。

この際、総務大臣は、会計監査人にふさわしくない非行があったときには解任することができるといふ権限が総務大臣に与えられていらっしゃるんですけれども、この青山法人について今後どのような指導をされていくのか、郵政公社が民営化された後のことも展望してお答えをいただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 十月の三日に、三日の日にカネボウの粉飾決算に関与ということで関係者が東京地方検察庁に起訴をされたという事実は承知をいたしております。したがって、起訴をされましたカネボウ関係者、約四名だと記憶しますが、郵政公社の会計監査にこの四人がかかわっていたかどうか最大の問題だと思っております。またけれども、私どもの得た、調べた話ではそのようなことはないということでありましたので、私どもとしては、今後の対応ということが御質問なんだと思いますが、公判の行方や何やらよく見た上で、今この場でどうのこうのとすぐ言える話でもないと思っておりますので、今後の動向を見守った上で対応をいたしたいと考えております。

○山根隆治君 時間の関係もございまして、少し、あと何点かお伺いをいたしたいと思いましたが、けれども、もうあと一分というところでございまして、外務職員の配属先についてはどのような扱いになるんでしょうか。郵便貯金の外務員が現在八千二百六十三名、簡易保険の外務員が二万五千六百二十七名というふうな承知をいたしておりますけれども、これは郵便局の職員になるのか、郵便貯金銀行やあるいは郵便保険会社の職員になるのか、この点だけ最後にお尋ねをしておきたいと思

います。

○国務大臣(竹中平蔵君) これまでいろんな民営化の議論を進めてくるに当たって、郵政民営化の基本方針、昨年作っておりますけれども、この基本方針におきましては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の窓口業務でありますとか集金の業務ですね、そういう業務は窓口ネットワーク会社に委託するといふふうなされております関係で、日本郵政公社の貯金外務員及び保険外務員については、基本的に郵便局会社に帰属することになるものと考えております。

ただし、その具体的な職員の帰属先につきましては、これから民営化の具体的な作業の中で主務大臣が作成をいたします基本計画に従って、この

新会社の経営陣となります経営委員会がその承継計画を定めることになっておりますので、この今おっしゃった方々の帰属につきましても承継計画においてきちっと定められていくことになるかと考えております。

○山根隆治君 終わります。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしく願ひいたします。

〔委員長退席、理事市川一朗君着席〕

この秋は、宮城ではまあまあお米が取れたと。農林水産省で発表されました作況指数は一〇二でございました。

選挙が終わりましたから、総理がインタビューに答えて、勝利したときこそ謙虚でなければならぬ、そんなふうにおっしゃっていて、その言葉はすばらしいなというふうに思いました。それと、総理が就任されました当時、米百俵で大変に話題を取られました。

今、宮城県の農家の人たちに對して、本当に豊作ですかと聞くと、まあまあだという話で、本当に豊作だといふふうにはなっておりませんけれども、その刈り取る寸前、多分この稲穂はこうべを垂れていたといふふうに思います。私の好きなことわざでございます、実るほどこうべを垂れる稲穂かな。是非、総理にも、丸々と太った稲穂に見えます。今後とも、そうした謙虚な態度であつていただきたいなと、私は冒頭お願いをしておきたいというふうな思っております。

総選挙での総理の訴えは、郵政民営化法案が成立をしなければこの国が抱えていた問題は解決しないかのような、また郵政民営化法案が成立することこそ、それでしかそういう問題を解決することができないというふうな印象を国民に与えました。

これが自民党の約束された、選挙のときに出了たものでございます。(資料提示)

一ページ開きますと、これ細かいので、これをちょっとこちらの方にお願ひしたいと思ひますが、こちらの方に、恐れ入ります。

説明の方は、総理は「ございます」でしようか、ペーパーが、出されたものでお分かりになると思いますが、テレビの方に向けて私説明しますね。「改革の本丸 郵政民営化で官のリストラを実現」、ここが中心になりまして、これさえできれば、この国の形をつくる戦略的外交の推進、安全保障が確立できる。国にしかできないことに力を集中しますと、地方にできることは地方に、三位一体の改革で地方経済の立て直しができる。子供たちの世代にツケを残さずに安心して安全な社会を維持できる。少子高齢化の下でも年金、医療など社会保障の充実を可能にすることができ、雇用と消費を刺激して民間主導の景気回復をすることができ。これだけ見ておきますと、まるで魔法遣いのように、こんなふうにはバラ色に広がるという印象が「ございます」。

私は、多分選挙のときに郵政民営化賛成が反対かということと強調されておりましたので、このページについて詳しく説明される、そういう機会がなかったのではないかと。実は、私もそういう説明を受けた、具体的に分かりやすくという思いで「ございます」。もしかすると、総理の大変に、自分が例えばどんなことになってもこの法案成立させるんだという、そういう勢いで投票された方も多かったのではないかとありますが、なぜこの郵政民営化法案が、官のリストラを実現しますと、この国の形をつくる、安全保障が確立するんでしようか。戦略的な外交の推進と、この関係と、民営化法案と、分かりやすくひとつ御説明いたしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、経済が発展しないと外交活動もあるいは海外での支援におきまして十分な事業展開はできません。経済を強くする一つの手段として、郵政民営化は欠かすことのできない改革だと思っております。そこで、国会の中におきまして、長年、民間でできることは民間に、行財政改革を断行しなさいと言いつつ、一番抵抗が強かったのがこの郵政民営化の問題でした。だからこそ、私が総理大臣

に就任する前も就任してからも、郵政民営化は暴論であるという意見が度々国会の中でも言われたことであります。

そういう抵抗の強い郵政事業の民営化、これは正に総論賛成各論反対の典型的なものであるということから、私は選挙におきましても分かりやすく国民の皆さんに訴えました。この程度の改革ができなくてどんな改革ができるのかと。

○岡崎トミ子君 質問にお答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、丁寧に答えてくださいと言ったから……

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) だから、そういう意味において……

○岡崎トミ子君 戦略的外交の問題であります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) だから、そういう意味において丁寧に答えられているんですが、何分ぐらいい時間いただけていますでしょうか。

○岡崎トミ子君 戦略的外交。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 戦略的外交も、経済が強くなければ戦略的外交展開できません。日本の経済が回復しない限り、日本は国際社会の中でも、それは日本の思っているような活動もできません。戦略的な外交を展開する上におきましても、まず景気を回復軌道に乗せ、経済を活性化させて、しかるべき経済成長をなしていく。そのために不可欠な改革が郵政民営化であるというふうに考えているわけでありまして、これを、将来の日本の活動を考える場合に一番改革の抵抗の強い分野に改革のメスを入れてきたと。

私は、そういう意味におきまして、郵政民営化が改革の本丸であると。ようやくこの郵政民営化の必要性を国民も理解して、国会も協力してくれて、郵政民営化が実現すればもうもろの改革も進んでいくと、ひいては経済も活性化すると、様々な外交活動も展開できるということでありまして、岡崎トミ子君 選挙戦中の記者からの質問に答えて、総理はやはり経済活性化しなければこうした戦略的外交も進んでいかないと、記者が全員笑って

ておしまい、その後の追及がなかったわけなんです。

私はその説明を是非お聞きしたいと思ったわけなんですけれども、今ですと、日本と韓国との関係、日本と中国との関係、これからマレーシアでは東アジア共同体構想ということで行われていく。そういうような、例えば六か国協議が進むとか日韓の関係が進むとか、そういうようなことが進んでいくと官房長官お考えですか。

答えが不十分です。フォローしてください。

○国務大臣(細田博之君) この紙は、やはりソリユーションとブレックスルーと書いてあります。

で、どうも風が吹けばという部分と、このおけ屋がもうかるという。だから、どういふふうにかこの五つの、この五つのことは政策目的として書いてありますので、それぞれの論理的関係はちよつと私も分かりません。

○岡崎トミ子君 つまり、本当にこれを見せられて、多分何もかも実現するんだという、そういう思いがあつて一票投じようという人がいたのではないかと。昨日の新聞で「ございました」では非お聞きしておきたいと思っております。少子高齢化の下でも年金、医療など社会保障の充実を可能にというふうになっているんですね。昨日の新聞でも拝見いたしました。次期通常国会での最重要課題は医療制度改革だということで、谷垣大臣は、財務相が厚生労働相に対して意見を提示されております。患者の負担を増やす方向で「ございました」。

総理は選挙戦中もこの最重要課題の医療改革について触れておりませんし、所信表明のときにも触れていらつしやしませんでした。これがこのとおりですと、官のスリム化によつて財政を再建するその税でこれは医療に投入するのかもしれないとなつちやいますよ。(発言する者あり)

そうなんです。それならちよつと筋が通るかなというふうに思いますけれども、そうじゃないです。自己負担をやつてくださいというのが小さな

政府の在り方なんですか。矢印も違つています。小さな政府をつくつて自己負担を増やして、そして持続可能な社会保障ではない、社会保障の充実を可能にするという、これは根拠のない間違つた印象を与えるものだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 全然間違つていない、正しいんです。年金、医療、介護、社会保障の問題も所信表明で触れております。これから社会保障、持続可能な制度にするためにも、小さな政府、簡素で効率的な政府を目指すことはなりません。もろもろの改革を進めていかなければなりません。

医療制度改革も当然そうであります。そういう中であつて、これから具体的な個別の問題は今後国会におきましても十分審議いたします。

○岡崎トミ子君 私は、所信表明の中で総理が触れていないというのは方向性、どういう方向性なのかということについて触れていらつしやらないわけなんです。そして、今やはり医療改革というなら、検査漬け、薬漬け、こういう問題をまずやらなければいけない。負担ありきではないということをきつちやつて納得してもらわなければ、私は先に進むことはできないだろうなというふうに思つております。

ところで、もう一つなんですけれども、地方にできることは地方にという、矢印が、民営化ができて、そして国にしかできないことで国の力を集中、その後で地方分権となつておりますが、これに権限と財源を移譲して、そして地方の政策の実現があつて、そして国のことは国でできる、そのことに集中するという、そのことだけを指摘しておきたいというふうな思つておられます。私は、やはりこの郵政の問題だけではなくて、総理がなさなければならなかった改革の本丸というのは財政の問題ではないかというふうに思つてい

政権ができました二〇〇一年三月末に国債の残

高は三百八十一兆円、二〇〇五年三月末には六百二十六兆円、その差額は二百四十五兆円。財投債は百二十二兆円。国債発行額は毎年三十兆円にとどめるという約束は破り捨てて、そして毎年平均六十兆円の国債を発行してきて、国民一人当たり二百万円増えた。この四年間の間に、一億二千八百万人、赤ちゃんからお年寄りまでおよそ六百万円以上の借金が増えたと、そういう勘定になるというのをよく言われますけれども、国と、財政の債務残高が七百七十四兆円で、財政赤字は更に大きくなり続けているという状況でございますね。

国家予算は八十兆円、税収のほぼ倍額までは行かないんですけれども、そういう予算を組んでいて、差額は毎年、郵貯、簡保に依存しているわけでございます。昨年の郵政公社などに押し付けられました国債は四十一兆円です。特殊法人にもつぎ込んできております。本来、この使い方を反省すべきんじゃないでしょうか。

今年度で見ますと、郵貯、簡保、年金による財投債の引受けは十九兆三千億円で、そのうち五兆二千億は年金資金で行っております。社会保険庁に関連して多くの問題が指摘されてきましたように、郵貯、簡保よりも年金の方が問題をたくさん含んでいる、そういう状況だというふうに思いますが、にもかかわらず総理はなぜか社会保険庁の改革よりも郵政の方を優先してきたということでございます。やり玉に上げてきたような格好だというふうに思います。本体は、郵政公社、お金を集めているだけでありまして、財投債を引き受けさせておりますのは財務省です、何より小泉政権ではないかなというふうに思います。

小泉総理が小泉構造改革の中の最も目玉としていた道路公社の改革にしまして、これはもう官製談合の問題がありました。高速道路、これを本当に全部造るような形になって、どういう判断で必要な道路を造っていくのか、その判断を示すこともできなかった。

天下りは、天下り白書を見ますと、六年間、前

の水準を保っていて、昨年は十二人増えて八十六人天下り、増えているんですよ。改革と言わないです、これは。

そういうような状況になってきて、私はやっぱり官から民に対して、天下り、まじめに一生懸命働いている公務員の皆さんたちのところで、この、本当に労働権の問題を含むそういう改革、これは先送りしながら、キャリア組、この再就職の問題については官僚の支配の構造を温存していると言わざるを得ません。

総理が労働組合の問題の、民主党は労働組合の意見を聞いて、そしてこの問題について反対したというふうな中傷をされましたけれども、現場の皆さんの声を聞くということは大変なことだと思います。今働く現場がどんなふうになっていくのか、そういう意見を聞くことも大変なことだというふうに思っております。私は、総理がエリート官僚の特権を放置しながら、官僚の支配構造については温存をしていると、このことはやはり真の改革から目をそらすものになるのではないかと、いうふうに思っております。

そこで、質問は、特殊法人の改革こそ必要だったのではないか、なぜ年金資金にメスを入れたのか、本丸隠しだったのではないか、このことについてお答えをいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣 小泉純一郎君 道路公社民営化なんか大改革ですよ。岡崎さんの主張は全くためにする、私は納得できません。

道路公社の民営化も、私が総理大臣に就任する前は出なかった問題です。そして、道路公社の民営化、これは四十兆円の借金を今後四十五年以内に返済する、道路公社を三分割すると。今まで道路公社というのは値上げすることはあっても値下げすることはなかったが、もう既に値下げが始まっております。そして、二十兆円でできる道路を半減した。十兆円でできるようにした。今まで三車線にこだわっていたのは二車線でもいい、あるいは一・五車線でもいいと。費用を削減しよう、費用も半減すると。そして、どうしても必要

な道路は、地方の意見、そして新しい民営化会社の意見、税金をどのぐらい投入すればできるかと、よく考えていく。

必要な道路を造れというのは民主党だと言っているんですよ。必要な道路を造るなんというのが道路改革じゃありません。無駄な道路は造らないという形にして、この道路公社の改革は私は大改革だと思っております。そういう意味におきまして、今後、時間がたてばたつほど、よくこの道路公社も民営化できたという評価が出てくると思います。

私は、道路を造らなければ改革だとは思っておりません。必要な道路はきちんと造る、費用もコストも十分考える、そういう中で民営化でありますから、これも私は、特殊法人の中で一番今まで税金を投入された部分が民営化されて、国民の負担も少なくなってくるという極めていい改革だったと思っております。

今後、郵政民営化が進んでいきますと、これについても、その活性化の面におきまして目に見えた形で効果が出てくると思っておりますが、これは当分時間が掛かります。

今後、特殊法人の改革につきましても、それぞれ終わりはしないわけでありまして。独立行政法人あるいは特殊法人等につきましては常に見直しが必要であります。国の役割、特にこの郵政民営化が実現した暁には、もう資金の補給も、国があせようせよという形ではできなくなりますから、特殊法人自身が考えていかなきゃならない。

そういう点から、私は、今回の郵政民営化、道路公社の民営化、そして特殊法人の見直しによって更に国の役割と民間の役割、民間の役割が自由に拡大、発展できるような制度なり環境をつくっていく、そのための一つの手段だった、郵政民営化にしても道路公社の民営化でも、これは経済活性化のための大事な手段の一つだったと思っております。

○岡崎トミ子君 質問にお答えになっていらっしゃらないわけなんです。

なぜ年金資金にメスを入れなかったのか、社会保険庁の改革について熱心でなかったということが今のメーンの質問だったんですよ。よくお聞きになっていない。短めにしていただきたいと思っております。お願いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 既にその改革を進めております。

社会保険庁の改革にしても、それは今結果が出るわけではありませんが、今、社会保障制度協議会の中でも議論されるでしょうし、これから進めていかなきゃなりません。

○岡崎トミ子君 昨年の参議院選挙で年金の問題が大変な大きな問題になりましたので、私はその問題が改革の本丸になるのではないかと、いうふうに思っています。実はその年金資金、社会保険庁改革、このことについて熱心にやっていた、いただきたいという思いを込めて質問したわけなんですけれども、今になって、今やっているところなんです、この後なんです、今やっていると、やっぱり遅いというふうにいるわけなんです。

次に質問を行きたいと思っておりますが、この参議院で否決をされたという問題について、熱心に一条一条法律を、どのようなことになっていくのか、これは本当に日本全国に大変な影響を与える問題ですので、そういうことについて熱心に審議をした上で否決をしたわけで、大変重く受け止め、法案修正を行うことが最低限必要なのではないかという点で質問をしたいと思っておりますけれども、参議院で否決をした例というのは極めて少なく、調べますと、戦後六十年、さきの百六十二国会まで通しまして何本の法案が衆議院から参議院に送られてきたかと。大体八千本、それ以上あるそうでございますが、そのうち参議院が否決しましたのはわずかに六回しかありません。うち四回は一九五三年までの間、その後は一九九三年の政治改革でございます。そして、さきの国会の郵政民営化法案、これほど参議院というものは慎重に審議をして、そして否決というものは本当に異例なことであると思います。これまでは、審議未了、廃案が三回

で、衆議院の再議決が一回で、両院協議会で成案を得て両院で可決したのが一回。さきのように解散したということは正に前代未聞であります。

それまでいろいろな議論がありましたので、このことについては私が意見を申し上げるだけにしまして、この参議院の郵政改革委員会では何項目の附帯決議が付いたか。十五項目。世耕さんがその大事な面について御答弁をいただいて、精神的に生きていくと、こんなふうにおっしゃったんですけれども、これ民営化になるんです。全く目的の違う会社をつくっていくのに、精神的に残っているんじゃないかと、やっぱりこの法案は不十分だから附帯決議を付けた。だとすれば、法案をきちんと改正するなり修正するなり、そういうことを作業としてすべきだったのではないのでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 附帯決議は、法施行の際、こうした点について十分留意をされたいという内容であったと思います。法律の内容ではなくて、法施行の際ということでございまして、それに対しては私たちも、法施行に当たりましては十分最大限尊重してやっていくことを繰り返し御答弁しているわけでございます。繰り返しですが、それは法律の中身ではなくて、法施行の際の運用の問題としての附帯決議をいただいているというふうに承知をしております。

○岡崎トミ子君 私も附帯決議を見てきて、読んでいてつもりでございまして、多分このことはこれから民業になるというときに、その先のことについてもちろんとそれを盛り込んでいくということが大事なのではないかということで申し上げた次第でございます。

新規事業ができるというふうには小泉総理も竹中担当大臣も夢を打ち上げられてきて、具体的なイメージとして挙げてきておられますが、コンビニでありますとか住宅リフォームですとか旅行代理店ですとか、いろいろできますよと。まあ現実的ではないのではないかなと思えるようなことまでおっしゃっているわけなんですけれども、私は特定郵便局長の方にどうですかというふうにお伺

いしましたんですが、二〇一七年までのこの十年間というのは変化に付いていけるだろうかという心配をされておりましたし、耐え難い年月になるのではないかとということもおっしゃっていましたし、退職される方がもつと増えるんじゃないかという、そういう心配をおっしゃってございました。

私は、確かに総理が今まで御答弁の中で、会社が違ふんだから違つて当たり前に競争が激しくなる、生き残つていくんだから大変だ、もうそういうふうには地域社会ががらつと変わることを夢よりも不安、そういう印象を私自身は持ったわけなんですけれども、どうなんですか。地域でもう既に商店を営んでいる零細企業が圧迫されるような場合、それをチェックされるのが民営化委員会だというふうには竹中担当大臣はおっしゃってございましたけれども、その民営化委員会というのがどんな働きをされるのかですね。これは、本当に民業圧迫になりそうだとときに、それを止めるような、郵政民営化委員会が待ったを掛けるような、そういう働きがこれできるんでしょうか。

民業圧迫しないんだと、共存共栄で今までやってきた、そういう商店とは仲よくやって、郵便局が安心機能として愛される郵便局だった、もしつぶすようなことがあったら嫌われる郵便局になるんじゃないかというふうにも前回の質問で申し上げましたけれども、それは民営化委員会の方でちゃんとチェックされるんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、新規の業務につきましても夢という表現を使いました。いろいろな可能性という意味で我々は申し上げておりますので、それと違わないのかも知れませんが、これは決して現実から離れていることではなくて、御承知のように、生田総裁御自身が方向において正しいという形で評価をこの場でもいただいているというふうに認識をしております。

（理事市川一朗君退席、委員長着席）
具体的に、その中で、国際業務の進出等々は既にもう準備期間から動くということも、総裁、明言しておられますので、極めて現実的なものであ

るということをまず申し上げたいと思います。

その上で、民業を圧迫しないようにしなければいけない、これは大変重要なポイントであるというふうには私たちも思っております。その民業圧迫を防止する仕組みとしましては、まず、移行期間の間は同業他社に対して十分配慮しなければならぬ。これは、規模が大きいですし、こうした次代への資産を引き継いでおりますので、そういう形で配慮をしなければいけないということを明確に法律で定めております。そこが一つの歯止めということに相なります。

そして、移行期間を終了した後につきましては、いわゆる分野調整法。今、地元の企業、小さな企業に対する配慮という言葉がございましたが、中小企業に対していわゆる分野調整法での義務が掛かりますので、そういう点でも歯止めが掛かっているということでございます。

その上で、民営化委員会は移行期間について、特に銀行等々が新規の業務を始めるに当たって、これは民業圧迫にならないかということ、そして経営がそれに堪え得るだけしっかりとっているかというところをしっかりとチェックするためのもの、でございますので、これは移行期間、公社は、銀行、保険等々は、公社と同じ業務から始めてどんな段階的に規制緩和をしていくわけでございまして、これは要するに申請をさせていただいて、それで新しい業務に関しては認可をするという手続になりますので、その点については、移行期間に関しては民営化委員会はしっかりとしたチェックを行えるものというふうには思っております。

○岡崎トミ子君 これ、生田総裁がよろしいというふうに言ったとおっしゃるんですけども、違うんですよ。今、地域で頑張っておられる方が不安に思っているんで、生田総裁が幾らおっしゃってても、実際に郵便局で、それでその周りでいらっしゃる方々、局長も心配され、周りで営業されている方も心配されているのでお聞きしたわけなんですけれども、

これ、郵政民営化法案の第二十六条では、本部

は平成二十九年三月までにその郵政民営化委員会を置いて、そして郵政民営化推進本部とともに三月三十一日までの役割を終えて、そしてその委員会は構成が五人になると。非常勤の委員だそうなんですけれども、この五人で、二万四千七百がいろいろなものをやろうというふうに言つて物を出してきて、五人の委員でチェックをすることが可能でしょうか。いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほど言いましたように、新たに銀行、保険等々で新たな業務、これは公社の業務からスタートして、民営化の進捗とともにそれを、規制を緩和していつて新しいものを認めていくということでございますから、そうしたものに關して、申請を受けてチェックをするという機能は私は五人の委員で果たしていただけるというふうには思います。もちろん、これ、独自の事務局を有することになりますので、事務局がしっかりとした支えをするということは不可欠であらうというふうには思っております。

また、五人では不足ではないかという御懸念、いろいろな御懸念があるかと思いますが、けれども、この郵政民営化法におきまして、民営化委員会は必要に応じて総務大臣や民営化会社に報告、資料の提出その他の協力を求めることができるという規定をしております。民営化法の二十五条にこれを規定しております。つまり、協力を要請できる。そして、民営化委員会には独自の事務局を設けるというのは、先ほど言いました二十四条でありますけれども、そうしたことも踏まえて考えますと、専門家の方に、五人の方にそのような活動、活躍をしていただきまして十分なチェックができるというふうには考えております。

○岡崎トミ子君 これは意見を言うことができるというところで、勧告じゃないんですね。ですから、その意見を言う程度で、本当に圧迫になるような状況のときに歯止めが掛かるという委員会じゃないということですね、これは。

そこがやはり心配だということでありまして、民業圧迫ということにつきましては、私は、これ

から本当に実際に行ってみなければ分からない部分というのがあるんですが、実はコンビニを今経営している方にもお話を伺いましたけれども、ここで総理も竹中担当大臣もコンビニ二と言ったときに、これだけは我慢ならぬというふうにも思うようなんです。それほど競争が激しくて、大変な思いで、百店のうち一店は必ず毎年閉鎖に追い込まれるという厳しい状況なのに、それが可能性ですか、夢じゃなく可能性ですか、そういう形で語られるということ、もう我慢ならぬ、これ、年中無休で二十四時間営業しているという、こういうものですね、コンビニ二って。大変な状況になつていくので、それが周りで二十四時間やつてないようなお店の民業圧迫に必ずやればなるんだということで、勧告はありません、意見を言うだけです。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、二点御質問があったわけでございますけれども、まあその意見を言うだけではないかという御指摘でございますけれども、関係大臣は大臣としてのしつかりとした判断をもちろん行つたわけでございますけれども、もしも、仮にもあえて民営化委員会の意見と異なる判断を主務大臣がするような場合、この関係大臣は自らの判断の妥当性とか合理性について当然のことながら説明する責任を負うこととなります。また、この関係大臣等は、民営化委員会の意見に基づいて措置を講じた場合は、その旨を民営化委員会に通知をしなければならない、これは法律でそのことが規定されております。

つまり、民営化委員会は、自分が言つた意見について関係大臣がどのような措置がとつたかを知ることができて、そして各大臣等の措置が不十分であるというふうな民営化委員会が考える場合には、民営化委員会は、これ本部長にして再度意見を述べることができるといふ、そういう仕組みにしておりますので、その意味で民営化委員会の意見は十分に反映されるというふうな考えております。

あと、コンビニ二については、これはビジネスの可能性ですから、可能だという方も可能ではないという方も当然いろいろいらっしゃるんだと思います。しかし、現実問題として、今郵政公社自身が、これは札幌のポスタルローソンというところを私訪問いたしましたけれども、施設の中をコンビニ二を入れて、これは成り立っているではありませんか。それを別に、別の経営主体にさせるのか自分のところにさせるのか、そういう問題でございますので、その施設を活用してそういうことができる余地は十分にある。どこでもいろんなところできるといふかというのは、これはフリージビリティはちゃんとチェックしていただく必要がありますけれども、できるところもあるだろうと、これは当然そういうことだと思っております。

○岡崎トミ子君 初めは何か二万四千七百全部やるといふ可能性のお話のように受け取っておりますので、そうではないということを確認してきたいというふうに思います。

しかし、私は、郵政民営化委員の五人のメンバーなんです、今は有識者である。本当に、例えば大学の先生とか専門家の方がそういうことをおっしゃると、意見を言うという形なんですけれども、私も、私は地域の本人々を代表するようない、そういう方の意見をきつたりしなきゃいけない、代弁する、そういう人が民営化委員会の中のメンバーに、本当にその地域を代表するようない人がメンバーに入るのかどうか、そのことを、この五人のメンバーに入るかどうか、まだ決まっていらないかと思ひますけれども、そのことは強く要望しておきたいというふうな思っております。

郵便局では郵貯、簡保が提供されております、最近では農協の支店がもう廃止に追い込まれていて、そして郵貯、簡保が地域で唯一の金融機関であるという、そういう地域が少なくありません。小泉総理の郵政民営化論では、郵貯、簡保に課せられた全国あまねく提供する義務、まあユ

ニバーサルサービス義務がございまして、郵貯銀行、そして郵便保険会社に課せられるというふうな理解しておりますけれども、これ、もうからない地域の場合には、やはりどうしても金融サービスがなくなるんじゃないか、撤退するんじゃないかというふうな心配がありますが、これは大丈夫ですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々は、金融に関しまして法律上の義務は課さない、しかしながら実効性のある仕組みでしっかりと国民に必要な金融サービスが届くような、そういう仕組みを作つていくということを何度か御説明させていただいてきたと思ひます。

具体的に申し上げますと、まずサービスを提供する拠点としての郵便局にしましては、しっかりとした設置基準を作つてその拠点を確保するというのが第一のポイントでございます。その上で、その拠点においてしっかりと金融のサービスが提供されるように、まず移行期間にしましては、長期安定的な代理店契約が存在するというところを義務付け、みなし免許を与える条件として義務付けますので、ここで全体的にそういったサービスが提供されるような包括的な一括した長期の契約が結ばれるということになります。それ以降心配だという御指摘かもしれませんが、これはそういうときのために基金の制度等々もつくつておりますし、また経営判断として一体的な経営が必要だという場合にはそれが可能になるような仕組みも整えているわけでございます。

いずれにしても、基本的にはネットワーク全体としての価値があるわけでありますので、このネットワーク価値を大事にして、一か所がもうからないから、そのもうからないところだけをつぶすと、こういうことは、やはりネットワーク全体に価値がある以上そういうことはしないという心が配が生じる場合には基金も使えるようにしてある、そのような形で国民にとって必要な金融サービスが届くような制度設計をしております。

○岡崎トミ子君 今のお話でちよつと私、私の理解と違つておりますが、郵便局における委託契約が義務付けられて制度上ないですよ。委託契約の義務付けは制度上はありませんよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委託契約を、金融の二社にしましては、そこはみなし免許を受けるに当たりまして、それを長期安定的な代理店契約が存在するという条件にいたすことにしておりますので、その意味で義務付けられております。

○岡崎トミ子君 今、基金、基金とおっしゃいましたが、私も前にも質問をさせていただきまして、その基金というのが、全体が赤字だということにならなければこの基金という発動がありません。そして、民営化なので、なるべくこの基金の発動というのはいくつにしたい、もう事前に何回か説明受けたんですけれども、そのように言われていまして、なかなか基金の発動というのは難しいんだというふうな思つておりますので、是非その基金が発動できるようなことについて、じゃ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 金融の問題に関して、これ地域貢献基金を活用すると、その基金を発動するということに関しては、これは赤字にならないと発動できないということではございませう。これは必要な、本当に住民は必要としていただけれども、金融サービスを提供するとその部分についての費用が賄えないのでなかなかサービスが維持できない、そのような場合には、そういうことがあり得る場合には、その収支の差額について、全体の損益が赤字であろうが黒字であろうがこの基金が使える仕組みになつておりますので、赤字にならないとこの基金が発動されないというふうな仕組みにはなつておりません。

○岡崎トミ子君 以上で終わります。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の代表でございまして、通常国会の際には、質問の回数では社民党の又市議員とか共産党の大門議員が恐らくは九回とか

十回ぐらい御質問をされたと思うんですが、私は四回でしたが、時間では二百五十五分ということ、今日は四十五分いただきましたので足すと三百になっちゃって、最近、三百前後の数字を聞く、とすぐ自民党の議席数を想像してしまつて、大分心が病んでいるなと思いますけれども。二百五十五分通常国会でお伺いしても十分に理解し切れない部分について、並びに国民の皆さんがこの郵政法案が一体本質は何なのかということをしてできるだけ正しく御理解いただけるように、民主党がテレビの前で御質問をさせていただける最後のバッターでございますので、しっかりと質問をさせていきたいと思います。

私は二〇〇一年に参議院議員に当選をさせていただき、議席をお預かりして今仕事をさせていだいてるわけですが、私も以前は金融界におりましたので、日本の財政状況は本当にゆゆしき事態だと、そういう思いで、官から民へ、民にできることは民へ、そして小さな政府ということを主張していた民主党に共鳴をして政治の世界に入ったわけであります。

小選挙区制というものは、もうこれは竹中大臣には釈迦に説法かもしれません、必ず第一党と第二党の主張は似てくる。これは是非の問題ではなくて論理的な帰結でありますので。

したがって、総理が、かつて私が共鳴した民主
 党の主張とほとんど同じことを今おっしゃってく
 ださっていること、これ自体は大変すばらしいこ
 とだと私は思っております。問題は、これを本当
 にこれから実現できるかどうか、そのことに懸
 かっているというふうに私は思っております。

そこで最初に、今回の法案の目的は何なのか。そもそも論であります。が、まあ目的は多々あるうかと思いますが、今日、午前中の自民党の皆さんの質疑もお伺いしておりましたら、世耕議員は、国債消化を抑制していくのが郵政改革の重要な目的だとおっしゃり、竹中大臣はそれを否定されませんでした。そして、野上議員の同じような目的についての御質問に対して竹中大臣は、資金の流

れを官から民へ変えていく、これが最も大きな目的だと、こうおっしゃられたわけでございます。

そこで、小泉総理に改めて国民の皆さんの前で御発言をいただきたいのですが、この郵政法案の、小泉総理の定義による郵政民営化法案の目的は何でしょうか。一番大事なものを一つお挙げください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、経済の活性化ですね。そして、国民の資産というものをいかに有効に活用していくか。そのためには、私はできるだけ民間の活動できる分野を拡大していきたい。

官は民の補充という言葉がよく今まで言われてまいりました。官業、役所の仕事は民業の補充にとどめようということですが、むしろこのの考えも私は否定いたしません。当然だと思っております、官業は民業の補充。

そこから一歩進めて、今まで役所の仕事、官業の分野におきましても、民間企業なり民間人でもできるんだつたらば、その公共的な役所の仕事にも入つてきてもらおう、こういう時代ではないかと思つております。言わば民間企業なり民間人の活躍できる分野を広げていこうということであります。公共的な仕事は役所じゃなきゃできないんだと、公務員じゃなきゃできないんだということでなくて、公共的な仕事でも民間企業でできるならやつていただこうと、民間人でもやつていただこうと、そういう時代ではないかと私は認識しております。

〔委員長退席、理事市川一朗君着席〕

そういう中で、各役所の事業を見直していくと、基本的に、原則的に、私は役所が商売する必要はないと思っています。商売するんだつたら民間の方がうまいと。できるだけそういう整理をしていく必要がある。となりますと、郵政三事業、私は、役所が商売している。しかも、この商売はうまいかどうかという、必ずしもそうでない。だからこそ、この郵政三事業は役所じゃなくても、公務員でなくても、民間でできると。国民の資産

を自由に、民間の創意工夫、民間が活力を発揮できるような形で展開してもらおう。

同時に、これをやっていただければ公務員が減る。二十六万人の常勤公務員と、一日四、五時間働く十二万人の短時間公務員、これが民営化されれば全部民間人になるんですから、公務員を減らしなさいという要求にもこたえられる。

なおかつ、これが将来、株式会社となつて株を売却すれば、国庫にも売却益の収入が入る。現に今まで、電電公社なり国鉄なり専売公社、民営化されて二十二年間で三十兆円以上の株式の売却益が上がつてきている。

と同時に、役所でやっている限り税金負担する
必要ありませんけれども、民間企業である限りは
必ず民間企業として利益を出そうと努力しますか
ら、努力をする。利益を上げるためにはどうい
う仕事をすれば利益が上がるか、どういう商品を出
し、どういうサービスを展開すれば国民が喜んで
くれるか、その中で利益を出さなきゃならない。
利益を出せば、必ず法人税なり固定資産税なり等
を納めます。

そういうことから、私はこれは不可欠の改革である。要は、経済活性化をしない限りはこれからの社会保障等負担を考えるにも大変だと。そういう意味から、私は郵政民営化は不可欠だと思っております。

最初に言われた、小選挙区制になれば政党、近くなるというのは、これは当然だと私は思っております。

○大塚耕平君 効率的な政府を目指しておるわけですから、我々の時間ももう大変コストが高い時間ですので、私も簡にして要の質問をいたしますので、総理も是非そういう御答弁にお努めいただきたいと思います。

そこで、いろいろおっしゃってくださいました。総理は前、私が御議論させていただいたときに、私は竹中さんのつくった五原則は詳しいよとここで熱弁振るわれて、恐らくあの五原則の一番目の活性化のことを頭に置かれながら今お話しに

なられたんじゃないかなと思いますが、先ほどまたま岡崎議員がこの自民党さんのマニフェストも引用されましたが、「郵政民営化なくして、小さな政府なし。」と、こう書いてあるわけですから、やはり小さな政府をつくる、これが私は最大の目的ではないかと思うわけですが、若干個人によつてどれが一番かということの認識差があることは理解はしています。小さな政府で特に御異論ないですよ、それも重要な目的だということです。

そこで、しからば小さな政府とは何かということについて、実は大変重要な議論がこの特別国会が始まってから参議院の予算委員会で、自民党の若林正俊議員と竹中大臣の間で十月の四日に行われているんですね。今日はその内容も踏まえてお伺いをしたいと思います。(資料提示)

これは資料はお手元配っていますが、これは資料の中にはないです。これも入れると五枚になっちゃうんで、四枚にとどめていきますんで、これはこのパネルしかないです。これは、国民負担率、財務大臣の御担当の分野です。よく財務省が御引用になる数字ですが、日本の国民負担率は三五・九％。これは資料の中にはないです。恐縮です、これだけしかありません。三五・九％、アメリカに次いで低いんですね。

財務大臣にお伺いしたいんですが、日本は今、小さな政府ですか、大きな政府ですか。

○国務大臣(谷垣禎一) 私は、これは人によつて違ふかもしれませんが、私の個人的な考えを申し上げますと、一般的に小さな政府、大きな政府という議論をするのがどれだけ意味があるのかなと思つてゐるんです。今よりも小さな政府に持つていくかどうか、今よりも大きな政府に持つていくのかどうか、そういう議論が私の考えでは正しい議論の在り方ではないかなと思つておりまして、私は、今よりも小さい政府に持つていく必要がある、こういうふうな考えております。

○大塚耕平君　そうすると、先ほど実は総理は答弁の中で、できるだけ税負担の小さい国が目指す

べき姿だとおっしゃったんですね。今、谷垣大臣も、相対的にどうかということとは別に、もっと小さくしてもいいとおっしゃったわけですよ。そうすると、この青いところが租税負担ですが、二・五％、これもつと下げる方向に持っていくわけですね。これが郵政民営化を行うと何らかのステップを踏んでそうなるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(谷垣 一 君) その中に、三五・九％という数字は社会保障と税と租税負担率で計算しておりますが、私、財政担当ですからどうしてもそういう頭になるのかもしれませんが、いわゆる潜在的負担率という議論がございますね、やはり赤字を大分持っている。そういうものが将来どういうふうになっていくかということを考えなければならぬとすると、やっぱりそこをどうしたって圧縮していかないと、この気持ちを持っております。

○大塚耕平君 私も今、この見た目の国民負担率が低いからといって今が小さな政府だとは思っていません。だから、なぜ国民負担率が低いのに日本は大きな政府になっているのかというこのマジックについて、実は財務大臣も総理も竹中さんも国民にしっかりと御説明いただく必要があるんですね。何となれば、竹中さん笑っていますけど、財政金融委員会、元はよく御出席いただいていたが、竹中さんも、必ず国民負担率を上げるときの議論をする、いや、日本は国民負担率が低いからとおっしゃるんですよ。とすれば、今は小さな政府なんです、この定義上は。

実は、十月四日の議事録を拝見すると、竹中大臣は、小さな政府というのはなかなか定義が難しいと。一般政府の支出規模ではそれほど大きくないけれども、公的債務の規模では大きいと、なかなか定義が難しいと。そして小泉総理は、小さな政府というのは本当に難しいことだから、今それを検討させているんですよとおっしゃったんですね。いつ結論が出来ますでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉 純 一郎 君) これは比較の問題もあるし、それから、将来はつと小さくより大きな政府になるから、今から小さい政府になるように努めなきゃならないということもあるんです。これは大事なことで、国民負担率だけ比較すれば出るものじゃないと私は思っているんですよ、比較の仕方も。国債の発行も含めなきゃならない面もある。

ですから、今のままでいくとどんどんどんどん大きな政府になっていきますよと、負担が増えますよと。だから、できるだけより小さい、言わば簡素で効率的な政府を目指さなきゃならないということなんです。それをどうやって分かりますかという基準にしようかというのを今検討しているわけなんです。

表現で、小さい政府というのは分かりにくいと言ったから、ではどういう表現がいいか。例えて言えば、じゃ、小さな規模がいいかというのと、これもまた分かりにくい。規模とは何かと、人によつて規模、取り方も違う。だから、そこで、小さい大きいというので、専門家は分かっている中で議論をしているんですよけれども、これを専門的な資料とか材料がないままで国民が一般、受けるのとちょっと分かんないということでありますので、これもつと小さい大きいというものであります。これは分かりやすい定義が必要だと思っております。今ちよつとはつきりこうだと言えないのは残念でありますけれども。

○大塚耕平君 別に、今はつきりこうおっしゃっていただきたいと質問したわけではなくて、いつ結論が出るのかとお伺いしたわけですが、まあ、いいです。

私なりの見解を申し上げますと、大体五つぐらいのベンチマークしかないんです。一つは歳出の規模、もう一つは歳入の規模、それから国債の発行残高、さらには日本全体の資金循環に占める公的部門が吸収する割合、これちよつと難しいですけどね。それから最後は、総理のお好きな公務員の人数、大体この五つぐらいしかないんですよ。

で、この五つそれぞれについてきつちりとした数値目標を出されないと、とても小さな政府はつくれないと。

そこで、なぜ、なぜ国民負担率が見た目こんなに低いのに日本は大きな政府なのか。それはもう、谷垣大臣、分かっておられるのにお答えにならないのはずいぶんですが、これは国債発行残高が大き過ぎるからですね。国民は、財布の中から税金と社会保険料以外に政府に預けていないわけですから。税と社会保険料がこうだということとは、ほかで何らかの形で財源を調達しているわけですよ。それが国債なわけです。

そこで、今回の郵政法案、これに書いてありますね。「郵政民営化なくして、小さな政府なし。」と。

竹中大臣に是非お伺いしたいんですが、郵政民営化をすると国債の発行残高は今後減るという理解でよろしいですね。

○国務大臣(竹中 平 蔵 君) 先ほど委員、歳出歳入残高、資金のウエート、公務員等々おっしゃいましたけれども、私たちは、政府の規模つて確かに分かりにくいですが、具体的に数値の目標を大胆にできる範囲で作つて、それで改革を進めていこうとおります。そういうふうにつつつきめ細かくやはり見ていかないとこの議論はできないと思っております。

それに関しまして、例えば残高というふうにおっしゃいましたけれども、残高をどう集約している政府のバランスシート、資産、負債がありまして、方針をつくるというのを十一月を目途にその方針をつくるというのをもう骨太の方針に明記しております。資金のウエートの中の一つの政策金融に関しても十一月ごろを目途にその基本方針をつくるということを明記しておりますし、公務員に関しては、公務員の数だけではなくて人件費についてそうしたことの基本方針を作ろうというふうな明記をしておりますので、そういう中でしっかりと議論をしていくことにしております。

郵政の民営化がどのような形で小さな政府に資するかということに関しては、これは国債発行残高で測れる部分もありますけれども、それだけではマージナルな気がします。限界的な数値しかなかなか見えないというふうな思いしますので、私たちは、これはよく引用させていただきまますけれども、慶応大学の跡田教授が引用されているような数字で、家計の資金調達に占めるウエートが今政府二六％、これが五％になりますという数字を示させていたいております。これやかなり大きな変化であると思っております。そして、企業の資金調達に占めるウエート、これちよつと数字があれですけども、たしか一九％から六％になると。したがって、家計の資産のウエートで見ると五分の一になります。そして、企業の資金調達で見ると、これは政策金融の改革とも相まってですけども、三分の一になります。そのような、やはり出口入を合わせれば明確な効果が出てくるというふうな思っております。

○大塚耕平君 竹中大臣には、私が一番お伺いしたかったことを、通常国会の議論のときに、総理のいないときにやらせていただいたことをもう一回今再び御答弁いただいて、ありがたうございます。その話がしたかったんです、私は。

ここから先は、皆さんのお手元にも資料をお配りしてありますが、日本の財政がどうなっているか。(資料提示)これは私自身で作っている絵ですので正確かもしれません。

国の一般会計の議論、これは国会で随分やらせていただきましたから、大分いろんなことも分かっています。塩川財務大臣の時代から、無駄遣いは駄目ですよというお話をしたら、塩川さんも興奮しながら、それは分かっていますがなかなか言いながら一生懸命やっていたら、これは大分良くなってきました。ところが、その下に特別会計があります。この特別会計については、せんだって予算委員会が我が党の前原新代表が総理と議論をさせていただきました。そして、さらにその下に独立行政法人や公益法人もあつて、さらにそ

の下にファミリー企業があるわけですね。ファミリー企業との間の矢印がつながっていないので、これらよつと矢印が一個抜けていますけれども。

例えば、この国管轄の公益法人、総理、ここに入っている数字は数ですよ、七千九、最新の数字で。そして、国で無駄遣いを我々が国会で明らかにしようとする、地方分権、地方分権といっ

て、地方分権はいいことなんですよ、いいことなんです。今後、監視の目を行き届かせないまま地方にざっとお金が流れていくと、地方でも同じことが起きるんです。地方の普通会計には特別会計もちよつと入っています。そして、その下に地方にしかない地方三公社があつて、その下の公益法人の数見てください、総理、一万八千九百八十七。これが日本の財政の構造なんですよ。そして、様々な公的組織ないしは見た目は株式会社でも公的に何らかの事業を請け負ったり受注をして

いる企業などが、様々な形で公的資金、予算を中心とした公的資金を吸収しちやつています。そのことが日本の民間経済を疲弊させている。だから、竹中さんがおつしやる五原則の官から民へ、経済活性化というのは本当に重要なことなんです。反対しません、私は。

そこで、今、竹中さんがおつしやつた、竹中さんがおつしやつたのはこれですね、六月一日の経済財政諮問会議の配付資料。(資料提示)これは私が作つたんじゃないです、これは、これは前のこの委員会です、そのときはパネルなしで、総理いらつしやいませんでしたので、紙でお配りしてごらんに入れました。

今申し上げましたように、さつき私が五つの指標を申し上げましたが、歳出歳入、国債発行残高、そして資金循環に占める公が吸収する割合、そして公務員数、何が一番重要かというと、プロ的に言うところ四番目ですよ。民間のお金を公的部門が吸収する割合を下げるというのが郵政改革の目的であるはずなんです。竹中大臣は、この絵を基に、この数字は、外に書いてある数字が二〇〇三年の資金の動き、そして郵政改革後、二〇一七年

にはどうなるかというのが括弧内の数字、このことをよくおつしやるんですが、以前も私、指摘申し上げましたように、この真ん中にある中央政府と地方政府、この中央政府と地方政府が郵政民営化によって、将来、今よりも国民の皆さんの財布の中から持つていくお金の量が減らないと駄目なんです。

ところが、二〇〇三年には六百十兆円、この中央政府と地方政府に矢印が入つていつているのに対して、二〇一七年には、郵政民営化すると、なぜか千五百兆円に増えるんですよ、総理。全然今までおつしやつて話と違う。そして、それは、これを申し上げると、また竹中さんが、いや、竹中改革が成功して経済はこれから成長しますからとおつしやると思うんですが、それを加味した上でも、つまり実額でいうと分かりにくいので、官が資金吸収する割合はどうなるかという、二〇〇三年には、この絵ですよ、政府が出したこの絵によると、七三・五%から七五・八%に増えちゃうんですよ。

だから、私たちは、なぜ通常国会で、参議院は本間にまじめに自民党の皆さんも含めて議論をしました、真摯にお答えいただいたと思いますが、なぜこの法案を信用できないかという、総理は、郵政民営化で小さな政府になる、官から民へとおつしやりながら、政府が堂々と経済財政諮問会議で出しているこの数字によると、二〇一七年には官が吸収する資金の量が増えちゃうんですよ、総理。この矛盾はどういうふうに御説明してくださるんですか。いや、総理です。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは国債発行と別に考える必要もあるんですよ。国債の依存度を減らす、これは郵政民営化とは関係ありません。郵政民営化とは関係ありません。郵政民営化してもしなくても国債の依存度は減らしていかなくやいけないんですよ、国債の。そこをまず分かつてください。このまま国債に依存して財政再建なんかできつこないですよ。

○大塚耕平君 そのとおり。そのとおりです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そうでしょう。だから、郵政民営化の必要性、だからといって郵政民営化の必要性は変わりませんよ。郵政民営化が成したから国債発行減るかどうかわからないのは政治の別問題です。そこをはつきり分かつてもらわなきゃいけない。国債発行減らすというのは正に政治の意思なんです。

それを、これからの財政再建で、このまま税収も減らない、規制改革もしない、そういう中でやつたら、増税は反対というんだつたらばますます国債発行をせざるを得ませんよ。今は国民の力以上に、子や孫の世代に借金をしているから我々かなり豊かな生活ができるんですよ。この国債発行の依存度をいかに減らしていくというのは、これは政治の重要な課題であります。

だから、郵政民営化は郵政民営化の問題である。もう一つは、財政再建として国債の発行をいかに減らしていくか、国債の依存度をいかに減らしていくか、これは大事な政治の課題です。

○大塚耕平君 いや、分かりますよ。郵政民営化が大事、しかも、総理が二十年來の自分の政治的課題としてやっているわけですから、重要なのは認めますよ、それは。財政再建も大事、これもおつしやるのとおり。だけれども、郵政民営化したら小さな政府になるとおつしやっているのは総理じゃないですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 当然ですよ。当たり前じゃないですか。郵政民営化しないですとやつて小さな政府を目指すんですか。民間にできることを役所にやらせて、公務員にやらせて、どうやつて小さな政府できるんですか。そうでしょう、そう思いませんか、そうでしょう。だから、郵政民営化は郵政民営化、国債の依存度を減らす、これはもう政治で、別です。していかなくやならないんですよ、財政再建は。

○大塚耕平君 もう一度お伺いします。小さな政府というものの定義の一つには、国債発行残高を減らすということも入っている。したがつて、小さな政府ということは国債発行残高を

減らすということも総理は目指されているはずで、郵政民営化なくして小さな政府なし、このフレーズではこうですけれども、ほかの場面の説明、御説明では、小さな政府になるんだというその因果関係があるかのような御説明を今までさんざんしてこられたわけですから、これ最後、NHKテレビの前で国民の皆さんが、そして民主党に票を入れていただいた二千四百八十万票の皆さんが一番聞きたがっているところですから、是非、郵政民営化をしないと国債残高が減る、そして小さな政府になるというところの因果関係を説明していただきたいんですが、先に申し上げておくと、この経済財政諮問会議の図ではそうならないこととの矛盾も含めて御説明ください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 全く矛盾していませんよ。郵政民営化しないでどうやつて小さく政府をできるのか、これはまず大塚さんも認めておいて。当然でしょう。

○大塚耕平君 まあ例えば人員が減るとかはそうですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 人員、役人も減る、公務員も減る、民間にできることは民間、やっている趣旨に沿う。それと、これをやつても改革を進めないで依然として国債発行に依存するという政党が出てきたら、政権政党ができたら、小さな政府できませんよ。

だから、これからは財政改革、歳入構造の見直し、社会保障の改革、あらゆる改革を上げていかなくやいけないんですよ。そこが改革を止めるなということなんです。その基本的な郵政民営化、ごく当たり前のことまで政界が反対して何が改革だというのは、私はそれが趣旨なんです。

○大塚耕平君 いや、総理はもう政治家としては大先輩であられますし、当然御自分で御答弁されている内容をよく御理解いただいた上で御答弁いただいていると思つていますので、恐らく一番私がお伺いしたいと思つていらっしゃる少し飛躍をして御答弁なされているというのは、御自身も自覚は

あられるはず。いや、いや、いいです、もうこれは多分同じこと聞いても同じことをまた御答弁されますので。ただ、その御判断はテレビをこらんになって国民の皆さんにお任せするしかないです、これは。

今日は日銀総裁をお呼びしようと思つたらちよつと御都合悪いようですので日銀は来ていただいていませけれども、これ皆さんのお手元にあるグラフです。(資料提示)財務大臣には以前一回財政金融委員会かどこかでお見せしましたが、総理、是非ごらんください、お手元にありますので。

日本の国債発行残高の対GDP比、これ赤い線とか、それから日銀の保有残高、銀行券の発行残高の対GDP比とか、このグラフをごらんいただくとほとんど終戦直後ないしは終戦直前と今同じ状態まで来ている。しかも、この赤い線というのはF B、T Bという、ちよつと専門用語で恐縮ですが、谷垣大臣が一年以内にお返ししますからと

いつて発行している短い政府債務も入っているんですが、これ一年以内でお返ししたかずに、一応期日が来ると返しますけれども、また借りるといつて、ずつと借がしてありますからね、根雪になつてい部分ですから、それを入れると、もうほとんど戦前のハイパーインフレが起きた時期と同じ状況まで来ているわけなんです。

昨日、国債の長期金利は一・五六五%、今日はどうなつているか分かりませんが、もうこの国債の発行残高をどうするか、そして、長期金利をどういうふうにかつていくか、これは確かにどこの政党が政権であつたとしても取り組まなければならぬ問題であつて、何か民主党がやれば簡単にできるとか、そんなことを申し上げるつもりはさらさらありません。

竹中大臣にちよつとお伺いしたいんですが、これ、マーケットに混乱が起きないように制御しようと思うと、例えば一年間あるいは半年間の長期金利の上昇が一年間あるいは半年間の金利収入の範囲内のロスに収まるように長期金利を制御して

いかないと、金融機関とか、それからその他国債を持つていらつしやる機関投資家は大きなことになつちゃうんですが、大体年にして何%ぐらいの長期金利の上昇にとどめたいというふうになお考えになつていますか。

(理事市川一朗君退席、委員長着席)

○国務大臣(竹中平蔵君) そのような明確な指標は持つておりません。少なくとも私のポジションとして言うべき数字ではないと思つております。

一つ重要なことは、そうした市場が安定的に移すために一番重要なこととして私たちが情報を発信し続けなければならないのは、日本の財政が非常に厳しい状況にある中でも健全化の方に向かつていっていると、その姿を明確に示してその情報を発信していくことであらうかというふうになつております。

○大塚耕平君 いや、小泉総理の在任中に国債発行残高が増え続けているというところは、先ほど岡崎議員も指摘申し上げましたし、せんだつて、我が党の尾立議員が本会議でも申し上げました。そして、多くの有識者の皆さんも指摘しておられる点です、着実に改善に向かつていっているという今の竹中大臣の御答弁は事実と反しませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々は、今年度の政策的な支出をそのときの税収で賄えるようにする、つまり基礎的財政収支を均衡させるために毎年毎年の年々の財政赤字を着実に減らしてまいります。

いわゆる基礎的な財政赤字は、かつてGDP比五・五%であつたものが今四・〇%にまで低下をしてきて、このペースを続けていけば二〇一〇年代の初頭にいわゆる基礎的財政収支を均衡させるということができると考えております。つまり、そのときまでは残念だけれどもGDP比に占める国債残高は増え続けます。これはしかし、致し方ないことだと思ひます。

ちなみに、民主党のマニフェストにおきましても、これから八年間は、民主党が政権を取つてもですよ、これ要するに国債残高は増え続けるわけですよ。これはやはり、与野党問わず、日本経

済が抱えている問題としてしつかりと甘受しなければいけない問題だと思ひます。

いずれにしても、基礎的な財政収支を年々減らしていくということが、大変、赤字を減らしていくということが重要でございます。

○大塚耕平君 いや、今の御答弁自体は真摯な御答弁だと思ひます。国債の発行残高が増え続けていることは否定しなかつた。ただし、基礎的財政収支、プライマリバランスの赤字幅で大臣は見ておられるということをおっしゃつたんで、それはそれで理解できます。

そして、日本の最大の問題は、これは財務大臣よく御承知のとおりですが、これだけ発行している国債をだれが持つていけるか。だれが持つていけるかというところ、その五四・七%、半分以上を政府と中央銀行が持つていけるんで、個人は三%しか持つていないんです。個人の皆さんは持つていないつもりでいますけれども、この政府の、政府、中央銀行の五四・七%のうちの政府は四〇・二%、その四〇・二%の原資になつていのが郵貯、簡保なわけですよ。

だから、郵貯、簡保を今回、小泉総理の肝いりで改革をするということは、まさしくこの日本の悲惨な財政状況をどうするかということに直結する問題だからこそ、だから小さな政府にするということについては間違つていないと申し上げているんですが、その因果関係を説明してくれと言つたら、郵政民営化と財政再建は別々の目標だとおっしゃるというのは、これはちよつと理解に苦しみませぬ、総理。いや、首ひねつていらつしやいますけれども、首ひねりたいのは私の方ですよ。

そこで、もう時間が大分たつていますので、この質問はまだこれから繰り返して、来年の通常国会も一番重要な論点になつてきますので、政府系金融機関の問題も含めて引き続きやらせていただきますが、先ほど小さな政府の定義はこれから考えるというふうにおっしゃいましたし、まあ難しい問題だということも分かります。私はさつき五つの

指標を申し上げましたので、五つについてはできるだけきつちり指標を出していただきたいと思いますが、それ以前の問題として、政府とは何かということを引きつちり定義をしていただきたい。

これは少しプロっぽい絵ですが、(資料提示)今、最近研究者の皆さんも、竹中先生が、教授がこうやって政治家になられるように、政治に興味を持つておられる研究者が増えていますので、結構見えます、みんな。だから、研究者の皆さんにとつてはびんとくる絵ですけれども。

いわゆる一般政府というのは、一般会計と特別会計で構成される中央政府、地方政府、そして社会保障基金がある。そのほかに公社公団、公益法人。さつき私が、地方だと二万近くある、国の所管でも七千幾つと申し上げましたが、両方合わせると二万五千以上ですよ、そういう公益法人。そして、人によつては中央銀行も政府の一部だと言ふ人もいふ。この中のどの部分を小さな政府にするのかということをおのづから通常国会までにはきつと定義をしていただいて、そして、それを達成するための具体的な数値目標が、さつき申し上げました五つがベンチマークなんです。

この中で重要なのは、総理、よくごらんいただきたいのは、一般会計が対象になるというのは大体だれでも想像付きます。そして、特別会計。これ、この間、前代表が予算委員会でお伺いしました、三十一会計。特別会計の歳出だけで二百兆超えているんですよ、純歳出だけでですよ。これ、我々国会議員はほとんど国会で議論できない、特別会計。でも、これ当然、小さな政府の対象に入れていただかないといけない。

そして、実は地方政府。中央だけ貧乏になつちやうと、地方も今貧乏ですからね。しかし、じゃ、地方は自由にしていいよという、そういうわけでもないから、三位一体改革とかやつておられるわけですね。方向は合つていますよ。で、地方政府。しかし、この社会保障基金。社会保障基金に手を付ける前に、この外側ですよ、公的組織、公社

公団、公益法人。だから、今回、郵政公社を相当目を付けてやられた、それは理解はできます。理解はできます。しかし、郵政公社が総理のおっしゃる改革でどのように小さな政府につながるかということと御説明できないということ、この全体像について総理がどのように御理解になっているかということについて、私自身はすばつと入ってこないんですね。

で、まあその郵政公社が人員としては一番大きいんです。しかし、そのほかに、さつき申し上げました二万五千もある公益法人、全部がひどいとは言いませんよ、ちゃんとした公益法人も一杯ありますから。ただ、かなり多くは、大変申し訳ないんですが、ここにも役所の方一杯いらつしやいますけど、役所の方が天下りをされて、特段仕事をすることはないんだけど、官庁や、あるいは官庁からのワンクッション、ツークッションを経た予算が流れてきて人件費だけを賄うような、そういう公益法人が山のようにあつてですね。

私が申し上げたいのは、来年医療制度改革やろうとしているわけですから、医療制度改革やろうということは社会保障基金に手を付けるということですよ。その前にこつち、つまりこの青で色を付けているのは、概念一、二、三、四、五、六、七、どれでいきますかという話です。やっぱり最初に手を付けるべきは、最初のアプローチは七であるはず、あるべきです。一般会計をやり、特別会計をやり、地方政府をやり、そして公的組織をやり、その次に社会保障基金。そういう順番になつてないから、例えば今日参議院で採決をされている障害者自立支援法などについても、障害者の皆さんがそれこそ直観的にみんな反対しているわけですよ、順番が違つたらうと言つてですね。

総理は大変な今権限を手に入れたわけですので、この順番を間違えないで、与野党に関係のない政治課題を今しつかりやつていただかないと、申し上げたくないですけど、こういう状況をつくつたのは、細川政権の八か月を除いて、政権与党にあった自民党の皆さんですからね。だから、

総理が自民党を変えたとおっしゃるなら、それはそれでいいことだと思ひますし、私はある程度変わったところもあるかなと、世耕さんみたいな人も出てきたし、野上さんみたいな人も出てきたし。

だけど、本当に総理のおっしゃるようになるかどうかというのは、もう一回申し上げます、次の通常国会までに政府部門というのはどの定義でいくのか、そしてベンチマークをどうするのか。そして、そのときに、もう一つは、この中央銀行と公的組織の間では大きな溝があつて、中央銀行より左側は小さくしたけど、中央銀行に国債を山ほど引き受けさせればバランスは取れるという発想でやると、この折れ線グラフは天井を突き抜けていきます。まあ、このことはもう竹中さんが一番よく御存じの話ですから、もう私はこれ以上申し上げません。

総理に、済みません、私も最後、総理にお伝えしたい言葉があるので、二分ほど残してお話したいだけは大変助かるんですけども、もし私が今申し上げましたことに御所感があれば結構でございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) まず、小さな政府というからには、政府とはどういうものかということを示す必要があると、まあそうだと思います。この対象範囲というものをこれからどのよう提示していくか、国の役割等を縮小していくか。目指していくか、国の役割等を縮小していくか。一番分かりますといつたように、一般会計、特別会計、公社公団、確かに分かりやすいと思ひます。そういう分野の中においてできるだけ公的関与を減らしていく、国債依存度を減らしていく、これはもう当面だれが考えてもやらなきゃならない問題であります。で、今言つたカード、図で出された分野、今後よく調査してみたいと思つております。そして、お互いが小さな政府、大きな政府はどういうものかと、政府とはどういうものかという、分かつた上で議論をしないと合ひ合わない面がありますから、その点はいい御指摘だつた

と思ひます。

○大塚耕平君 今更申し上げてもなんですが、私はこの小さな政府なし、郵政民営化なくして小さな政府なしというの、もう定義とかも中身がはつきりして書いておられるのかと思つたらまあこれからだということですから、まあいいです、いいです、まあこれからしつかり議論しましょう。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 郵政民営化なくして小さな政府、それ当然ですよ。こんなことできなくてどうして小さな政府できるのかと。だから、その部分は正しいんですよ。そんな、小さくできるのに反対していた勢力がいたということが信じられない。それをぶち壊したということは良かった。

○大塚耕平君 私も別に全否定はしませんので。いやなかなか、こんなに議論していただいて楽しい関係はほかになかなかないらつしやらないんで、すばらしいことだと思ひますよ。

ただ、総理に一つお伝えしたいことがあります。一つづつ時間をオーバーした場合にはお許しください。

総理に是非お伝えしたい言葉があつて、本会議で一度申し上げたんですが、塩川大臣、当時の、総理にお伝えくださいと申し上げたんですが、伝つていないと思ひます。私は愛知県の出身であります。愛知県の御承知のとおり三英傑が出ておりますが、徳川家康、徳川家康の遺訓というのには有名です。重き荷を負うて遠き道を行くがごとしです。しかし、もう一つ遺言というのがあるんです。これをお伝えしたくて、総理のいないときに本会議で申し上げましたが、今日やつとお伝えできました。天下は一人の天下にあらず、天下は天下の天下なり、たとえ他の人天下の政務を執りたるとも、四海安穩にして万人その仁恵を被らば、もとより、家康が本意にしていささかも恨みに思ふことなし。これは遺言なんですよ。岡崎城の石碑として残つています。政権はお一人のものではなくて、政治というのは国民全員のものです

から、国民全員に公正にその政治の恩恵が行き届いているならばもとより民主党の本意でございますので、いささかも恨みに思ふことはございません。そのことを申し上げまして、この法案についての民主党の最後の質問を終わらせていただきます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

先ほどもございましたけれども、何回も質問をして否決した法案をまた総理と議論しなければならぬというのは、もう悪い夢でも見ているような気分でございますけれども、とにかく前回も申し上げましたとおり、お聞きしたことに真つすぐ簡潔にお答えをいただきたいということをあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

総理は、官から民になれば国民サービスが良くなるというのを盛んに言つてくれました。そう思つておられる国民の皆さんも多いかもしれませんで、この点について端的にお聞きしたいというふうに思ひます。

郵貯が民営化されれば、民間の市場原理の民間銀行になるわけでございます。本日に今よりも国民サービスが良くなるのか。今郵貯のサービスの中で一番喜ばれておりますのが、振り込み料が安いということでございます。これはどうなるかというのを端的にお聞きをしたいと思ひます。

(資料提示)

お手元にも資料をお配りいたしましたけれども、今、郵貯の場合、郵便局から郵便局に送る場合は百二十円、郵便局から民間の、提携しているところですけども、送る場合は二百九十円となります。これは民間の世界になりますと、書いてありますとおり、一つの銀行のほかの支店に送る場合は五百二十五円、他行扱い、ほかの銀行に送る場合は八百四十円になります。これは民間の世界でございます。

郵貯が民営化されてサービスが良くなるとおっしゃつておりましたけれども、振り込み手数料というのはサービスの基本的な中身でございます。

郵貯が民間銀行になって、この振り込み手数料上
がらないと、上げないということをはっきりと言
えるでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、民営化
になったら、政府、総理大臣が、上げるな上げろ
なんて言えるわけじゃないですか。

○大門実紀史君 だから、サービスが良くなると
おっしゃっているから聞いているわけですが、
も、民間になれば良くなるとおっしゃっているか
ら聞いているわけですが。

じゃ、上げないとは言えないわけですか。い
や、総理にお聞きしているんですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 民間企業のこと
にまで政治が、政党が、政治家が口出す、料金を
で上げる上げるなんて言うことはできないという
ことを言ったわけですよ。

民間になれば、安い料金も設定されるし、高い
料金も設定される。どちらの金融機関選ぶか、国
民が選ぶわけですから。そういう政治の関与はな
くなる、民間の自由な創意工夫が発揮される、そ
ういう環境をつくっていくのが政治として大事だ
と思っております。それを、幾らになる、そんな
こと政治家に聞いて分かるわけじゃないんですか。

○委員長(陣内孝雄君) 竹中国務大臣。

○大門実紀史君 竹中さん、いいです、もう。

要するに、私がお聞きしているのは、そういう
こと……

○委員長(陣内孝雄君) 大門実紀史君。

○大門実紀史君 済みません。幾らになるかとい
うことを聞いているわけじゃなくて、今より良くな
るのかどうかと、サービスがという点でお聞き
したわけです。

申し上げておきますけれども、郵貯銀行は民間
になれば新商品を出したりいろいろビジネスモデ
ルを展開していくと。そうなりますと、私は、こ
の民間の世界ですね、全銀ネットですね、こちら
に入ってやっていかないと新たな展開というのは
私は難しいと思いますから、私は徐々に上がる方

向に、一遍にかどうか知りませんが、上がる方向に
なるのは間違いないと思いましたが、国民の皆
さんが、サービスが良くなって、あるいは今より
下がるかと、下がることはないと思いますが、今
のままで誤解されている方いるんじゃないかと
思ったので総理にお聞きをした、それだけのこ
とでございます。

私は……

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員長。

○委員長(陣内孝雄君) 竹中国務大臣。

○大門実紀史君 いや、いいです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 済みません、ちよつと
一点だけ、申し訳ありません。

○委員長(陣内孝雄君) ちよつと、はい、答弁し
てください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大門委員のお主張はお
主張として、ちよつとその事実関係としまして、
その図なんですけれども、郵便局が百二十円で民
間が五百二十五円というような対比をしておられ
るわけですが、これは、百二十円というのは翌日
以降届く遅いものと早いものをちよつと比較して
おられるようですので、これは公社の場合でも電
信の場合は三百四十円ですから、そこはちよつと
正しい比較を是非していただきたいと思えます。

ちなみに、三万円以下のもにしましては公社よ
りも安いものも民間では存在をしております。

○大門実紀史君 私は五万円の場合でケースつ
くつてありますので、資料に書いてありますけれ
ども、もう細かい話はいいんです。要するに、
サービスがどうなるかということをお聞きした
かったわけでございます。(発言する者あり)資
料、間違っておりませんので、誤解のないよう
してください。

私は、民営化で国民のサービス良くなるとは限
らないと、民間の市場原理というのはそんなに甘
い世界ではありません。特に金融の世界は大変厳
しい世界になっておりますので、郵貯よりも良くな
るということは私は言えないというふうに思いま
す。

この民営化で何か国民に一つでもいいことがあ
るのかというふうには私はずっと疑問を持って質
問をしてまいりましたけれども、要するに、だれが
得するのかと、だれが喜んでいいのかと。

これは、総選挙で自民党が圧勝をして歓迎をし
ている、それを歓迎して喜んでる人たちが露骨
に、ありのままに表明しております。一つは、日
本の銀行業界、生命保険業界の方々に、早期に改
革が実現することを、この郵政ですね、歓迎する
コメントを発表しておりますし、日本の新聞は余
り取り上げませんが、アメリカ、欧米の新聞は、
ウォール・ストリート・ジャーナルもフィナン
シャル・タイムズもそうですけども、非常に
はつきりと書いていますけれども、この郵政の民
営化で得をするのはアメリカのビジネス業界、金
融業界ですね、それとアメリカ政府だということ
も言っております。この選挙の結果を踏まえて
そういうことを発表をしているところございま
す。

お手元に資料を配付いたしました。アメリカの
議会下院で、歳入委員会が九月の二十八日に開
かれております。この公聴会の議事録をお手元にお
配りをいたしました。

アメリカの議会では日米経済・貿易に関する公聴
会が七年ぶりに開催をされて、ここで、今後日本
の郵政民営化の過程にどうアメリカの要求を入れ
させるか、議会として入念に議員が担当者点検
しております。

質問に答えて、ウェンディー・カトラーさん、
これは米通商代表部日本担当の代表補ですけれ
ども、いろんなことを答えています。全部紹介し
たしませんが、要するに、アメリカにとっては生
保と損害保険のこともありますけれども、この日
本の郵政民営化というのは最重要課題であると、
ホワイトハウスも財務省も国務省も緊密に協力し
ていると、政府を挙げて取り組んでいるというこ
と。

で、私、注目したのは、そのために在日米
国大使館は、日本でこの課題に取り組む重要人物

たち、キープレーヤーとウィークリーミーティン
グ、週に一回の会合を行っている。さらに、率
直に言うならということで、日本政府の中に我々
の立場に大変共鳴する人たちがいるというよう
なことを、これ議会の証言ですから重いわけすけ
れども、答えております。議会の証言ですから私
は根拠があつてきちつと答えていると思いますけ
れども、この課題に取り組む重要人物、キープ
レーヤーとはだれのことなのか。あるいは、毎週
定期的に何を話し合っているのかというのは、も
う向こうは証言しておるわけだから御存じだと思
いますから、教えてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、これ初めて見せて
いただきましたが、よく分かりません。このプ
レーヤーと称する方々が日本人なのかアメリカ人
なのかも含めて、これはよく分かりません。

○大門実紀史君 これは日本人です。日本の方で
す。これは前回、前国会で、私、アメリカと十八
回協議していると、うち十一回はアメリカ政府と
協議をしているということをお聞きしましたけれ
ども、それとは別ですね、この毎週のミーティン
グというのは。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと私の知らない
ことですので、お答えする資格もありませんし、
立場にもございません。

○大門実紀史君 向こうの議会での証言ですか
ら、私、重い証言で、根拠があると思えます。

そもそも、我が国の法案についてアメリカ大使
館と毎週会合を開いて打合せすると、こんなこと
は異常だと思われませんか、竹中さん。

○国務大臣(竹中平蔵君) ですから、その打合せ
をしているのがだれなのか、大使館の方、中のア
メリカ人なのか、どこかの日本の方なのか、それ
も分かりませんので、私には何とも答えようがご
ざいませぬ。

○大門実紀史君 向こうの議会の証言ですから、
それだったらきちつと調べて、調べて御報告いた
だけますか。

○国務大臣（竹中平蔵君）　そういうことを調べる立場にはございません。

○大門美紀史君 調べる立場にないことはないと思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣 竹中平蔵君 私は郵政民営化準備室等々の担当をしておりますけれども、USTRは担当しておりません。

○大門実紀史君 そうしたら、USTRは外務省の担当でございませうね。総理、調べていただけませんか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）

すか。関係ないことですよ。アメリカが関心を持つているということは結構だと思いますよ。日本も改革に進んでいるのか、邁進しているのか。と。その日本の郵政民営化というのは日本の経済活性化を与えるなど。アメリカの進出のチャンスがあるのかと考えるのは自由ですから、アメリカ力が。日本に進出したいならどうぞ、できるようにしてくださいと、歓迎しますよ。

○大門実紀史君 国会で質問しているわけですね。国会の委員会で質問しているわけでは

す。それで、今分かりますとおっしゃったから、それならば調べてくださいと言っているのを、なぜ調べないといけないとは何ですか、その言い方は、国会に対して何ですか、総理といえど。

委員長、これ、ちゃんと理事会で諮ってくださ
い、これをちゃんと出してもらうように。よろし
くお願いします。

○委員長（陣内孝雄君） 後刻理事会で協議いたします。

○大門実紀史君 私は、なぜこれを申し上げるかというと、次のことにもかかわるんですけれど

も、総理は二十年前から郵政民営化は言ってきたとおっしゃっておりまして、私はその何年前から言われたことは興味ありません。要するに今、今アメリカの要求が取り入れられているということ、を再三指摘しているわけでございます。これは、前国会でアメリカのUSTRの公式文書、政府の

公式文書に日本にアメリカの要求を入れさせたと書いてあるから聞いているわけですね。その基になつてゐるのが、週一回会つてゐるとかそういう話になつてゐるからお聞きしてゐるわけですかから、端的に、興味本位で聞いているわけではありますので、先ほど委員長からありましたとおり、きちつと後で答えてもらいたいのと思います。

事は郵政民営化だけではございません。この十年間、ことごとくアメリカの要望というのが日本の法改正で実現をしてきております。もちろん日本の財界の皆さんの要望もありますから、アメリカだけの要望とは言いませんが、アメリカの要望が、大店法の問題、商法の問題、労働法制の問題、会社法の問題、そして郵政民営化ということとずつと取り入れられてきています、日本の法改正に。更に言えば、今度は医療制度改革、混合診療、株式会社参入、これがアメリカの方の要望になっていて、日本でも議論が始まっております。こういう、全体像としてこれは異常じゃないかと私は思うわけです。

異常なのは仕組みの方です。これは単に単発で要求を取り入れたということではありません。アメリカと日本で年次改革要望書というのを十年前から取り交わしております。それが、それに対する回答を、大体サミットの時期ですかね、首脳会談で出すと。で、それで実現したものを、アメリカ力は貿易障壁報告書というものをアメリカ国内に向けて出して、成果を取つたと、日本に実現させたというのを、前にも紹介いたしました。が、自慢をしていると、こういう関係になっています。もちろん、それは双方のやり取りだと、日本

だって要望を出していると言われますけど、調べてみたら、日本がアメリカに出した要望で実現しているのはあのピザの発給の効率化とか非常にちっちゃなことばかりで、アリの程度の話だとな。事実、アメリカの元のUSTRの日本担当部長のグレン・フクシマさんという方は、そういう仕組みというのは、仕組みというのはアメリカの要望を日本にのませるためにつくったんだと、機

能しているんだというのを向こうの担当者も答え
ております。

私は、そういう、何といいますかね、日本とア
メリカの政府の間で日本の政策を決めるという
システム、仕組みがあることそのものが私は大変
異常だと思いますが、総理はいかが思われまし
か。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は外資歓迎論を取っていますから。G8の諸国の中でも日本は外資が非常に入りにくい国であると。今、倍増をしたって、まだG8の諸国に比べれば外国企業なりの外国資本が活躍割合はもう格段に低いと。世界の中の日本ということを考えるのには、日本も外国で、アメリカにおいてもあるいはヨーロッパにおいても企業が進出して活躍している。同じように、アメリカから見れば、ヨーロッパから見れば、日本の市場で活躍したいという気持ちがあるのは歓迎すべきことだと。日本に見向きもしないと、日本の市場が魅力もないなんて言われたら、日本の経済は活性化しないと。そういう意味にお

いて、アメリカにおいてもヨーロッパにおいても、日本がアメリカにおいてヨーロッパにおいて活躍できるような、同じような条件を与えるのは日本経済に活性化をもたらすと思っております。そういう面において、アメリカが日本の市場に注目しているというのは、日本として、ああ、捨てたもんじゃないかと、日本もそれだけ魅力ある国になったのかと歓迎すべきことだと思っております。

○大門実紀史君　どうして真つすぐにお答えされないのでしょうか。私は山根委員と違って、真つ

すく、聞かれたことは真つすぐ答えろと親からしつけをされてきておりまして、そういうはぐらかしは、これ本当にもう我慢できないわけでございます。

私お聞きしたのは、お聞きしたのは、そういう仕組みがあること、日米の、日米のそういう仕組みで決められていることが異常ではないかということを申し上げたんです。それだけ、端的に。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 異常でも何でもない。対話が大事ですから、アメリカがどういう要求をしているのかというのを聞く一つの会だと考えれば、これは私は異常でもないと思っています。

○大門実紀史君 私は、これからやっぱり日本はアジアなりEUといろいろなことをやっていかな

きやならない中で、特定の国とこういう仕組みを持つて、仕組みで政策が決められていくということとは異常だと思ひます。世界から見ると異常です。日本だけです、こんなことをやっているのは。そういう点で、そういう中で、今回の郵政民営化のこともいろいろアメリカの要求が入つてきていますし、もう結果がすべてを物語つてゐると。いろいろ言われますけど、アメリカの要求がどんどんどんどん日本の法改正で実現している、このことを指摘しておきたいというふうに思ひます。

もう最後の質問になりますので、これから日本のこの郵貯の民営化が何をもたらすかという点を

今、御存じのとおり、日本に先んじて金融の自由化を進めたアメリカとかイギリス、特にアメリカ、イギリスですけれども、小口預金者を相手にしないと、民間銀行の方が、大口はいろいろ優遇するけれども、小口の預金者はコストが掛かるということで、いろんな手数料を引き上げて口座を保持しないでくれというふうな小口預金者排除ということが世界では問題になっております。例えば、アメリカでは低所得者の四割近くが口座を持ってないとか、イギリスでは五世帯に一世帯が銀行

なぜこんなことが起きているかということについて、世界貯蓄銀行と世界銀行の、去年、総会が開かれました。そこで共同決議というのが出ております。そういう小口預金者の排除というのは非常に社会的に問題なんだと、基本的人権にかかわるんだと、だから、小口預金者を守る取組を頑

張つてやるべきだということを世界貯蓄銀行とあの世銀が、いろいろ批判されている世銀でさえこういう決議を上げております。その中で、この決議の中で、郵便貯金や貯蓄銀行などの公的貯蓄部門の役割が決定的なんだということを述べているんです。

で、私、資料を作つてまいりました。(資料提示)今、主要国でその世銀と貯蓄銀行が指摘をした公的部門がどうなっているかということでございます。

アメリカは、もうオール民間銀行の世界です。イギリスは少しだけ公的部門、国民貯蓄庁がありますけれども、フランス、ドイツは、フランスの場合は貯蓄銀行と貯蓄金庫があります。ドイツの場合は貯蓄銀行があります。ですから、ドイツは郵政民営化しても貯蓄銀行の比率がありますからね、金融排除というのは起こらない、余り起こらなかったわけですね。日本では、今郵貯がその役割を果たしているわけです。これが民営化されますと、一〇〇%民間の世界になってしまう、なってしまう。アメリカと同じ世界に入ろうとしているわけですね。これは、今も世界の流れが公的貯蓄部門を守つて小口預金者の排除をなくそうという流れの中で、日本だけがわざわざなくそうとしていると、こういう流れになっているわけですね。

で、これは、例えば政府も二〇〇〇年の六月には、だから大事なんだと、世界ではそういうことが起きているから郵貯を、小口預金者を守るとりとして郵貯を発展させていこうと、政府自身もそうおっしゃつてきたにもかかわらず、今回、小泉総理、内閣になって方向転換をして、公的部門をなくそうということに踏み出されているわけでございます。

もう時間がなくなりましたので質問いたしませんけど、これから何が起るかという、心配されるのは、竹中大臣もそういう懸念がないようにしたいとおっしゃつておりましたけれども、みんなが心配しているのはこの部分でございます。

れが郵貯の民営化で一番心配される本質的な問題だということ指摘して、時間が参りましたので私の質問は終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

最後になりましたが、これまでの、そして今日の現在の審議でも最も危惧をされ、しかしどうも政府から明確な約束がされていないのが郵便事業以外の貯金、保険のサービスが確実に提供され、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期す、この点がどうもあいまいなままということであります。過疎地はもとよりですが、簡易郵便局を含め郵便局のネットワークの重要な一翼を構成するわけでありまして、これはまあ簡易郵便局も同じです。この点についての竹中大臣の答弁は、十年間の移行期間中の委託契約での保証と、その後は貯金銀行及び保険会社の経営者の判断でネットワークの価値が重視されるから維持されるはずだ、こういうことを、簡単に言えばそんな格好でお聞きをいたしてまいりましたが、何らこれは法的な保証はないということではつきりしているわけですね。

で、十年後の民営化以降のこの貯金、保険のサービスのユニバーサルな提供をどのように確保するのかというのが国民の関心なわけで、基金の件はもう分かり切っていますからもういいんですが、会社間の代理店契約を政府はどう規制をするなり指導するなり、できるのかできないのかを含めて簡潔に改めて御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 前国会から、又市委員がこの点について大変御懸念しておられるというのは承知をしております。

基金等々の御説明は要らないということでありまして、代理店契約に関して政府がどのように関与できるのかという御質問でございます。ならば、これはみなし免許を出すに当たつての条件として、長期安定的な代理店契約の存在を義務付けるということになります。これに關しましては、基本計画を作つて、承継計画の中でしっかりと

と明記をしていただいて、その承継計画、これは主務大臣の認可が必要になりますので、その中において、政府としてはしっかりと関与をしていきたいと思つております。

○又市征治君 それでは保証にならないわけで、先ほどこの点については細田さん、えらいすつきりとお答えになつて、民間に介入やそんなことはできないから政治の判断でそれはちゃんと残させるようにするんだと、こういうお話が、一番分かりやすかつた、私もそう聞きました。しかしそれで本物の保証にならないわけですね。政治家たちがそれは頑張るんだなんておっしゃつたて、そこには政治家はいないかもしれない。そういう地域もあるわけでありまして、そういう過疎地なんてのはえてしてそういうことになるわけですね。

そこで、少し具体的な中身で申し上げると、十年を超える長期の、例えば二十年とか三十年とか、こうした代理店契約を結ぶように政府が強く指導することしかないんじゃないのか、こういうふうには私は思います。特に、クリムスキミングされて、過疎地や都市部でも所得の低い地区の郵便局が切り捨てられないような、そういう意味では全国一括とすることがポイントじゃないんだらうか、こんなふうには思います。

長期の代理店契約あるいは基金の活用等によつて、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう、郵便局会社と郵便会社、郵便銀行ですね、それから保険会社の間で長期、全国一括の代理店契約の締結が行われるように、政府の方針としてこのことをむしろ求めていくということをはつきりさせた方がいいんじゃないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 移行期間を上回る長期というのと全国一括と、その二点を又市委員は指摘しておられるんだと思います。

まず、全国一括につきましては、これは繰り返しのようになりますけれども、みなし免許を出すときの条件になります。みなし免許というのはなげ出す

かといいますと、民営化の前日までずっと営業を行つていくわけです。翌日新しい銀行になると。そのときに、わざわざまた銀行業の申請などできませんので、そこでみなしで免許を出す。

つまり、正にこういうサービスを切れ目なく、公社から新しい銀行に切れ目なくサービスを提供していただくためにいうことでありますので、当然のことながら、それまで全国で津々浦々で展開、事業を展開して、それが基本的なビジネスモデルになつてこの郵政の銀行、郵貯の銀行でございますから、当然のことながら、全国一括でそうした契約が結ばれるということは、これはそのようになるというふうに我々は考えております。

そして、長期でありますけれども、これは、我々が条件として求めているのは、移行期間を十分にカバーするということでありまして十年を超えていた、だからいけないということではありませんが、それが、それを超えてどのくらい長くするか。それが長くなるということを我々は制限を加えておりません。しかし、無理やり政府の力でそれを二十年、三十年というふうにするのがよいというふうには、やはりそこは考えないわけでございます。あくまで民間のこれは銀行としてやつていただくわけで、今後やつていただくわけでありまして、経営者の判断でしっかりとやっていただきたい。

ちよつと極端な例で言いますと、じゃ百年だつたら安心なのかということになると、ちよつと極端な例で申し上げておりますが、そうするとやはり事業の非常に硬直性をもたらすわけでありますので、そこは経営者にしっかりと判断をしていただいて、十年を超えて長期になることは妨げない、その中でしっかりと判断をしていただきたいと思ひます。

○又市征治君 今、後段おっしゃつたように、全国一律は、一括は分かつた、こういうことなんです。しかし最終的には、やっぱりその民間会社になつたところの経営者の判断なんだという

ことでありますから、したがってそれは長期のこととはそれは想定できないと。百年というのはオバーだろうけれども。

しかし、いずれにしても経営者の判断、利潤が上がるかどうかという判断による。だから、このところは、結果的にはやっぱりユニバーサルサービスが本当に保証されるかどうかというのは、やっぱり懸念は全く払拭されないではないかと。こういう格好で、我々はだから反対だという大きな理由の一つなんです。(発言する者あり)埋まらないんですね、本当にね、こは。

そこで、もう一つ。そういう意味では、最大の利用者である国民の、一般国民の利便性がやっぱり軽視されているではないか、こういう議論が根強くやっぱあるということですよ。それからもう一つ、これ以上それは突っ込みません。

もう一つ。この郵政に働く二十六万人のこの職員の働く権利の問題について若干申し上げておきたいと思うんです。

私、総務委員会にも所属してまして、これ何回かやりました。この二年半の公社の下でも収益本位の運営、非常に強くやられてきている。その結果、極度に連続した深夜労働であるとか、依然これは、改めたというふうに言われているんだが、依然として自爆と呼ばれる営業ノルマの押し付けなどというのがまだ見られるんですね。この民営化でそれこそ解雇などという、そういう問題が起きるならば、これは極めて、あの国鉄問題と同様、大変大きな社会問題になるだろうと思うんです。

そこで、職員が安心して働ける職場環境づくりのために、現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく、職員の労働意欲が高まるよう十分配慮すべきであるというのは当然でありますし、とりわけ民営化後の職員の雇用の安定化に万全を期すべきだというふうに考えますが、この点について改めて確認を願います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 職員の処遇の問題、雇用の問題、そして働く方々の意欲の問題、極めて

重要であると認識をしております。であるからこそ郵政民営化の五原則の一つとしてこの配慮の原則というのを入れておりますし、また前通常国会における附帯決議でもこの点十分配慮をするといううような条文が含まれていたというふうに認識をしております。

新会社の職員の賃金とか、それとか勤務時間等の労働条件につきましては、正に円滑な移行と職員の保護という観点から、これ準備企画会社を設立しますけれども、準備企画会社であるところの日本郵政株式会社と公社の労働組合との間におきまして、事前の交渉及び労働協約の締結を可能としております。その際、新会社の労働条件については公社での勤務条件に対する配慮を義務付けると、そういう義務付けを、配慮の義務付けを行っております。職員に不利益が生じることがないよう十分に配慮することとしていっているところでございます。

また、これは民営化後の新会社のこともあろうかと思いますが、給与制度でありますとか評価制度に関しまして、これ民間のガバナンスを導入するということになるわけでございまして、その導入をしつかりしていただいて、職員が自らの創意工夫や意欲、可能性などを最大限に発揮することが可能であるし、是非そのように運営をしていただきたいと思います。

○又市征治君 大臣、大体全部お分かりのとおりですが、私が今質問した各項目は、実はいずれも八月五日のこの参議院の特別委員会と与党側が提案をされて採択をされた附帯決議、異例の附帯決議、この中身を、文言をほぼ忠実に繰り返して私は申し上げた、こういうことなんです。これに対して竹中大臣は、この八月五日の最終の場面に当たって、民営化に伴う国民の懸念や不安を払拭したいとの皆さん方の強い御意思であり、その趣旨を十分に尊重し、最大限努力してまいりますと、こう答弁されたわけですね。

ただ、本来ですね、これ一度法案が否決されたわけですから、こうした通常国会で出された

様々な批判的な意見であるとか懸念であるとか、例えて言えば一つの集約でもあるのがこの私は附帯決議だと思っております。この与党の附帯決議を最低限取り入れて、そして修正提案をされるというのがやっぱり当然なんだろうと思っております。いまだに、だけれども、これはもう全く不磨の大典みたいなことをおっしゃっているんだけれども、これが一番最善の法案だと、こうおっしゃっているんですが、しかし、それはやっぱり余りにも傲慢だと、こう言わざるを得ない。その点、ただ私は、この法案の、与党の皆さんはこの法案に不安だったから十五項目からの、それも普通野党が出す附帯決議を与党だけで出しておられる。ここにやっぱり大きな問題があるということをおっしゃっているわけで、そのくらいの謙虚さがむしろあるべきではないかと。選挙勝つたら何でもいいたいことじゃやないんじゃないのかということだけ一応ここでは御指摘を申し上げておきたいと思っております。

そこで、次に総理に伺ってまいりたいと思っておりますが、総理は今度の選挙でも民営化の国民へのデメリットは何もお示しにならなかった。まあ自分とところの悪いことは言わないだろうと思いがすが、官から民へと叫んで選挙で大変に大勝なさったということなんです。最大のポイントにされたのは、さつきからも出ていますけれども、公務員二十六万人を減らすと、こういう格好でおっしゃったんだが、ほとんどデマ宣伝に等しいと、こう言わざるを得ない。郵政は独立採算で、正に職員の賃金は税金ではなくて郵政事業から出ているということとはもう総理自身が一番よく熟知されているのに、そのことを言うことによつて国民に、いかにも国民負担が減るような、こういう幻想を与えたわけですから大変に問題だと、この点、だけ冒頭御指摘を申し上げて、少し次の質問に入りたいと思っております。

選挙後、今日もおっしゃっていますけれども、次の今後の改革の課題として、三位一体改革であるとか社会保障制度の改革であるとか、あるいは政府系金融機関の改革であるとかいうことと同時に、公務員制度改革ということもおっしゃった。そういう格好にやっているんですが、総理が言われるこの官から民への民というのは、これはもう言うまでもなく、国民とか民主主義の民ということではなくて、利益を目的とした営利事業者ということにはならないわけでしょうけれども、公共サービスは、そういう意味では利潤を目的にしない、だけれども社会に必要な仕事だから税金で賄われているわけですね。これをどんどん民営化するということは、郵政にとどまらずに、政府の今行っている公共サービスも大幅に縮小していくということになるんじゃないか、こういう懸念がやっぱり広がっています。

現実には小泉内閣の下でこの四年半の間に行われてきた構造改革の下で、日本の社会はこれまでになく貧富の差が拡大をした、格差拡大社会になっている、こういう批判が非常に強まってきた。具体例で言えば、依然として三百万近い完全失業者、一千六百万人の低賃金、劣悪な労働条件の非正規労働者、考えられもしなかった事態が起きている。六年連続で勤労世帯の所得は下がり続けているし、六世帯に一世帯が生活保護基準以下だと言われる二百万円以下の年収しかない、こういう状況。にもかかわらず、残念ながらこの間の医療制度あるいは年金制度、介護制度の改革と称してやられてきたのが負担増と給付減、こんな格好だった。

こういう状況だけに、さつきどなたかがおっしゃったけれども、国民、直観的に、どうも今度の公務員バッシングというのはこうした立場の勤労者や国民のやり場のない不満を公務員に押し付けて、むしろ社会の分裂をあおるものでないのか、こういう声が強まっています。

あなたは、公共サービスと公務員を減らして目指すのは、一体どういう日本社会を目指すところなのか。こんな格好で格差拡大社会が進んでいる

わけですけれども、どうも福祉社会とは無縁のよう
に思えてならないわけですが、その点の見解を
お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 公共サービスと
いうのが果たして公務員じゃなきゃできないのか
というのを私は言っているんです。公共サービ
スというのは公務員じゃなくてもできるんです。
そう思いませんか。(発言する者あり)そう思わな
い。電気にしてもガスにしても鉄道にしても、こ
れは公共サービスじゃないんですか。電話にして
も正に公共サービスですよ。

こういうものでも私は公務員じゃなくてもでき
る、公共企業体じゃなくても民間会社もできると
いうんだつたらば、どんどん任してゆだねていき
ましょうと。そして、公共サービスというものは
今まで役所がやるんだと思っていた考え方も、民
間人でも公共サービスできるんだつたらばどん
どん参入してもらおうと。これからいわゆる役所の仕
事を改革していこうという際にも、市場化テスト
法というものを今準備していますけれども、役
所、公務員でやった方がコストは削減できるの
か、サービスが良くなるのか。あるいは、公共的
なサービスなんだけれども、民間人に任して果た
してその仕事が可能なのか、公務員よりもいいの
か、良いものなのかどうか、よく競争してもら
う、そして役所の仕事も民間でできるんだつたら
民間にゆだねていこうと、そういうことも考えて
いるんです。

ですから、私は、公共サービスというものを公
務員だけ、役所だけで考えていいというものじゃ
ない、民間にもできるものは公共サービスでも
ゆだねていこうと。そうすることによって私は、
民間人の活躍できる分野が増えていくだろう、民
間企業の創意工夫を発揮できる分野が増えていく
だろう。そういうことによって、民間企業がやれ
ば利益を上げなければ倒産しますから、倒産しな
いように一生懸命努力する、そして利益を上げて
こられる、それが結果的には法人税なり、人を雇
うことによって所得税なり固定資産税になって税

収として跳ね返ってくる。現に国鉄でも電電公社
でも専売公社でも、民営化して三十兆円以上の売
却益が出ている。税金も納めてくれている。国民
は、電話一つ取ってみてもどれだけの進歩か、料
金にしてもどれだけ安くなったか、恩恵を受けて
いる。そういう方向に私は間違いないと思うん
であります。

○又市征治君 全然聞いていないことをお話しに
なったりするんですね。

私は、一体あなたの目指している社会は福祉型
国家とは無縁でないのか、そこはどうなのかと聞
いているのに全然違った話じゃないですか。だ
ん時間だけが過ぎていくんです。本
当にいかぬ、けしからぬ、本当にもう。そこで、
そういうふうにあなただけ抱えても駄目なんだ
よ、今、そこで総理、もう一つ聞きますよ。(発
言する者あり)確信犯だそうです。

あなたがそうおっしゃるが、仮に、総理は、十
年間、五年間で何、一〇％人員削減、あるいは総
人件費、最近は一割削減とかとやられています
な。こういうものを仮にやってみても、ちよつと
まあ本当は質問どんどん、あなたが長くしゃべ
るものだから質問時間なくなつて飛ばさざるを得な
くなつたんだが、仮に国家公務員をこれ二割削減
しても年間人件費にすると一兆円ですよ。これ
はもう十分御計算なさっていると思うけれども、
だけれども、あなたがこさえた二百兆からの借金
から見たらこれは微々たるものです、財政効果
は。

そこで、さつきだれかがおっしゃっていたが、
私はこの参議院の中で三年間、各省庁と特権官僚
の既得権益化している特別会計、年間純計で二百
五兆円も今年の場合ある。このことをやっぱ徹底
的にメス入れるべきだとずっと言い続けてきま
した。最近、これは参議院の総意になりました。
この間の、総理御存じのとおり、本会議でも政府
への警告決議と措置要求決議まで上げられた。こ
ういふ問題こそ今やっぱり国家として最も取り組
まなきゃならぬ課題じゃないのか。我が党の試算

によりますと、特別会計の剰余金だとか積立金の
回収、例えば外為特会、財政融資資金特会などで
毎年六兆五千億円程度は還元できるというふう
に我々は試算を出しました。

問題はこうした、さつき申し上げたような、額
に汗して国民の福祉の増進のために日夜苦勞して
いる一般公務員、公務員全部とは言いませんよ、
特権官僚は別だ、これはね。特権問題は別だ。そ
ういふ圧倒的な一般の公務員までおとしめるよう
な、何かしら仕事してないみたいなのを言つ
たり何かで攻撃をするんじゃないかと、本心に政府
内部の特権と財政のこうした乱脈にメスを入れる
なり、天下りを本心にきちつと規制をする。やろ
うと思えばすぐできる話だと思う。そのことにこ
そ最優先課題として取り組むべきじゃないのかと
いうことなんです、最後にこの点、お答えいた
だきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 公務員もまじめ
に熱心に仕事をされている方が多いですよ。
それで、公務員の役割も十分大きいものがある。
そういう中で、今公務員の仕事と民間の仕事とい
かに仕分けしていくかということも大事だと思ひ
ます。また、人件費におきまして、民間に準拠
して公務員の給与を決めるといふ、その準拠の仕
方によつても、どの企業を対象にするかという点
についても都会と地方では違ふだろうという意見
もあります。そういう国民の意見にも真剣に耳を
傾ける必要があると。

これからの特別会計の問題も、これは私は賛成
です。もう徹底的に見直していかなきゃならない
し、計算では何兆円あると言っておりますが、今
財務省でも本心にそれだけ出るといふことを
よく調べていますので、そういう提案を受けなが
ら真剣に協議をして無駄なところはやめていく
と。これは、政府としても、与党としても、その
いい点は野党の点をどんどん取り入れて改革に進
まなきゃいけないと思ひております。

○又市征治君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(陣内孝雄君) 六案に対する本日の質疑
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時四分散会

平成十七年十月二十日印刷

平成十七年十月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B